

うるま市高齢者福祉計画 第6期介護保険事業計画

平成27年度～平成29年度



平成27年3月
沖縄県うるま市

はじめに



わが国の高齢化は、急速に進み、うるま市の高齢化率も 18.7%となっており、団塊の世代が高齢期を迎え、さらにその世代が後期高齢者となる 2025 年を見据えた高齢化社会を支える社会を構築していかなければなりません。

それらの状況を踏まえ、超高齢化社会を迎え高齢化施策の充実を図るため、2015 年から 2025 年の中長期的な視点を含めた高齢者福祉計画を策定する必要があります。

高齢者の方々が、健康維持・増進や介護予防に取り組み、生きがいをもって地域づくりに参加し、介護が必要な状態になったとしても、地域社会全体で支え合い、高齢者が生き生きと安心して暮らせるまちの姿として位置づけた「いきいき暮らし 地域で支え合う ゆいま～るのまち・うるま」をスローガンにうるま市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）を策定いたしました。

高齢者の方々が自立と尊厳をもって住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくことは、すべての高齢者誰もが望むことであり、また地域住民全体が望むことであると思います。

安心できる高齢者社会の着実な実現に向けて、本市ではこれまでも市民の皆さまのご協力のもと、高齢者福祉事業を展開してまいりましたが、本計画ではさらに在宅医療・介護連携、認知症対策、地域ケア会議、介護予防・生活支援サービスの充実・強化を推進していく計画となっています。

高齢者自らが自身のために行う「自助」、地域住民が互いに支えあう「互助」、行政の施策等「公助」の一体化で地域包括システムの推進が図られることは重要であり、地域の実践力を高めるための取り組みや、行政と地域の連携はもとより保健・医療・介護・福祉等の関係機関・組織との連携を図っていくことも重要だと考えております。

今後ともさらなる取り組みを推進して参りますので市民の皆さまには、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました、うるま市高齢者福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、ご尽力いただきました多くの皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

うるま市長 島袋 俊夫

< 目 次 >

序章 計画策定の背景等

1. 計画策定の背景 1
2. 計画策定の位置づけと期間 2
3. うるま市の高齢者を取り巻く現状と課題 4
4. 高齢者人口等の推計 6

第1章 計画の基本的な方向

1. 2025（平成37）年のまちの姿 7
2. 基本方針 8
3. 施策体系 10
4. 重点施策 12

第2章 高齢者福祉計画等の具体施策

1. 健康づくり・生きがいくりの充実 13
2. 介護予防・介護保険サービス等の充実 19
3. 支え合いの仕組みづくり 31
4. 安心・安全なまちづくり 36

第3章 計画期間中における介護保険サービス等の見込み

1. 介護給付等サービス利用者のイメージ 41
2. 介護保険料算定のながれ 42
3. 介護サービス量等の見込みと介護保険料の算定 43

第4章 日常生活圏域での具体施策

1. 日常生活圏域の設定 55
2. うるま市日常生活圏域ニーズ調査結果の概要 57
3. 住民参加による施策の推進 59
4. 日常生活圏域別の具体施策 60

第5章 計画推進に向けて

1. 2025（平成37）年を見据えた計画の推進 77
2. 高齢者をはじめ市民への計画等の周知徹底 77
3. 行政及び保健・医療・福祉の関係機関等の連携推進 78
4. 計画の進行管理の仕組みづくり 78

- 参考資料 79

序章

計画策定の背景等

1. 計画策定の背景…………… 1
2. 計画策定の位置づけと期間…………… 2
3. うるま市の高齢者を取り巻く現状と課題…………… 4
4. 高齢者人口等の推計…………… 6

序章 計画策定の背景等

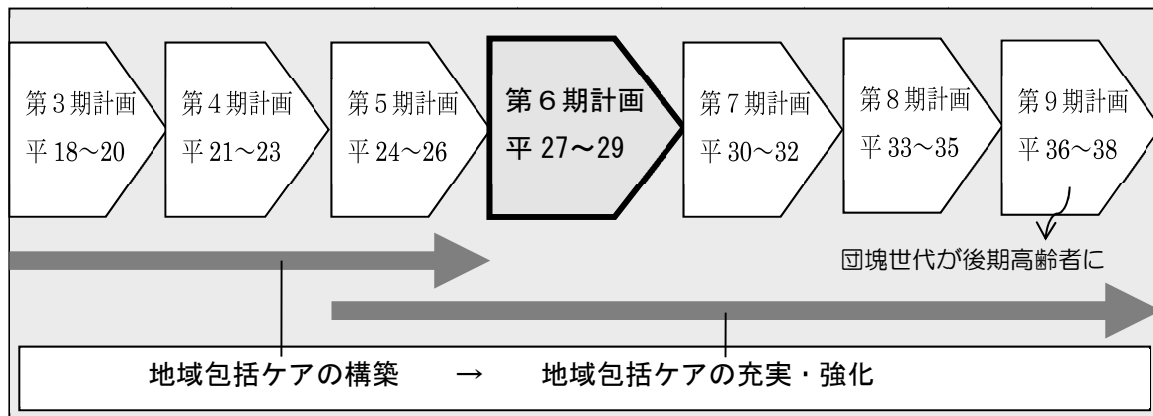
1. 計画策定の背景

我が国においては、進行する高齢社会に対応すべく、高齢者の視点で総合的な施策を推進するために、国が平成元年（1989年）にゴールドプランを策定し、その後、平成12年4月の介護保険制度の導入を契機に、介護保険事業計画の策定を加え、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」のもとで、高齢者施策の充実を図ってきました。

平成17年度には、在宅を中心に地域で暮らし続けていく視点を強化し、介護保険サービスの一層の充実を図るとともに、介護予防の推進、認知症高齢者支援の充実、地域ケア体制の構築等をめざしていくこととしました。その後、これらを基本に地域包括ケアの充実を図っていくために①認知症支援策の充実、②生活支援サービスの充実、③高齢者の居住に係る施策との連携、④医療との連携に重点的に取り組む必要があるとし、平成23年度に策定した第5期介護保険事業等計画は、平成17年度に策定した第3期介護保険事業計画が目標とした地域包括ケアシステムの構築を具現化するとともに、団塊世代の後期高齢者への移行により高齢化が一段と進む平成37年（2025年）に向け、地域包括ケアの充実・強化に取り組むためのスタートの計画であるとしています。したがって、第6期介護保険事業等計画は、改めて地域包括ケアの実現を目指すことを念頭に計画策定に取り組むことが重要となります。

また、平成27年度の介護保険制度の改正では、地域包括ケアの実現を目指し高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防のさらなる充実が示されており、そのための地域支援事業の充実（①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化）や、これまで予防給付で実施していた「訪問介護」及び「通所介護」のサービスを地域支援事業へ移行し、保険者がそれぞれの地域に合わせて多様なサービスを展開していくことにより、地域包括ケアの充実・強化が期待されています。

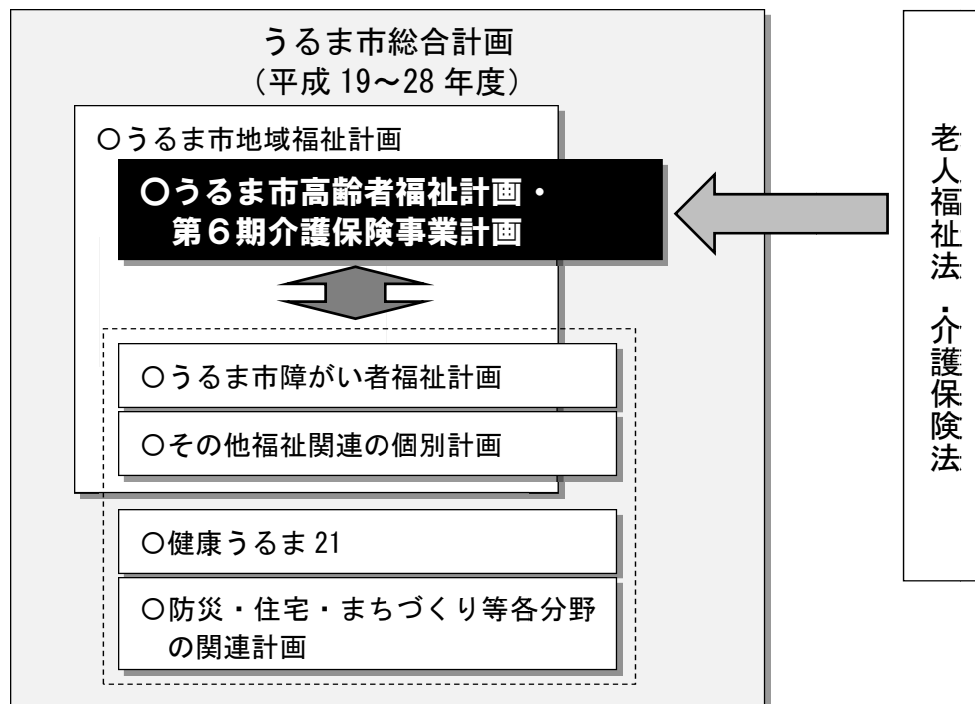
<介護保険事業計画と今後のめざすべき方向>



2. 計画策定の位置づけと期間

本計画の位置づけは以下に示す通りです。うるま市のまちづくりを総括する計画であるうるま市総合計画、福祉部門を統括する計画であるうるま市地域福祉計画のもと、うるま市障がい者福祉計画等他の福祉分野の個別計画をはじめ、防災、住宅等の個別計画等との整合を図った計画となります。

■ うるま市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の位置づけ



本計画の期間は、平成 27 年度を初年度として、平成 29 年度を目標年度とする 3 年計画とします。

なお、計画期間は 3 年間ですが、団塊の世代が後期高齢者となる 2025（平成 37）年を見据えた長期的な視点を持ち、計画の推進を図るものとします。



3. うるま市の高齢者を取り巻く現状と課題

(1) うるま市の高齢者を取り巻く現状と課題の概要整理

【高齢者人口・世帯等の動向】

- ・高齢者人口は実数・割合ともに増加傾向、高齢化率はH25年18.2%、県(17.7%)と比較すると若干高い。
- ・年少人口は減少、老年人口の比率は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえる。
- ・高齢者のみの世帯(高齢単身、高齢夫婦)が増加。
- ・地区別高齢化率は与那城地区が24.0%、具志川第2地区が15.8%と、地区によって差がみられる。

【介護保険事業を取り巻く現状と課題】

- ・認定者数は増加傾向で推移、H25年で4,459人。
- ・うち65歳以上認定者は4,290人、認定率は19.6%。
- ・この間軽度(介護2以下)及び重度(介護4以上)の認定者が伸びている。
- ・第2号被保険者が要介護認定を受ける要因は「脳血管疾患」が全体の7割弱を占める。

【介護保険サービスの利用実態】

○介護保険サービス利用人数

- ・介護保険の利用人数は増加傾向。H25年で総数3,924人。内訳は居宅サービス2,947人、地域密着型サービス173人、施設サービス804人。
- ・予防給付では「通所介護」、「通所リハ」、「福祉用具貸与」、「訪問介護」、介護給付では「通所介護」、「福祉用具貸与」の利用率が高い。
- ・施設サービスの利用状況は、特養(455人)、老健(323人)の利用者数が多く、施設利用者数に占める要介護4以上の割合は66.7%。

○介護保険サービス給付費

- ・総給付費は増加傾向。H25年10月で総給付費約6.1億円。内訳は居宅サービス約3.7億円、地域密着型サービス約0.3億円、施設サービス約2.1億円。

【計画値の検証】※○内は計画値との差

▼高齢者人口(H25年10月)

- ・総人口(+47人)はほぼ計画通り、高齢者人口(+130人)は実績値が計画値を上回った。

▼認定者数(H25年10月)

- ・認定者総数(+373人)は実績値が計画値を上回る。
- ・要支援1～要介護5まですべての介護度で計画値を上回っている。

▼介護保険サービス利用者数(H25年10月)

- ・居宅サービス(地域密着型含む)(+306人)、施設サービス(+40人)ともに計画値を上回っている。

▼介護保険サービス給付費(H25年10月)

- ・総給付費(+2,588万円)、居宅サービス(+1,288万円)、地域密着型サービス(+230万円)、施設サービス(+1,070万円)が計画値を上回っている。

【高齢者施策の現状と課題】

I-1. 健康づくり・生きがいづくりの充実

- ・特定健診は休日検診、ナイト健診等の実施により受診環境を拡充し、受診率は増加傾向にあるものの、H24年度31.5%で県内41市町村中40位と低迷。
- ・生活習慣病予防健診・がん検診は受診率向上が課題。今後、個別健診の導入等、受診環境の拡充を図るなど受診率向上に努めていく必要がある。
- ・特定保健指導やそれ以外の保健指導について、指導率は増加傾向で推移。個々に合ったきめ細かな対応を引き続き行っていく必要がある。
- ・公民館講座やスポーツ教室等の開催を通し、市民の生涯学習機会を創出している。市民ニーズの把握に取り組みつつ、事業への参加促進を図る必要がある。
- ・ふるさとパーク等において、高齢者からの相談件数は増えているが、高齢者向け求人は少なく、今後は働く場の確保等、就労支援の拡充が必要。

I-2. 介護予防・介護保険サービス等の充実

- ・基本チェックリスト実施率は約5割。長期未把握者の対応が課題。今後、予防事業対象者の把握方法検討が必要。
- ・二次予防事業への参加者が少なく、参加促進が課題。
- ・二次・一次予防事業ともに事業終了後の活動継続が課題。今後、地域の受け皿確保や活動継続促進が必要。
- ・島しょ地域の居宅サービス確保が課題。次期計画期間中に地域密着型サービスと併せて開所を見込む。
- ・軽度生活支援事業と食の自立支援事業は地域での自立生活支援に貢献している。一方、長期のサービス利用により事業に依存するケースがあり、アセスメントの充実等により適切なサービス利用を促す必要がある。

II-1. 支え合いの仕組みづくり

- ・社協の出前講座により、見守り支援団体が32自治会で発足(H25時点)。今後とも全自治会での組織化をめざし、地域の支援を進めていく必要がある。
- ・地域包括ケア体制の構築を進めるため、地域包括支援センターの外部委託等による体制整備が必要。
- ・認知症ケア・養成講座の受講者数は増加傾向。今後、企業等を対象にした講座開催等により、地域での見守り体制の充実が必要。
- ・H26年から認知症疾患支援者連絡会を通し、認知症の早期診断・対応・支援につなげるための取り組みを実施。今後認知症ケアパスの具体化に向けた検討が必要。

II-2. 安心・安全なまちづくり

- ・災害時要援護者登録について、本人の希望による登録であるため、要援護者の掘り起しが必要。
- ・市内有料老人ホームの実態把握が課題。県と連携し届出促進や適切な指導監査を行っていく必要がある。

【うるま市日常生活圏域ニーズ調査】**■高齢者の心身機能等**

- ・心身機能の低下がみられる二次予防事業の対象者は認定者を除いて3人に1人（30.2%）。
- ・認定者を除いて機能低下者が多い項目は、運動器（20.0%）、口腔（15.3%）、認知機能（40.5%）、うつ（28.0%）。

■社会参加の動向

- ・会・グループへの参加は「参加していない」が7～8割を占める。参加しない理由は、「健康（体調）がすぐれない」が約3割と多い。

■その他

- ・介護・介助が必要になった主な要因は、「高齢による衰弱」（30.3%）を除くと、「認知症」（18.9%）、「心臓病」（13.5%）、「脳卒中」（10.9%）、「糖尿病」（10.9%）。
- ・生活するうえで困っていることは「足が悪くなって行きたいところに行けない」（18.1%）が最も多い。
- ・充実を求める施策は「在宅診療等の医療サービス」、「一人暮らし高齢者などの見守りや安否確認」が約4割。

【国の動向（介護保険法の改正）】**1. 地域包括ケアシステムの構築****<サービスの充実>**

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

<重点化・効率化>

- ①介護予防訪問介護・通所介護の予防給付から地域支援事業への移行
- ②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則要介護3以上に限定（既入所者は除く）

2. 費用負担の公平化**<低所得者の保険料軽減を拡充>**

- 低所得者の保険料軽減割合を拡大

<重点化・効率化>

- ①一定以上の所得のある利用者負担の自己負担引上げ
- ②低所得者の施設利用者の食費・居住費を補てんする「補足給付」の要件に資産などを追加

（2）高齢者施策の主な課題**1) 介護予防の強化による要介護状態への移行予防**

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、心身共に健康であることが重要である。そのため、若いうち、元気なうちからの健康づくりを含む介護予防活動や生きがいづくり支援を進めていく必要がある。また、高齢者の状態把握に努め、心身機能の低下がみられる高齢者へは機能改善・維持につながるよう介護予防事業への参加を促進し、要介護状態へ移行しないよう支援していく必要がある。

2) 認知症対策の推進

- ・近年、認知症患者は増加傾向で推移しており、今後とも増加していくものと予測されている。
- ・介護保険法の改正に伴い、国においては「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を方針として打ち出している。
- ・今後、認知症サポーター・キャラバンメイトの活用や認知症サポート医との連携強化、権利擁護の推進等これまでの取り組みの充実をはじめ、認知症ケアパス（認知症の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、その流れを整理したもの）の構築に取り組むなど、初期から中度・重度の方まで幅広く対応できる仕組みづくりが必要である。

3) 在宅生活への支援充実

- ・高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者の良質な住まいの確保や生活支援サービスの充実、在宅医療の充実及び医療・介護連携の推進等により、高齢者が在宅生活を送るための支援充実を図っていく必要がある。

4) 地域包括ケアシステムの充実

- ・介護保険法の改正により、予防給付の訪問介護、通所介護が新たな総合事業（地域支援事業）へ移行するとともに、認知症対策や生活支援サービスの充実をはじめ、在宅医療と介護連携の推進や地域ケア会議の開催などが地域支援事業の中で位置づけられた。また、各分野の専門家をはじめ、地域人材（地域やボランティア等）の参画を図っていくこととされており、地域をはじめ、各関係団体・機関とのこれまで以上の協力・連携体制の構築が必要不可欠となっている。
- ・したがって、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりのため、高齢者を取り巻く環境等を十分に把握しスムーズに支援へ結び付けていくとともに、個々の状態に合わせたきめ細かな支援ができる体制づくりを進め、一層の地域包括ケアシステムの充実を図っていく必要がある。

4. 高齢者人口等の推計

うるま市の高齢者人口は、平成25年10月現在22,014人で、総人口の18.2%を占めています。本計画の目標年となる平成29年には高齢者人口が25,702人、高齢化率が20.8%となり、高齢化が進んでいくものと予測されます。

■ 将来人口（各年10月1日現在）

| | 平成26年度 | 計画期間 | | | 参考 | |
|-----------------------|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成32年度 (2020年度) | 平成37年度 (2025年度) |
| 将来人口 | 121,329 人 | 122,242 人 | 122,870 人 | 123,438 人 | 124,789 人 | 126,084 人 |
| 高齢者人口 (第1号被保険者) | 22,746 人 | 23,889 人 | 24,853 人 | 25,702 人 | 28,243 人 | 31,482 人 |
| 65～74歳人口 (前期高齢者) | 10,947 人 | 11,735 人 | 12,394 人 | 12,913 人 | 15,139 人 | 16,059 人 |
| 75歳以上人口 (後期高齢者) | 11,799 人 | 12,154 人 | 12,459 人 | 12,789 人 | 13,103 人 | 15,423 人 |
| 高齢化率 | 18.7% | 19.5% | 20.2% | 20.8% | 22.6% | 25.0% |
| 40～64歳人口 (第2号被保険者) | 40,332 人 | 40,632 人 | 40,781 人 | 39,395 人 | 39,981 人 | 41,876 人 |

※表中の数値は、小数点以下第1位を四捨五入して算出しているため、総数と内訳の計が一致しない場合があります。

第1章 計画の基本的な方向

1. 2025（平成37）年のまちの姿…………… 7
2. 基本方針…………… 8
3. 施策体系…………… 10
4. 重点施策…………… 12

第1章 計画の基本的な方向

1. 2025（平成37）年のまちの姿

全国的に少子高齢化が進展し人口構造が変化する中、高齢者のライフスタイルや社会生活を送るうえでのニーズ等は多様化していくことが予測されます。また、2025（平成37）年には団塊世代が後期高齢者へ移行することから、今後一層の高齢社会への対応が求められています。

このような傾向は本市においても例外ではなく、ニーズの多様化等に対し今後、地域に住む高齢者がそれぞれ培ってきた豊富な経験や知識等を活かしながら、支え合える社会づくりを進めていく必要があります。

一方、要介護認定者が増加していくなかで、医療や介護を必要とする高齢者も住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉等のネットワークを充実させていく必要があります。

そのような状況の中、本市においては前計画までの将来像に「おじー・おばーが生き生きがんにじゅうに暮らすまち」を掲げ、特定健診をはじめとする健康づくり支援や介護予防の各種教室の開催、介護保険サービスの充実等を図ってきました。さらに、住み慣れた地域での生活を支える生活支援サービスの充実や地域密着型サービスの拡充、地域見守り隊をはじめとする住民の支え合いの仕組みづくりにより、地域包括ケア体制の充実を進めるなど、高齢者が地域で暮らしやすいまちづくりを進めてきました。

今後とも、日常生活の支援をはじめ、地域で暮らし続けるための医療・介護・福祉サービス、生活の基盤となる住まいの提供等が一体的に展開される地域包括ケアシステムの構築を念頭に置きつつ、「いきいき暮らし 地域で支え合う ゆいま～るのまち・うるま」を2025年のまちの姿と位置づけ、各種高齢者施策を展開していきます。

【2025（平成37）年のまちの姿】

いきいき暮らし 地域で支え合う ゆいま～るのまち・うるま

2. 基本方針

前述の高齢者像を実現するため、以下の基本方針のもと、具体施策の展開につなげていきます。

(1) 健康づくり・生きがいつくりの充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者自身がいつまでも健やかで生きがいに満ちた生活を送ることが重要です。

そのため、健康づくりに関する意識の啓発をはじめ、特定健診等の受診勧奨や自主的な取り組みの促進等を図るとともに、生涯学習や生涯スポーツ活動の促進、活動場所の確保等により、高齢者の健康づくり・生きがいつくりを支援します。

(2) 介護予防・介護保険サービス等の充実

心身機能の低下を防ぎ、自立した暮らしを続けていくためには、高齢者の心身機能の状態を把握し、個々の状態に合わせて心身機能の維持・改善を図り、要介護状態への移行及び重度化を抑制していく必要があります。また、生活支援や身体介助等が必要な高齢者には、適切な介護・福祉サービスの提供に努めていく必要があります。

そこで、各種訪問事業等による高齢者の状態把握をはじめ、高齢者の状態に合わせた介護予防教室への参加促進及び教室の内容等の充実、地域での介護予防活動拠点の確保等を進め、介護予防の充実を図ります。また、支援が必要な高齢者へ適切なサービスを提供できるよう、介護保険サービス（居宅、地域密着、施設）の確保に努めるとともに、自立に向けた在宅福祉サービス等の提供を図ります。

(3) 支え合いの仕組みづくり

今後、高齢化が進行していく社会においては、元気な高齢者同士や地域での支え合いはもちろん、保健・医療・福祉等の多様な分野から成る横断的なネットワークの形成・連携強化が重要となります。

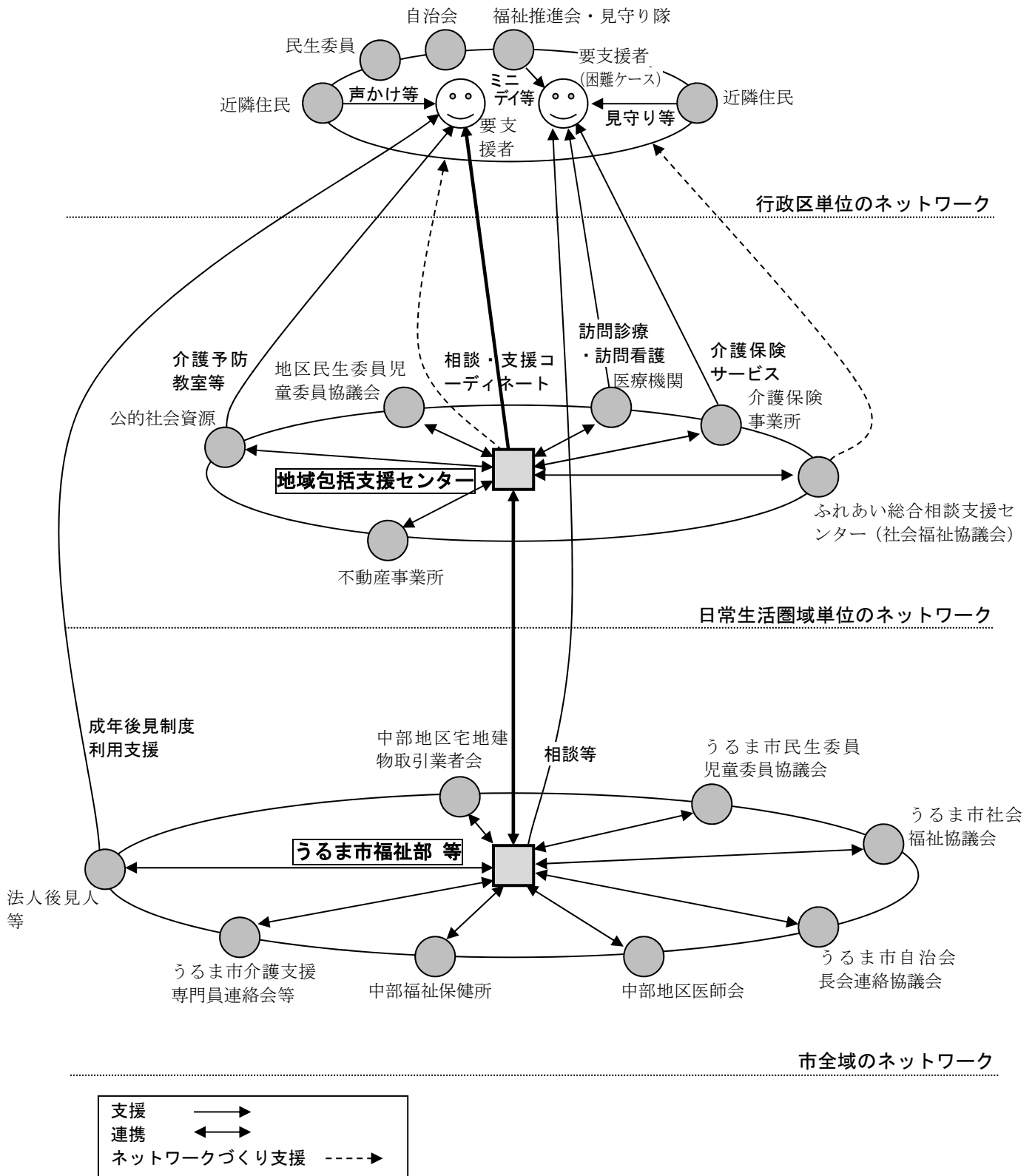
そのため、地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、同センターを中心としたネットワークの形成・連携強化を図っていくとともに、地域活動等の支援による住民同士の支え合い活動を推進していきます。また、増加する認知症高齢者等を支える仕組みづくりのため、認知症に関する知識の普及や地域及び専門家による見守り・支援体制づくりに取り組みます。

(4) 安心・安全なまちづくり

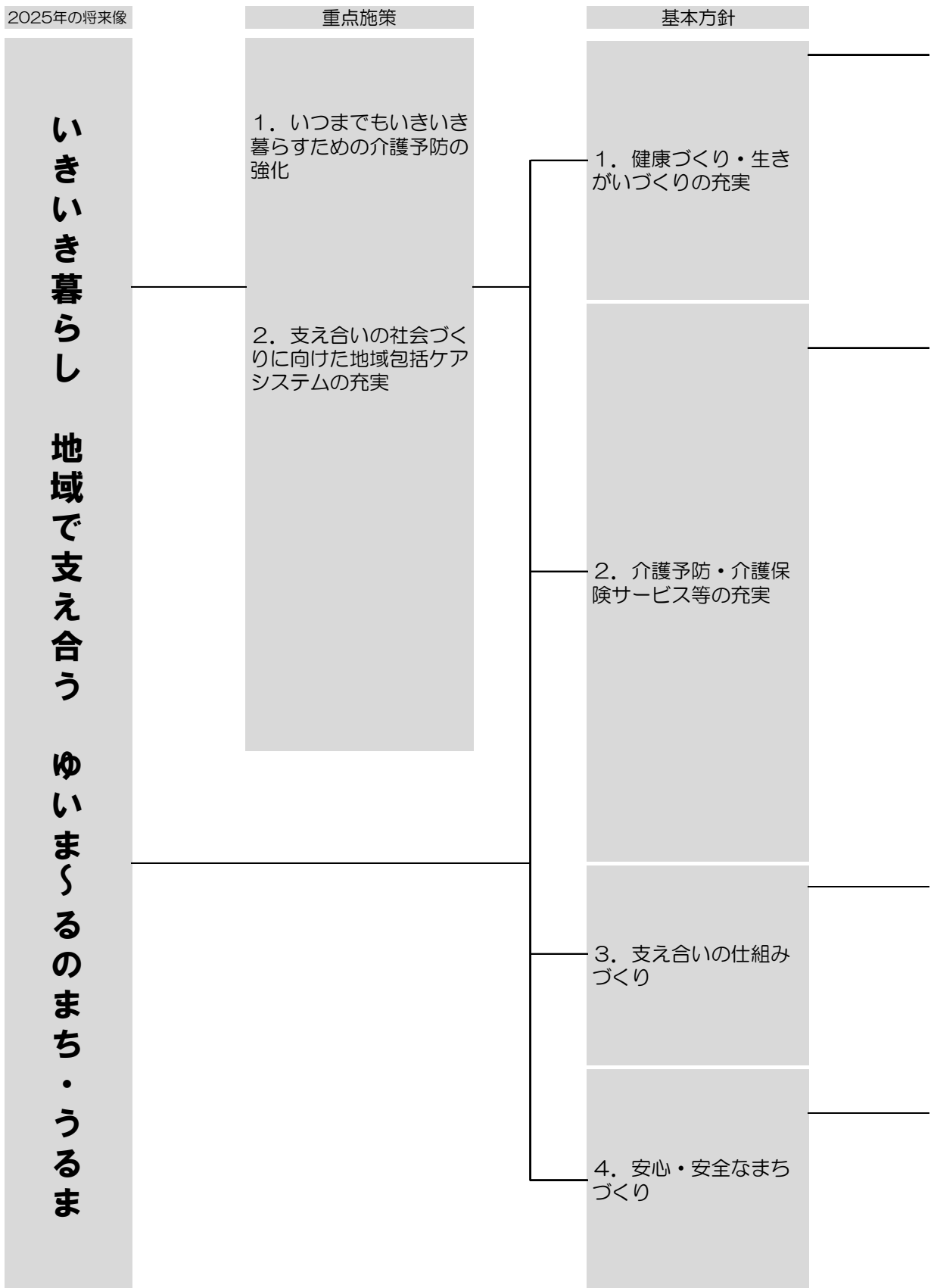
高齢者をはじめ、市民が安心・安全な暮らしを続けていくため、災害時の対応充実や生活の基盤となる住まいの確保、公共空間のバリアフリー化等を進めていく必要があります。

そこで、災害時要援護者登録制度の理解及び登録促進や自主防災組織の結成・育成等により、災害時の対応体制の充実を図ります。また、高齢者向け住宅等の整備促進や有料老人ホームの届け出促進等により、高齢者が安心して暮らすための良質な住まいの確保を図ります。さらに、公園、道路、公共施設等の公共空間において、バリアフリー化を推進していきます。

◆うるま市地域包括ケアのイメージ



3. 施策体系



| 具体施策 | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりに関する普及・啓発の推進 (2) 生活習慣病予防対策の推進 (★) (3) 生涯学習・生涯スポーツの推進 (★) (4) 地域活動の充実 (5) 就労支援の充実 | ①「健康うるま21」の普及啓発 | |
| | ①各種健(検)診の実施 ②保健指導の実施 ③健康教育の実施 | |
| | ①生涯学習機会の充実 ②生涯スポーツ・レクリエーションの充実 ③健康福祉センターうるみんの活用 | |
| | ①老人クラブ活動の支援 ②地域活動への参加促進 (★) ③地域活動団体の活動促進 | |
| | ①高齢者の就労支援の推進 | |
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (★) (2) 介護保険サービスの充実 (3) 福祉・医療サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> -1 在宅福祉サービスの実施 -2 家族介護者支援の充実 -3 施設サービスの実施 -4 在宅医療等の充実 (★) | ①介護予防の意識啓発の推進 ②心身機能低下者の把握 ③介護予防・生活支援サービス事業の充実 ④介護予防ケアマネジメントの充実 | |
| | ①介護予防・居宅介護サービスの充実 ②地域密着型サービスの充実 (★) ③施設・居住系サービスの充実及び整備促進 ④低所得者に対する負担軽減 ⑤介護支援専門員との連携及び包括的継続的支援の推進 ⑥介護保険サービスの質の確保と向上 | |
| | ①軽度生活援助事業の実施 ②食の自立支援事業の実施 ③老人福祉電話貸与の実施 ④緊急通報システム事業の充実 ⑤ふれあいコール事業の実施 ⑥在宅高齢者日常生活用具給付事業の実施 ⑦外出支援サービス事業の実施 ⑧高齢者紙おむつ支給事業の実施 ⑨在宅介護者手当の支給 | |
| | ①家族介護支援事業の推進 ②在宅介護者の活動支援 | |
| | ①養護老人ホームへの入所措置の実施 ②高齢者等緊急一時保護事業の実施 | |
| | ①在宅療養支援診療所等の確保 ②在宅医療と介護連携の推進 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における支え合いの体制づくり (★) (2) 総合相談支援の充実 (★) (3) 認知症高齢者等への支援対策の強化 (★) | ①地域包括支援センターの強化 ②地域ケアネットワークの充実 ③住民主体の支え合い活動の推進 |
| | | ①総合相談体制の充実 ②権利擁護・成年後見制度の活用 ③高齢者虐待への対応 |
| | | ①認知症に関する普及啓発事業の推進 ②地域での認知症見守り体制づくりの推進 ③認知症総合支援事業等の推進 |
| | <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災・防犯対策の充実 (2) 住宅・住環境の充実 | ①災害時要援護者支援体制の充実 ②自主防災組織の結成及び育成 ③高齢者等緊急一時保護事業の実施 (※再掲) ④消費者保護対策の充実 |
| ①高齢者向け住宅の整備促進 ②有料老人ホームの届け出促進 ③有料老人ホームの適切な指導監督の充実 ④「(仮称)有料老人ホーム連絡会」の設置支援 ⑤高齢者が利用しやすい住宅の普及促進 ⑥高齢者が利用しやすい公共空間の整備 | | |

4. 重点施策

本計画では、「いきいき暮らし 地域で支え合う ゆいま～るのまち・うるま」を2025年のまちの姿として掲げました。

このまちの姿を達成するための具体的な方策・施策は後述の「第2章 高齢者福祉計画等の具体施策」において、「1. 健康づくり・生きがいくりの充実」、「2. 介護予防・介護保険サービス等の充実」、「3. 支え合いの仕組みづくり」、「4. 安心・安全なまちづくり」の4つの柱で整理していますが、ここでは、多様な分野で構成される本計画の推進にメリハリをつけ、まちの姿達成に向けた取り組みをより強力で担保するため、2つの重点施策を位置づけることとします。

(1) いつまでもいきいき暮らすための介護予防の強化

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、高齢者自身が元気な状態を保ち続けることが重要です。元気な状態を保ち続けることは、生きがいと活力に満ちた豊かな人生を送ることにつながるとともに、医療費や介護給付費の抑制にもつながります。

そこで、健康づくりや介護予防活動を積極的に推進し、健康寿命の延伸や要介護状態への移行及び重症化予防の取り組みを強化します。

【第2章の関係する施策】

- ・ 1－(2) 生活習慣病予防対策の推進
- ・ 1－(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進
- ・ 2－(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(2) 支え合いの社会づくりに向けた地域包括ケアシステムの充実

今後、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、生活支援や介護・福祉・医療サービス、住まいの確保等が一体となって提供される地域包括ケアシステムのより一層の充実が求められます。そのためには、地域をはじめ、保健・医療・福祉等の垣根を越えた多職種の実業家による横断的な連携が必要です。

そこで、地域包括ケアの中核となる地域包括支援センターの機能強化をはじめ、地域ケア会議をはじめとする多職種連携の推進や地域住民同士の支え合い活動の促進等を図り、地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

【第2章の関係する施策】

- ・ 1－(4)－②地域活動への参加促進
- ・ 2－(2)－②地域密着型サービスの充実
- ・ 2－(3)－4 在宅医療等の充実
- ・ 3－(1) 地域における支え合いの体制づくり
- ・ 3－(2) 総合相談支援の充実
- ・ 3－(3) 認知症高齢者等への支援対策の強化

第2章 高齢者福祉計画等の具体施策

1. 健康づくり・生きがいをづくりの充実…………… 13
2. 介護予防・介護保険サービス等の充実…………… 19
3. 支え合いの仕組みづくり…………… 31
4. 安心・安全なまちづくり…………… 36

第2章 高齢者福祉計画等の具体施策

1. 健康づくり・生きがいつくりの充実

〔現状と課題〕

生活習慣病予防対策としては青壮年期からの健康づくりが重要であり、特定健診、がん検診、生活習慣病予防健診等の各種健（検）診に取り組んでいます。

特定健診については、受診勧奨及び意識啓発の強化に加え、新たに休日健診やナイト健診を実施するなど、受診機会の拡充に努めていますが、受診率は3割程度（平成24年度現在31.5%）と低く、県内市部で最下位（平成24年度現在）となっています。今後は、健診未受診者への個別訪問を実施するなど、受診率の向上に向けて取り組みを強化する必要があります。生活習慣病予防健診及びがん検診については、集団健（検）診のみならず個別健診を実施するなど、各種健（検）診の受診率向上に向けて取り組みを強化する必要があります。

また、各種保健指導については、保健指導率は年々向上しています。しかし、早世と生活習慣病の発症、重症化予防が課題となっていることから、保健指導の対象者を明確にし、指導体制の強化をはじめ医療機関等との連携強化に努め、引き続き保健指導の充実に取り組む必要があります。

高齢者の生きがいつくりを支援するため、地区公民館等における生涯学習活動の支援、スポーツ教室・大会等における生涯スポーツ・レクリエーションの推進、老人クラブ活動への支援等に取り組んでいます。

また、地域福祉の担い手となる老人クラブにおいては、うるま市老人クラブ連合会具志川支部が平成19年度に長寿学園を発足し、高齢者の学習・生きがいつくりの場・機会となるなど、活発な活動が見られています。今後も高齢者の多様な生きがいつくりを支援するため、地域資源を活用した支援の継続・充実を図る必要があります。

また、高齢者がこれまで培ってきた能力を活かし生き生きと就労することができるよう、市シルバー人材センターやふるさとハローワーク等において就労支援を行っています。高齢者の相談件数が増加している一方で、高齢者向けの求人が少なく、今後は、各種事業の活用等による就職先の拡充が求められています。

■ 基本施策の展開

1. 健康づくり・生きがいの充実

(1) 健康づくりに関する普及・啓発の推進

①「健康うるま21」の普及啓発

(2) 生活習慣病予防対策の推進

①各種健(検)診の実施

②保健指導の実施

③健康教育の実施

(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

①生涯学習機会の充実

②生涯スポーツ・レクリエーションの充実

③健康福祉センターうるみんの活用

(4) 地域活動の充実

①老人クラブ活動の支援

②地域活動への参加促進

③地域活動団体の活動促進

(5) 就労支援の充実

①高齢者の就労支援の推進



(1) 健康づくりに関する普及・啓発の推進

高齢者をはじめ、全ての市民の健康づくりへの意識を高め、健康づくりの実践活動に結びつけていくことができるよう、「健康うるま21」の周知や健康講演会等を通じて啓発を図っていきます。

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|--|-------|
| ①「健康うるま21」の普及啓発 | ・市民の健康増進を目指すため、ライフステージに応じた施策を定めた市の健康増進計画となる「健康うるま21」について、その普及・啓発を図り、健康づくり活動を推進します。 | 健康支援課 |

(2) 生活習慣病予防対策の推進

生活習慣病を原因とする寝たきり、要介護状態への移行を防止するために、健診受診率の向上、特定保健指導の充実等を図ります。

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|--------------|---|-------|
| ① 各種健(検)診の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり支援を進めていく上で、重要な事業となる各種健(検)診について、多くの市民の受診を促進するために広報、啓発活動を推進します。 ・特定健診・各種がん検診の受診率向上のため、休日健診を継続するとともに、がん検診においても個別検診の実施等、市民が利用しやすい実施方法の導入を図ります。さらに、特定健診については、健診未受診者への戸別訪問を実施するなど、受診率向上のための取り組みを推進します。 | 健康支援課 |
| ② 保健指導の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果を踏まえ、メタボリック症候群該当者及び予備群に対し、特定保健指導の推進を図ります。 ◆主な事業 <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導対象者と直接コンタクトを取りやすくし、保健指導の期間を拡充する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・未利用者対策事業(健診結果の通知) ・エコボディカード発行時における保健指導 など | 健康支援課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の要医療者に対しては、医療機関と連携し、重症化予防に努めます。 ◆主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果、レセプト等の情報を活用し保健指導を積極的に行う必要がある者を選定、保健指導を実施 ・医療機関との連携 など | 健康支援課 |
| ③ 健康教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種健(検)診の受診率向上、健康づくりへの意識向上のため、市民に身近な地域において健康教育や健康相談等を実施する健康推進モデル事業に取り組みます。 | 健康支援課 |

(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者が生涯学習や生涯スポーツ活動への参加を通し、生きがいのある生活が送れるよう、生涯学習等の活動機会の充実を図るとともに、高齢者が主体的に活動に取り組めるよう、指導者の確保など支援を進めます。また、高齢者の長年の経験等を活かせるよう、生涯学習データバンクへの登録を促進します。

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|---------------------------------|---|---------|
| ①生涯学習機 会の充実 | ア. 公民館講座の開催と利用促進 ・（仮称）生涯学習センター及び各地区公民館において、広報紙を通じた講座アイディアの募集等によって高齢者等関係者の意向を踏まえつつ、様々な生涯学習講座を開催するとともに講座修了後、自主活動につなげられるよう支援します。 | 生涯学習振興課 |
| | イ. 自主サークルの活動支援 ・高齢者の自発的・主体的な生涯学習活動を支援するため、公民館使用料の免除や自主サークルの立ち上げに向けた相談支援等に取り組みます。 | 生涯学習振興課 |
| | ウ. 生涯学習データバンクの有効活用 ・生涯学習データバンクの充実を図り有効な活用に繋げるため、指導者の人材発掘及び登録を促進するとともに、市ホームページ等を通じた情報提供・内容の適宜更新に取り組み利用を促進します。 | 生涯学習振興課 |
| ②生涯スポー ツ・レクリ エーション の充実 | ア. 生涯スポーツ講座の充実 ・各種社会体育事業を開催し、老人クラブ等関係機関との連携を図りながら、主体的な健康づくりを支援します。 | 生涯スポーツ課 |
| | イ. 指導者等の人材の確保及び地域における生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進 ・スポーツ推進委員をはじめ、生涯スポーツ指導者確保に取り組みます。さらに、スポーツ推進委員を中心に地域における生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進します。 | 生涯スポーツ課 |
| | ウ. 社会体育施設の利用促進 ・スポーツ、レクリエーションを通じて、健康、生きがいづくりが行えるよう、社会体育施設の利用を促進します。 | 生涯スポーツ課 |
| ③健康福祉 センター うるみん の活用 | ・うるま市健康福祉センターうるみんを高齢者の健康増進・生きがい活動の拠点として、施設利用を促進します。 ・高齢者の利用支援の一環として、高齢者のプール及び運動指導室の低額利用料金を維持します。 | 生活福祉課 |

(4) 地域活動の充実

高齢者の地域活動の受け皿となる老人クラブについては、活動の充実及び会員の拡大に向け、活動内容やリーダー確保の支援を図ります。また最近では様々な地域活動団体が結成され地域における主体的な活動が行われていることから、その活動支援についても取り組んでいきます。さらには高齢者が地域でボランティア活動に関われるよう、社会福祉協議会等との連携を進めます。

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|---------------|--|---------------------|
| ① 老人クラブ活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 市老人クラブ連合会及び各自治会の単位老人クラブへの活動助成及び活動場所の確保支援を行います。 老人クラブ活動の活性化に向け、若い世代の加入促進及び会員の確保、リーダーの育成・確保、市老人クラブ連合会への加入促進等に取り組みます。 高齢者の主体的な活動を支援するため、老人クラブの活動を促進するとともに、高齢者学級の周知及び利用促進等に取り組みます。 | 介護長寿課 地域包括支援センター |
| ② 地域活動への参加促進 | <ul style="list-style-type: none"> 地域でのボランティア活動への参加促進を通じて、高齢者の生きがいづくりを確保することができるよう、地域の自治会、社会福祉協議会等との連携により、生きがい活動支援通所事業・地域型（公民館ミニデイ）、見守り活動等の担い手として参加を促進します。 | 介護長寿課 地域包括支援センター |
| ③ 地域活動団体の活動促進 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の介護予防や生きがいづくり、支え合う地域づくりに取り組む地域団体等に対して、各種補助制度の周知を進め、各種補助制度を活用した団体の活動促進・支援に取り組みます。 | 介護長寿課 地域包括支援センター |



(5) 就労支援の充実

高齢者がこれまで培ってきた能力を活かすことができるよう、また、就労を通しての生きがいつくりや社会参加を果たすことができるよう、就労相談や情報発信、就労機会の確保等の就労支援を進めます。

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|-----------|
| ① 高齢者の就労支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・生きがい就労の支援を行うため、うるま市シルバー人材センターへの支援を通じた高齢者の就労機会の充実を図ります。 ・雇用・就労に関する情報発信源としての役割をもつ「うるま市ふるさとハローワーク」と「就活サポートであえーる」における相談、情報提供を図ります。さらに、就労支援の充実を図るため様々な機関との連携を図るシステムの構築を検討します。 ・高齢者の働く場を確保する観点から、各種事業の活用及び関係各課等の連携により、高齢者の就労先の拡充に努めます。 | 企業立地雇用推進課 |



2. 介護予防・介護保険サービス等の充実

〔現状と課題〕

介護予防対策として、これまでは心身機能の低下がみられる高齢者（二次予防事業対象者）を把握するため、基本チェックリスト（日常生活動作等の状態調査）を積極的に実施し、要支援及び要介護状態になる恐れのある方々に二次予防事業への参加を促してきました。しかし、基本チェックリストによる対象者把握は十分とは言えず、また、事業参加者が伸び悩む状況がみられています。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、心身機能の低下を予防し要介護状態へ移行しないことが重要であるため、高齢者自身の介護予防意識の高揚を促すとともに、市が実施する介護予防事業や地域のミニデイサービス等への参加を促進していく必要があります。

介護予防事業はこれまで一般高齢者を対象とした一次予防事業と、心身機能の低下がみられる高齢者（二次予防事業対象者）を対象とした二次予防事業に分けて実施していましたが、平成27年度からの介護保険制度の改正では介護予防事業の一本化が示されています。

従前の一次予防事業及び二次予防事業では、事業修了には一定の効果がみられるものの、事業修了後の活動の継続やその受け皿づくりが課題となっています。今後、活動の継続を促進するため、ボランティアの育成等による活動継続支援や自主サークル化の支援、活動場所の確保支援等を進めていく必要があります。

介護保険サービスについては、依然として島しょ地域での居宅サービスの提供が十分ではなく、地域密着型サービスと併せてサービスの展開を検討していく必要があります。また、一部の地域密着型サービスでは利用が伸び悩んでいる状況もあることから、利用を促進していく必要があります。施設サービスについては、本市の施設サービス利用率は全国や沖縄県と比較して高い状況にあるため、本計画期間中の施設増はありませんが、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が市内各地で進んでおり、施設ニーズの受け皿となっています。

本市で実施している軽度生活援助事業（ヘルパー派遣）や食の自立支援事業（配食サービス）をはじめとする在宅福祉サービスは、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が在宅で安心して生活を送ることを支援し、その成果を上げています。しかしながら、その利便性のため一部でサービスへの依存が強くなる傾向もあり、自立に向けた支援を進めていく必要があります。

地域包括ケア体制の構築に向け、在宅医療と介護の連携が求められています。中部地区医師会等との連携により、訪問診療等に対応する診療所やその支援病院の確保を図っていくとともに、地域から病院へ、病院から地域へと双方向へのスムーズな移行を支援する連携体制の構築が必要です。

■ 基本施策の展開

2. 介護予防・介護保険サービス等の充実

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ①介護予防の意識啓発の推進
- ②心身機能低下者の把握
- ③介護予防・生活支援サービス事業の充実
- ④介護予防ケアマネジメントの充実

(2) 介護保険サービスの充実

- ①介護予防・居宅介護サービスの充実
- ②地域密着型サービスの充実
- ③施設・居住系サービスの充実及び整備促進
- ④低所得者に対する負担軽減

(3) 福祉・医療サービスの充実

(3)－1 在宅福祉サービスの実施

- ①軽度生活援助事業の実施
- ②食の自立支援事業の実施
- ③老人福祉電話貸与の実施
- ④緊急通報システム事業の充実
- ⑤ふれあいコール事業の実施
- ⑥在宅高齢者日常生活用具給付事業の実施
- ⑦外出支援サービス事業の実施
- ⑧高齢者紙おむつ支給事業の実施
- ⑨在宅介護者手当の支給

(3)－2 家族介護者支援の充実

- ①家族介護支援事業の推進
- ②在宅介護者の活動支援

(3)－3 施設サービスの実施

- ①養護老人ホームへの入所措置の実施
- ②高齢者等緊急一時保護事業の実施

(3)－4 在宅医療等の充実

- ①在宅療養支援診療所等の確保
- ②在宅医療と介護連携の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者が介護を必要とする状況にならないよう、介護予防に関する知識の普及、啓発を進めるとともに、心身機能の低下がみられる高齢者の把握を進め、介護予防事業や多様な生活支援サービス等必要な支援等へつなげます。また、元気な高齢者が心身機能を維持し、いつまでもいきいきと暮らせるよう、介護予防事業への参加を促進します。より多くの高齢者が地域とのつながりを持ち地域の様々な活動に参加するよう、自治会等地域活動組織との連携を図ります。

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|--------------------|---|------------|
| ① 介護予防の意識啓発の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者自身が介護予防の意義を正しく理解することにより要介護状態への移行を予防し、いつまでも住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護予防の意識啓発を図ります。 | 地域包括支援センター |
| ② 心身機能低下者の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口を訪れた高齢者をはじめ、各種訪問事業等を通して基本チェックリストを実施し、高齢者の状態把握を図ります。 ・ 心身機能の低下等により支援が必要な高齢者を適切な支援につなぐために、地域の様々なネットワークを活用していきます。 | 地域包括支援センター |
| ③ 介護予防・生活支援サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度からの介護保険制度改正に伴い、これまで介護予防事業として実施してきた各教室を整理し、新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。また、より多くの高齢者が介護予防事業に取り組めるよう、利用促進に向けた啓発活動等を進めるとともに、ニーズにあった介護予防事業の充実を図ります。 ・ 平成 29 年度を目途に地域支援事業へ移行する予防給付の「訪問介護」、「通所介護」のスムーズな移行と多様なサービス提供に取り組みます。 ・ 地域での介護予防活動を強化するため、各事業へのリハビリテーション専門職の関与を進めます。 ・ 生活支援コーディネーターの配置や生活支援サービスに関する協議体の設置を行い高齢者の社会参加及び介護予防・生活支援サービスの充実を図っていきます。 ・ 介護予防事業終了後も住み慣れた地域で継続的に介護予防活動に取り組めるよう、自治会等と連携し活動場所の確保等を支援するとともに、介護予防活動の自主サークル化を促進します。 ・ 地域ケア会議等で把握した高齢者のニーズに対応するため、ボランティアやNPO、自治会、民間企業等の多様な主体によるサービスの提供に取り | 地域包括支援センター |

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|-------------------|---|------------|
| | <p>組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがい活動支援通所事業（公民館ミニデイ等）について、介護予防の視点で事業内容の充実を図るとともに、自治会等との協力のもと、参加者の充実を進めます。 ・同事業を通じて、ボランティアの確保及び育成等を図り、地域における支え合い活動の充実を促進します。 | |
| ④ 介護予防ケアマネジメントの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・プランナーの確保等対応体制の充実を図ることで、要支援者及び心身機能の低下がみられる高齢者に対し、ケアプランを作成し、自立に向けた支援を行います。 | 地域包括支援センター |

■ 計画の具体的な目標（介護予防・日常生活支援総合事業）

（一般介護予防事業）

| 項目 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 項目 | 平成 29 年度 | | | | |
|---------------------------|--------------------------|----------|---|--------------|--|--------------|-------------|---------|--------|
| 介護予防事業 | 心身機能低下者把握 基本チェックリスト実施 | 実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種訪問事業等で実施 ・地域の様々なネットワーク等より心身機能低下者の把握を行っていく | 介護予防把握事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・心身機能低下者把握のため居窓を訪れた高齢者、各種訪問事業等を通して基本チェックリストを実施 ・地域の様々なネットワーク等より心身機能低下者の把握を行っていく | | | | |
| | 筋力向上トレーニング教室（どうがっさん教室） | 回数 | 144回 | 144回 | 一般介護予防事業 | 筋力向上トレーニング教室 | 回数 | 144回 | |
| | | 参加者数(延) | 2,160人 | 2,160人 | | | 参加者数(延) | 2,160人 | |
| | 介護予防健康教室（はつらつ教室） | 回数 | 63回 | 65回 | | 介護予防普及啓発事業 | 介護予防健康教室 | 回数 | 67回 |
| | | 参加者数(延) | 1,600人 | 1,650人 | | | | 参加者数(延) | 1,700人 |
| | 総合介護予防教室（転ばぬ先の知恵教室） | 回数 | 30回 | 30回 | | 総合介護予防教室 | 総合介護予防教室 | 回数 | 32回 |
| | | 参加者数(延) | 750人 | 750人 | | | | 参加者数(延) | 800人 |
| | 認知症予防教室 | 回数 | 10回 | 10回 | | 認知症予防教室 | 認知症予防教室 | 回数 | 15回 |
| | | 参加者数(延) | 150人 | 150人 | | | | 参加者数(延) | 225人 |
| | 施設活用型予防啓発事業（うるま体操習得塾） | 回数 | 338回 | 338回 | | 施設活用型予防啓発事業 | 施設活用型予防啓発事業 | 回数 | 338回 |
| | | 参加者数(延) | 6,380人 | 6,580人 | | | | 参加者数(延) | 6,780人 |
| | 介護予防出前教室（どうがっさん広場） | 回数 | 48回 | 48回 | | 介護予防出前教室 | 介護予防出前教室 | 回数 | 60回 |
| | | 参加者数(延) | 400人 | 430人 | | | | 参加者数(延) | 650人 |
| 地域介護予防活動支援事業（ちばらな応援隊養成講座） | 回数 | 22回 | 22回 | 地域介護予防活動支援事業 | | 地域介護予防活動支援事業 | 回数 | 22回 | |
| | 参加者数(延) | 264人 | 336人 | | 参加者数(延) | | 408人 | | |
| 訪問型普及啓発事業（ロコモ予防普及啓発事業） | 回数 | 75回 | 廃止 ※介護予防生活支援サービス事業の訪問型サービスとして実施 | | | | | | |
| | 参加者数(延) | 150人 | | | | | | | |

(地域リハビリテーション活動支援事業)

| 項目 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------------|---|----------|---------------------------------------|
| | 実施 | 実施 | 実施 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | ※介護予防事業、生きがい活動支援事業の中にリハビリテーション専門職の関与を促進する | | ※通所型、訪問型サービス事業の中にリハビリテーション専門職の関与を促進する |

(介護予防・生活支援サービス事業)

| 項目 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------------------------------------|---|---|
| 訪問型サービス | 検討 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の訪問介護相当のサービスの準備 訪問型 C 新規実施 その他の多様なサービスの準備 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の訪問介護相当のサービスの実施 訪問型 C 継続実施 その他の多様なサービスの実施 |
| 通所型サービス | 検討 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の通所介護相当のサービスの準備 多様なサービスの一部実施 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の通所介護相当のサービスの実施 多様なサービスの実施 |
| その他の生活支援サービス | ※社会福祉協議会と連携し見守り活動の検討 ※配食サービスの検討 | <ul style="list-style-type: none"> 見守り活動の充実 配食サービス新規実施 | <ul style="list-style-type: none"> 見守り活動の充実 配食サービス 継続 |

(生活支援サービス協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置)

| 項目 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 協議体 | 研究会の設置 | 協議体設置 | 実施 |
| コーディネーター | 検討 | 配置 | 配置 |

■ 計画の具体的な目標 (介護予防ケアマネジメント)

| 項目 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | |
|-----------------------------|----|----------|----------|--------------------|-------|
| 介護予防ケアマネジメント | | | | | |
| 介護予防プラン作成 (対象：介護予防事業対象者) | 件数 | 15 件 | 60 件 | 総合事業対象者 ケアプラン作成 | 610 件 |
| 介護予防プラン作成 (対象：要支援1・2) | 件数 | 860 件 | 900 件 | 介護予防プラン 作成 | 470 件 |

■ 計画の具体的な目標 (介護予防に資するその他の事業)

| 項目 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------|----------|----------------------------|----------|----------|
| 生きがい活動支援通所事業 | | | | |
| 地域型 (公民館ミニデイ) | 回数 | 828 回 | 924 回 | 拡充 |
| | 参加者数 (延) | 21,000 人 | 26,796 人 | |
| | | ※総合事業、福祉サービス事業の両面から事業内容を検討 | | |
| 中央型 | 回数 | 192 回 | 192 回 | 拡充 |
| | 参加者数 (延) | 2,200 人 | 2,200 人 | |
| | | ※総合事業、福祉サービス事業の両面から事業内容を検討 | | |

(2) 介護保険サービスの充実

介護保険サービスの確保及び質の向上に向けた取り組みを進めるとともに、高齢者の身近な地域でのサービス提供を進めます。また、新たな施設利用ニーズに対応していくため、居住系サービスの整備を促進します。

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------|
| ① 介護予防・居宅介護サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・島しょ地域での居宅サービスの確保に取り組むため、旧宮城幼稚園・小学校跡地における高齢者施設の建設を検討します。 | 介護長寿課 |
| ② 地域密着型サービスの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの利用を促進するために、介護支援専門員等との連携を図りながら、広報啓発を進めます。 ・各日常生活圏域でサービス提供体制を整えるために、各種交付金、補助金を活用して、適切な整備がなされるよう、その支援に努めます。 ・津堅地区では、住み慣れた地域で生活の継続ができるよう、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のサービスを推進します。 ・島しょ地域での地域密着型サービスの確保に取り組むため、旧宮城幼稚園・小学校跡地における高齢者施設の建設を検討します。 ・地域包括ケアの実現に向けて、市民ニーズを把握しつつ新たなサービスの確保を検討します。 ・既存の認知症対応型共同生活介護事業所へ働きかけ、共用型認知症対応型通所介護の整備を促進します。 ・地域密着型サービス事業所間の情報共有やサービスの質の向上に資する組織として、「（仮称）地域密着型サービス事業所連絡会」の設立を促進します。 | 介護長寿課 |
| ③ 施設・居住系サービスの充実及び整備促進 | <p>ア. 施設サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅での生活が困難な重度の要介護者のため、必要に応じて施設サービスの確保を検討します。また、平成29年度末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換促進を図りつつ、受け皿の確保に努めます。 <p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設（平成29年度末廃止）</p> | 介護長寿課 |

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|--|---|-------------------|
| | <p>イ. 居住系サービスの整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設サービス利用のニーズに対応できるよう、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や特定施設における入居者生活介護の整備を促進します。 | |
| <p>④ 低所得者に対する負担軽減</p> | <p>住民税非課税世帯等の低所得者に対して、次の負担軽減を行います。申請漏れ等がないよう、利用に向け周知を図ります。</p> <p>ア. 高額介護サービス費 利用者の負担段階ごとの上限額を超えた場合には、超過額の保険給付を行います。</p> <p>イ. 特定入所者介護サービス費 介護保険施設等における食費・居住費を軽減します。</p> <p>ウ. 利用者負担軽減制度 低所得者で特に生計が困難な方に対し、社会福祉法人等のサービス利用者の負担を軽減します。</p> <p>エ. 高額医療・高額介護合算制度 医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が限度額を超えた場合、負担を軽減します。</p> <p>オ. 保険料の負担軽減 特別な事情により保険料納付が困難と認められる場合、介護保険法に基づく減免と市条例に基づく減免を実施し、負担を軽減します。</p> | <p>介護長寿課</p> |
| <p>⑤ 介護支援専門員との連携及び包括的継続的支援の推進</p> | <p>ア. 介護支援専門員の質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員の支援については、適宜情報提供及び研修会等の開催を行うとともに、地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に処遇困難ケースへの対応支援を行います。 <p>イ. 医療機関・団体等との連携構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括的・継続的支援の推進のため、地域ケア会議の開催等により医療機関、その他関係機関との情報交換の場を確保し、連携及び協働体制の構築を進めます。 | <p>地域包括支援センター</p> |
| <p>⑥ 介護保険サービスの質の確保と向上</p> | <p>介護保険サービスの質の確保と向上及び介護保険事業が適切に運営されるよう、保険者として次の内容に取り組みます。</p> <p>ア. 介護給付適正化の実施 ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検等の実施により給付適正化に取り組みます。より適切な対応が行えるよう、有資格者の確保に努めます。</p> | <p>介護長寿課</p> |

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|----|---|-----|
| | <p>イ. 地域包括支援センター等運営協議会の開催 「地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」において、本計画に位置づけられた施策・事業の点検・評価を行うとともに、その結果に基づいて事業等の改善につなげます。</p> <p>ウ. 第三者評価事業の導入促進 介護保険サービスがより適切に提供されるよう、各事業所に対し第三者評価事業の導入を働きかけます。</p> <p>エ. 介護保険制度の周知・情報提供の充実 ・市の窓口、ホームページ等を通じて、介護保険サービスの情報提供に取り組みます。 ・民生委員、訪問系事業者、介護支援専門員などの地域ケア関係者に対し、適切な情報提供に取り組みます。</p> <p>オ. 指導・監督の実施 介護保険事業者による適切なサービス提供等を実施してもらうよう必要に応じ、指導・監督を行います。また、適切な指導・監督に努めるため、指導等の実績のデータベース化等により、情報管理の充実を図ります。</p> <p>カ. 介護サービス事業所間の連絡会の立ち上げ 介護サービス事業所同士が連携し、サービスの質の向上に取り組めるよう既存連絡会の支援を行います。また、介護支援専門員、介護福祉士、福祉用具専門相談員等の介護職員の横断的な情報共有等に資する「(仮称)介護職連絡会」の立ち上げ支援に取り組みます。</p> | |



■ 計画の具体的な目標

| 項目 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------------------|----------------------|----------|----------|----------|
| 地域密着型サービスの事業所指定 (※新規指定数) | 小規模多機能型 居宅介護 | — | — | 1 事業所 |
| | 認知症対応型 通所介護（共用型） | — | 1 事業所 | 1 事業所 |
| | 認知症対応型 共同生活介護 | — | — | 1 事業所 |
| 介護支援専門員の支援と連携 | ケアマネ連絡協議会 との連絡会開催 | 12 回 | 12 回 | 12 回 |
| | 研修会の開催 | 2 回 | 2 回 | 2 回 |
| 地域包括支援センター等運営協議会の開催 | | 2 回 | 2 回 | 2 回 |

(3) 福祉・医療サービスの充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が、在宅で安心して暮らし続けていけるように、生活支援サービスや安否確認サービス等の利用の促進を図るとともに、在宅医療等の充実に努めます。また、家族介護者の介護負担の軽減を図るため家族介護者支援事業を実施します。

(3) - 1 在宅福祉サービスの実施

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|------------|
| ① 軽度生活 援助事業 の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険非該当の高齢者が自立した生活を維持できるよう、ヘルパー派遣による軽度な家事援助等の支援を実施します。 サービスの利用条件等の整理を行い、自立に向けた適切なサービス利用につなげるとともに、サービスの利便性向上を図ります。 他事業（公民館でのミニデイサービスや地域見守り隊等）の地域資源を併せて活用し自立を促進します。 | 地域包括支援センター |
| ② 食の自立 支援事業 の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 食事の用意が困難な要援護高齢者に対し配食サービスを提供することによって、食生活の改善と健康の保持を図るとともに、自立した生活の維持と安否等の確認を行います。 事業目的の周知を図るとともに、他事業の併用等により、食の自立を促進します。 | 地域包括支援センター |
| ③ 老人福祉 電話貸与 の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 電話のない一人暮らし高齢者が電話を通じて孤独感の解消等が図れるよう、福祉電話の貸与・設置を実施するとともに、継続利用への支援（電話使 | 介護長寿課 |

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|----------------------|--|-------|
| | <p>用料金の口座引き落とし等の勧奨)を行います。</p> <p>また、同サービスの周知を強化し、利用促進を図ります。</p> | |
| ④ 緊急通報システム事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 慢性疾患があるかもしくは日常生活上注意が必要な一人暮らし高齢者等の世帯に対し、安否確認や緊急時の支援等に対応できるよう、機器の貸与・設置を実施します。 最新機器への移行検討等、高齢者の安否確認や緊急時支援の充実を進めます。 | 介護長寿課 |
| ⑤ ふれあいコール事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者の安否確認や孤独感の解消等が図れるよう、電話コールのサービスを実施します。 <p>また、高齢者相談センター等との連携を図りながら、ニーズの掘り起こしを進めるとともに、事業の周知等による利用促進を図ります。</p> | 介護長寿課 |
| ⑥ 在宅高齢者日常生活用具給付事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が安全な生活を送ることができるよう、電磁調理器や火災警報器等の日常生活用具を給付します。 | 介護長寿課 |
| ⑦ 外出支援サービス事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 一般の交通機関での移動が困難な在宅高齢者に対し、福祉車両による外出支援サービスを実施します。 利用条件の緩和や受益者負担の導入を検討するなど、サービスの利便性向上に向けた検討を行います。 島しょ地域等の公共交通が不便な地域において、買い物や医療機関への通院等を支援するため、新たな移送サービスの創設を検討します。 | 介護長寿課 |
| ⑧ 高齢者紙おむつ支給事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 要介護4・5（相当を含む）の認定を受け、紙おむつ等を使用する要援護高齢者に紙おむつの支給を行い、経済的・精神的負担の軽減を図ります。 より適切な利用に向け、支給条件・支給限度額の見直しを行います。 | 介護長寿課 |
| ⑨ 在宅介護者手当の支給 | <ul style="list-style-type: none"> 要介護3～5の認定を受けた高齢者を在宅で同居しながら介護している介護者に対し、手当を支給し経済的・精神的負担の軽減を図ります。 より適切な利用に向け、支給条件の見直しを行います。 | 介護長寿課 |

※各サービスの利用には、対象者の要件を満たす必要があります。

■ 計画の具体的な目標

| 項目 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| ①軽度生活援助事業 | 利用者数(延) | 120 人 | 120 人 | 60 人 |
| ②食の自立支援事業 | 利用者数(延) | 96 人 | 156 人 | 192 人 |
| | 配食数(延) | 1,296 食 | 2,028 食 | 2,496 食 |
| ③老人福祉電話貸与 | 利用者数(実) | 40 人 | 45 人 | 50 人 |
| ④緊急通報システム事業 | 利用者数(実) | 75 人 | 80 人 | 85 人 |
| ⑤ふれあいコール事業 | 利用者数(実) | 40 人 | 45 人 | 50 人 |
| ⑥在宅高齢者日常生活用具給付事業 | | | | |
| | 電磁調理器 | 3 台 | 5 台 | 7 台 |
| | 住宅用火災警報器 | 10 個 | 15 個 | 20 個 |
| ⑦外出支援サービス事業 | 利用者数(実) | 35 人 | 40 人 | 45 人 |
| ⑧高齢者紙おむつ支給事業 | 支給証交付人数 | 250 人 | 300 人 | 350 人 |
| | 支給総額(千円) | 21,250 千円 | 25,500 千円 | 29,750 千円 |
| ⑨在宅介護者手当の支給 | 利用者数(実) | 360 人 | 400 人 | 450 人 |
| | 支給総額(千円) | 18,000 千円 | 20,000 千円 | 22,500 千円 |

(3) - 2 家族介護者支援の充実

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|---------------------|
| ① 家族介護支援事業の推進 | <p>ア. 家族介護教室等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅で要介護高齢者を介護している家族に対し、介護技術が習得できるよう教室の開催や心身等の元気回復を支援していきます。また、家族を支える地域支援者への参加促進や広報啓発に努めます。 <p>イ. 家族介護慰労金支給事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護4又は5に認定されてから1年間介護保険サービスを利用しなかった家族介護者に対し、在宅生活の継続及び経済的負担軽減等を図るため慰労金を支給します。広報紙等を活用し周知を図るとともに対象者把握に努めます。 | 地域包括支援センター |
| ② 在宅介護者の活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護者同士の交流、情報交換の場となる介護者の会に対して、活動が市全体に広がるとともに、その運営が円滑に行われるよう、活動費の助成や活動内容の周知等による支援を図ります。 | 介護長寿課 地域包括支援センター |

(3) - 3 施設サービスの実施

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|--------------------|--|---------------------|
| ① 養護老人ホームへの入所措置の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方で在宅での日常生活を営むのに支障がある方に対し、心身状態や経済状況、生活環境等を総合的に勘案し、施設入所の措置を実施します。 ・入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的としている制度の周知に向けた取り組みを進めます。 ・入所者の要介護状態の進行を抑制するため、介護保険サービスの利用措置を進めます。 | 介護長寿課 |
| ② 高齢者等緊急一時保護事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害や虐待等により緊急に保護する必要がある高齢者を施設で身辺保護します。 ・ニーズの把握を進めるとともに、受入施設との連携及び情報共有の強化により、スムーズなサービス利用につなげます。 | 介護長寿課 地域包括支援センター |

(3) - 4 在宅医療等の充実

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|---|------------|
| ① 在宅療養支援診療所等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅での医療サービスの充実を図るため、中部地区医師会や地域医療支援病院等との連携のもと、在宅療養支援診療所や連携病院の確保等を促進します。 | 介護長寿課 |
| ② 在宅医療と介護連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・中部地区医師会と連携し、地域の医療、介護サービス資源の把握及び課題抽出を進めていくとともに、関係機関との情報共有を図ることで在宅での支援体制を進めます。 ・看取り体制の充実に向け、医療機関、訪問看護ステーション、介護支援専門員等関係機関の連携を強化します。 ・相談体制の充実を図ることで、病院への入退院や地域移行がスムーズに行える支援体制づくりを進めます。 | 地域包括支援センター |

※在宅医療・介護連携の推進については、平成27年度より取り組みを開始していきます。

3. 支え合いの仕組みづくり

〔現状と課題〕

支え合いの仕組みづくりのため、うるま市では直営の地域包括支援センターと、日常生活圏域ごとに高齢者相談センターを設置し、相談員の増員等により相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携強化等により地域ケアネットワークの充実に取り組んできました。今後、地域包括ケアの構築に向け、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、同センターを中心に個別ケアへの対応及び支援に向けた連携体制等の充実を図っていく必要があります。

地域における支え合いの体制づくりについては、社会福祉協議会の出前講座を通じて、地域における要支援世帯の見守り等を行う組織（見守り隊等）の結成も進んでおり、平成 25 年現在全自治会のうち、半数程度で組織化が進んでいます。今後、全ての地域での組織化を支援し、地域での支え合いの体制づくりを促進していくことが重要です。今後増加していく一人暮らし高齢者等の支援として、緊急時の対応や孤独死[※]の防止などの見守りや支え合い活動がますます求められてくることから、住民が主体的に関わっていく支え合いのネットワークの充実が課題となります。

権利擁護の推進では、日常生活自立支援事業や成年後見制度による支援が必要な高齢者が増えています。この間、日常生活自立支援事業の充実に向けて市では「うるま市権利擁護センター」を設置し、社会福祉協議会への委託を行うなど、対応体制の充実に取り組んできました。また、成年後見制度に関してはさらなる支援充実に向け、専門的な人材の確保を図っていく必要があります。

認知症対策については、市民の認知症への理解と知識の普及を図るために、認知症サポーター養成講座や認知症予防教室を開催しました。養成講座には平成 25 年度に延べ 371 人の参加があり、年々増加しています。今後、地域全体での見守り等対応体制の確保に向け、あらゆる年齢層を対象とした講座の開催を図るとともに、講演会や認知症予防教室等の啓発活動に取り組んでいく必要があります。平成 25 年度より地域包括支援センターに認知症地域支援推進員が配置されたことにより、相談体制が充実されるとともに、個別支援を通して適切な医療へのつながりを行っています。また平成 26 年度より認知症高齢者の早期診断及び支援者のスキルアップを目的に認知症疾患支援者連絡会を設置し支援体制の充実を図っているところです。今後、介護保険事業所や地域（見守り隊等）との連携充実を図っていく必要があります。

※「孤独死」とは、近親者や地域の人をはじめ誰とも付き合いがなく、一人寂しく亡くなり、その後長期間発見されない状態を指します。

■ 基本施策の展開

3. 支え合いの仕組みづくり

(1) 地域における支え合いの体制づくり

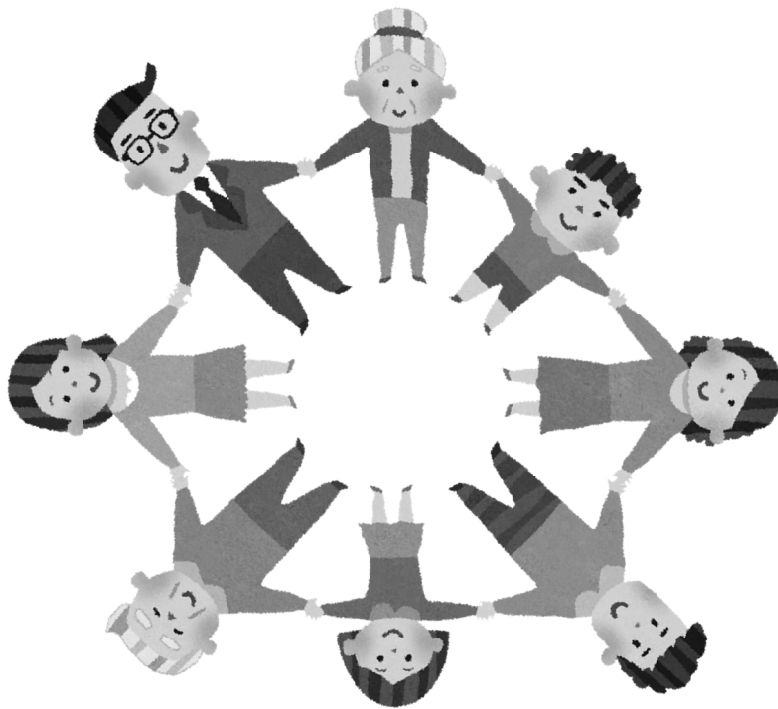
- ①地域包括支援センターの強化
- ②地域ケアネットワークの充実
- ③住民主体の支え合い活動の推進

(2) 総合相談支援の充実

- ①総合相談体制の充実
- ②権利擁護・成年後見制度の活用
- ③高齢者虐待への対応

(3) 認知症高齢者等への支援対策の強化

- ①認知症に関する普及啓発事業の推進
- ②地域での認知症見守り体制づくりの推進
- ③認知症総合支援事業等の推進



(1) 地域における支え合いの体制づくり

高齢者の生活を取り巻く様々な問題を解決するためには、本人自身や家族だけの取り組みだけではなく、地域による支援や地域包括支援センターを中心とする保健・医療・福祉の関係機関・団体の地域ケアネットワーク及び支援が必要です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの充実を図ります。

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|------------------|--|---------------------|
| ① 地域包括支援センターの強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの中心的な役割を担う地域包括支援センターについて、高齢者相談センター等への委託を検討しつつ、日常生活圏域毎に設置を進めます。 ・地域包括支援センター等の周知を図るため、高齢者支援サービスも含めた総合案内パンフレットを作成します。 | 地域包括支援センター |
| ② 地域ケアネットワークの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心して生活が送れるよう、生活を取り巻く様々な問題解決の支援に取り組むと同時に、その支援に関わる保健・医療・福祉の関係機関・団体と、自治会等地域団体との連携を強化します。そのために、多職種協働による個別ケースの地域ケア会議を開催するとともに必要に応じて、そこで蓄積された地域課題を関係者と共有し、施策化に取り組みます。 | 地域包括支援センター |
| ③ 住民主体の支え合い活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者等に対する地域の見守り活動等を推進するため、社会福祉協議会との連携により地域見守り隊の育成支援を進め、その活用を図るとともに、公民館ミニデイや老人クラブ活動などの既存事業を活用し、地域づくりに取り組みます。 ・住民同士のコミュニケーションを深め、無理なく相互に見守り等が行えるよう、地域見守り隊等を通じて地域での相互の声かけを勧めます。 | 介護長寿課 地域包括支援センター |



(2) 総合相談支援の充実

高齢者に関するあらゆる相談と、より適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図るとともに、各種支援体制の充実に努めます。また、高齢者が認知症などによる判断能力の低下によって、生活において不利益が生じないように、権利擁護等の制度が円滑に利用できるよう、その仕組みの充実を図ります。

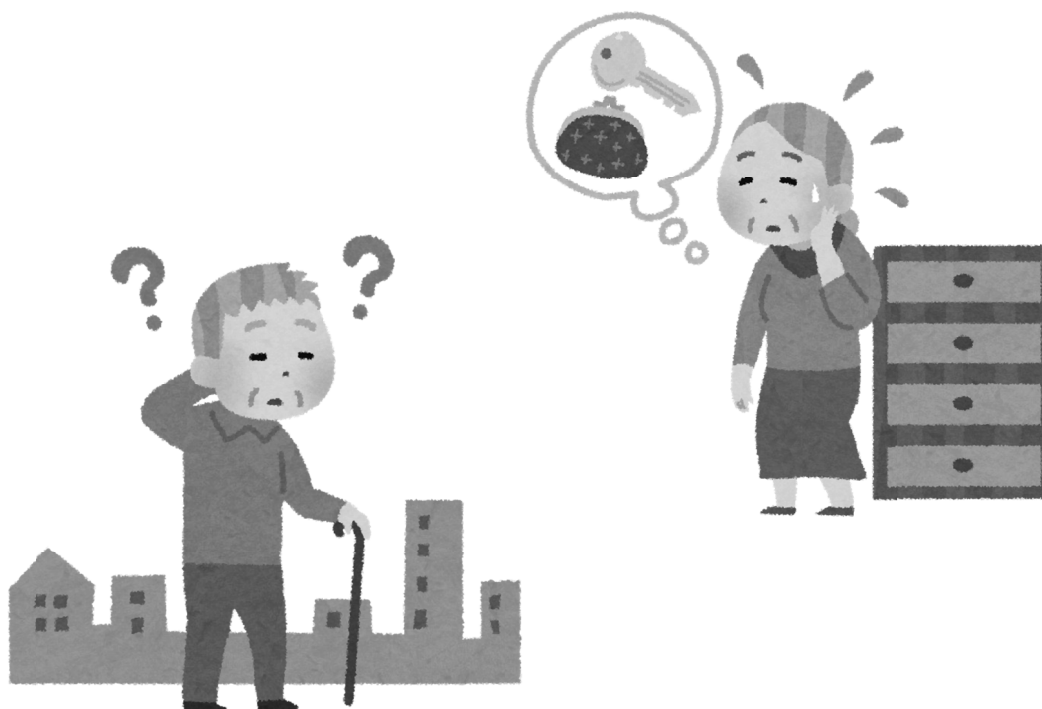
| 施策 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|--|------------|
| ①総合相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活圏域レベルで総合相談体制の充実を図るために、高齢者相談センター等への委託により日常生活圏域毎に地域包括支援センターの設置を進めます。 地域ケア会議等での事例検討等を通じて、相談員の質向上を促進します。 | 地域包括支援センター |
| ②権利擁護・成年後見制度の活用 | <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度が円滑に利用できるよう、周知や相談支援等を行い、うるま市権利擁護センター等関係機関との連携のもと、成年後見制度利用支援事業の実施や必要に応じて第三者後見人の育成、確保を図ります。 日常生活自立支援事業については、うるま市権利擁護センターを中心に市民の利用ニーズに対応できるよう、制度の周知、専門員の確保等相談支援体制の充実に向け、支援します。 | 地域包括支援センター |
| ③高齢者虐待への対応 | <ul style="list-style-type: none"> 関係機関、地域との連携を行い、高齢者虐待への迅速かつ適切な個別支援及び虐待防止体制づくりとして高齢者虐待防止ネットワーク会議を適宜開催していくとともに、高齢者虐待防止マニュアルの見直しを行い、ネットワーク会議等で配布し、有効に活用していきます。 広報紙等を活用し、高齢者虐待防止の意識啓発に取り組みます。 | 地域包括支援センター |



(3) 認知症高齢者等への支援対策の強化

中高年齢者が認知症になっても地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、認知症に関する啓発、地域での見守り体制づくり、専門的な支援体制の確保を図ります。

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|--|------------|
| ①認知症に関する普及啓発事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域において、認知症に関する知識の普及・啓発を図るため、認知症サポーター養成講座の開催拡充に取り組みます。 ・認知症キャラバンメイト連絡会を開催し、キャラバンメイトのスキルの維持・向上に取り組みます。また、講演会や広報紙等を活用した啓発に取り組みます。 | 地域包括支援センター |
| ②地域での認知症見守り体制づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターや地域見守り隊等との連携による地域での見守り体制づくりを進めます。 ・認知症サポーター養成等、重要な役割を担うキャラバンメイトの活動が円滑に行われるよう、組織化を促進するなど、その支援を進めます。 | 地域包括支援センター |
| ③認知症総合支援事業等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の初期症状等により適切に対応できるよう、地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）をはじめ、認知症サポート医、医療機関、介護保険事業所や地域（自治会等）等との連携体制を確保します。また、認知症の状態に応じた適切なサービス提供を確保するため認知症ケアパスの作成普及に取り組みます。 | 地域包括支援センター |



4. 安心・安全なまちづくり

〔現状と課題〕

うるま市では、これまで、災害時要援護者名簿への登録や支援体制の構築を進めてきました。しかしながら、支援を必要とする高齢者等の把握は十分ではありません。今後とも、自治会や民生委員等と連携を図りながら、要援護者の把握や支援者の確保に努めていく必要があります。

また、東日本大震災以降、市民の防災意識は高まりをみせ、地域の防災力の向上が重要視されています。地域住民が支え合う「互助」の体制構築が災害時の被害軽減につながることから、今後とも、自主防災組織の結成及び育成を図っていく必要があります。

高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などに対応するために、消費者相談を実施しています。今後とも、高齢者を消費者被害から守るために、広報紙への相談案内の掲載や消費者相談等を継続していく必要があります。

高齢者が安心して暮らすための良質な住まいの確保を図るため、県と連携を図りながら、未届けの有料老人ホームの届け出を促進するとともに、適切な指導監督を進めるために、指導監督の履歴等を蓄積していく必要があります。また、事業所間の情報交換、サービスの向上等を図る場として「(仮称)有料老人ホーム連絡会」の設置を促進・支援していく必要があります。

公園、街路、公共施設において、高齢者をはじめ、全ての方が等しく利用できるよう、バリアフリー化を進めています。今後も引き続きバリアフリー化を推進していく必要があります。



■ 基本施策の展開

4. 安心・安全なまちづくり

(1) 防災・防犯対策の充実

- ①災害時要援護者支援体制の充実
- ②自主防災組織の結成及び育成
- ③高齢者等緊急一時保護事業の実施（※再掲）
- ④消費者保護対策の充実

(2) 住宅・住環境の充実

- ①高齢者向け住宅の整備促進
- ②有料老人ホームの届け出促進
- ③有料老人ホームの適切な指導監督の充実
- ④「（仮称）有料老人ホーム連絡会」の設置支援
- ⑤高齢者が利用しやすい住宅の普及促進
- ⑥高齢者が利用しやすい公共空間の整備



(1) 防災・防犯対策の充実

災害時における要援護者に対する支援については、自治会や民生委員との連携のもと、うるま市災害対策本部を中心とした全庁的な体制で取り組みます。また防犯対策についても、自治会や民生委員、うるま警察署、石川警察署等の関係機関・団体と連携を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|------------------------|--|--------------|
| ① 災害時要援護者支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 「災害時における広報及び災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、自治会単位で要援護者の支援体制の整備促進を図ります。 支援体制の整備に向け、市民や高齢者等への周知を図るとともに、自治会等との連携のもと、支援者の確保に努めます。 | 総務課 介護長寿課 |
| ② 自主防災組織の結成及び育成 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が暮らす身近な地域での防災体制を充実させるため、自治会との連携により自主防災組織の設置を支援します。 | 総務課 |
| ③ 高齢者等緊急一時保護事業の実施（※再掲） | <ul style="list-style-type: none"> 災害や虐待等により緊急に保護する必要がある高齢者を施設で身辺保護します。 災害（台風等）など、事前把握が可能なニーズの把握を進めるとともに、受入施設との連携及び情報共有の強化により、スムーズなサービス利用につなげます。 | 介護長寿課 |
| ④ 消費者保護対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 悪質な訪問販売、振り込め詐欺等から高齢者を守るために、広報紙、自治会、民生委員、高齢者相談センター等を通じて啓発を図ります。 悪質な訪問販売等に適切に対応できるよう、うるま市役所本庁舎での消費者相談等の利用を促進します。 | 市民生活課 |



(2) 住宅・住環境の充実

高齢者にとって住みやすい住宅、住環境の確保に向け、行政内はさることながら、民間事業者や関連団体等との連携のもとに、高齢者向け住宅の確保、有料老人ホームの質向上への支援、公共空間のバリアフリー化の推進等を進めます。

| 施策 | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|-----------------------|
| ① 高齢者向け住宅の整備促進 | ・より望ましい高齢者向け住宅を確保するために、市内のサービス付き高齢者向け住宅については、今後、利用者等のニーズを見極めつつ、介護保険施設の参入動向も踏まえて整備促進を検討します。 | 介護長寿課 |
| ② 有料老人ホームの届け出促進 | ・より望ましい居住環境を確保するために、未届け有料老人ホームについて、県との連携により届け出等の促進を図ります。 | 介護長寿課 |
| ③ 有料老人ホームの適切な指導監督の充実 | ・有料老人ホームの適切な指導監督の充実を図るために、県と連携をしながら、指導監督の履歴や既存の情報、運営情報（施設概要、定員数、職員体制等）を蓄積するためのデータベース化を図ります。 | 介護長寿課 |
| ④ 「(仮称)有料老人ホーム連絡会」の設置支援 | ・有料老人ホームの質向上に向け、事業所間の情報交換、事例検討等が行えるよう、「(仮称)有料老人ホーム連絡会」の設置を促進・支援します。 | 介護長寿課 |
| ⑤ 高齢者が利用しやすい住宅の普及促進 | ・沖縄県建築士会うるま支部等との連携による高齢者が利用しやすい住宅の普及啓発を促進します。 | 建築指導課 介護長寿課 |
| ⑥ 高齢者が利用しやすい公共空間の整備 | ・道路、公園、公共施設等の公共空間において、段差解消、手すりの設置等により、高齢者をはじめ、全ての方が等しく利用できるようバリアフリー化を推進します。 | 土木課 都市計画課 建築工事課 |

第3章 計画期間中における介護保険 サービス等の見込み

1. 介護給付等サービス利用者のイメージ…………… 41
2. 介護保険料算定のながれ…………… 42
3. 介護サービス量等の見込みと介護保険料の算定・ 43

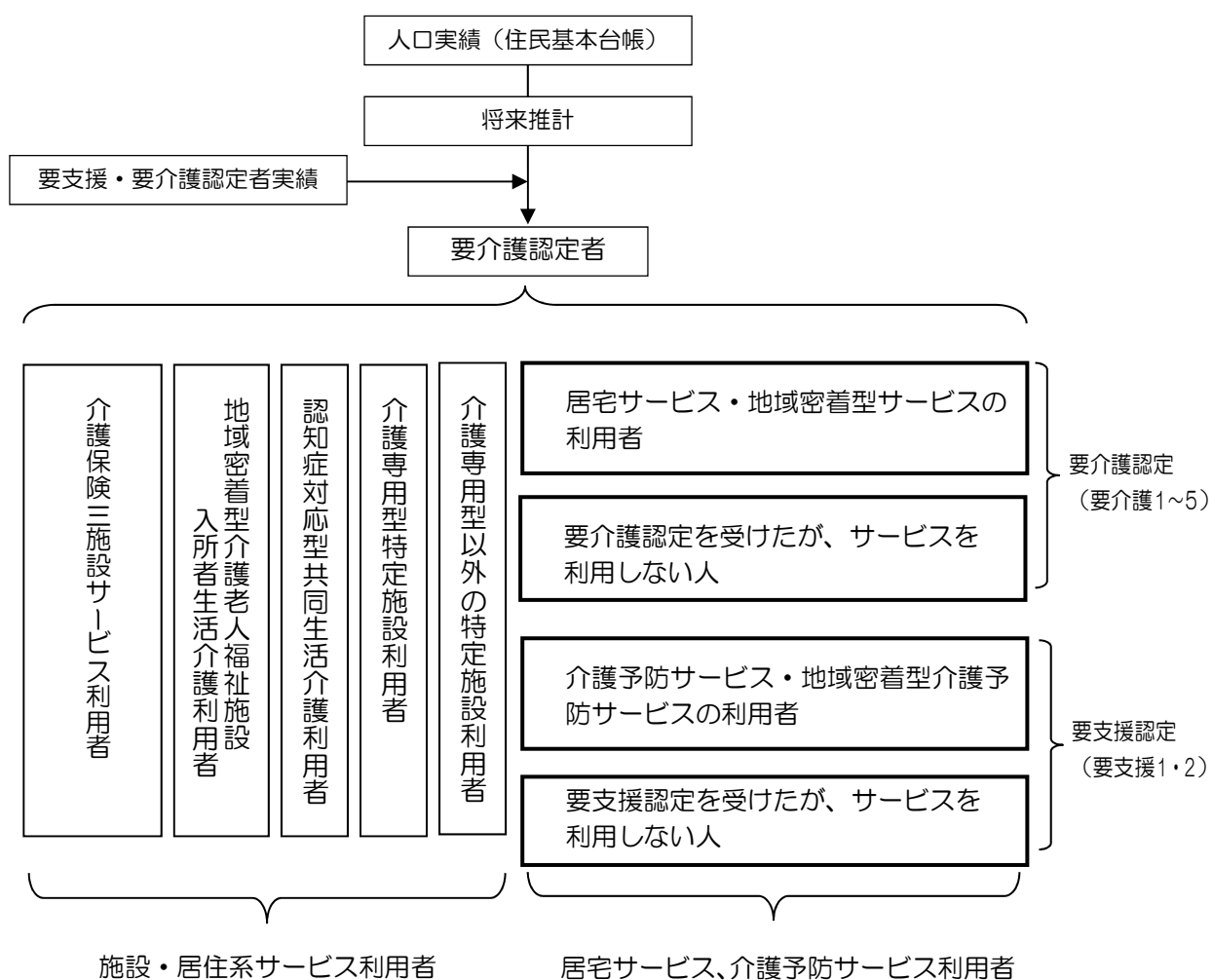
第3章 計画期間中における介護保険サービス量等の見込み

本章では、第6期（平成27年度～平成29年度）における介護サービス量等の見込み及び保険料について説明します。

1. 介護給付等サービス利用者のイメージ

介護給付及び予防給付の対象サービスの利用者は、概ね次の通りとなり、「施設・居住系サービス利用者」、「居宅サービス・地域密着型サービス利用者」、「介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用者」に分けられます。また、これ以外に「要介護・要支援認定を受けたが、サービスを利用しない人」がいることになります。

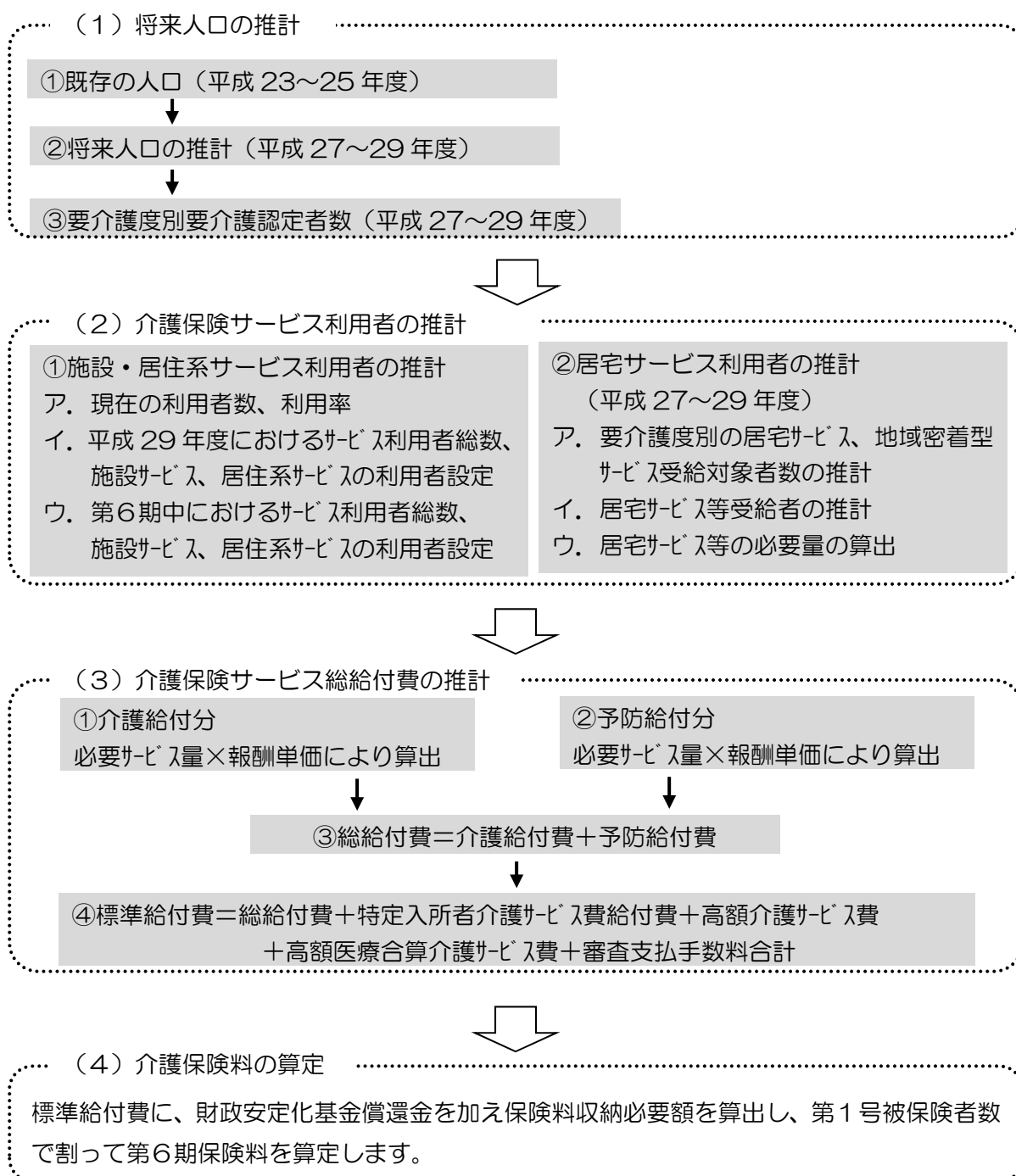
■ 介護給付等対象サービス利用者のイメージ



2. 介護保険料算定のながれ

高齢者人口及び要介護認定者数の推計から、介護保険サービス利用者数を推計し、その数に利用回数や介護報酬単価を乗じて総給付費を出します。その総給付費に高額介護サービス費等給付額、特定入所者介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加え標準給付見込額を算定します。

第1号被保険者の保険料は、保険料率（基準額×所得段階別の割合）により算定します。



3. 介護サービス量等の見込みと介護保険料の算定

(1) 被保険者と要介護者数

①被保険者数

過去3ヵ年（平成23年度～25年度）の住民基本台帳をもとに行った人口推計によると被保険者数は徐々に増加しており、平成29年度におけるうるま市の総人口123,438人に対する被保険者数は66,706人（第1号：25,702人、第2号：41,004人）となる見込みです。

| | 平成26年度 | 計画期間 | | | 参考 | |
|-----------------------|----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成32年度 (2020年度) | 平成37年度 (2025年度) |
| 将来人口 | 121,589人 | 122,242人 | 122,870人 | 123,438人 | 124,789人 | 126,084人 |
| 高齢者人口 (第1号被保険者) | 22,840人 | 23,889人 | 24,853人 | 25,702人 | 28,242人 | 31,482人 |
| 65～74歳人 (前期高齢者) | 10,980人 | 11,735人 | 12,394人 | 12,913人 | 15,139人 | 16,059人 |
| 75歳以上人 (後期高齢者) | 11,860人 | 12,154人 | 12,459人 | 12,789人 | 13,103人 | 15,423人 |
| 高齢化率 | 18.7% | 19.5% | 20.2% | 20.8% | 22.6% | 25.0% |
| 40～64歳人口 (第2号被保険者) | 40,468人 | 40,632人 | 40,781人 | 41,004人 | 41,194人 | 43,185人 |

※表中の数値は、小数点以下第1位を四捨五入して算出しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

②要支援・要介護認定者数

第1号被保険者の要介護認定率は横ばいで推移し、平成29年度には19.6%となる見込みです。平成29年度での要支援・要介護認定者数は第1号・2号被保険者合わせて5,226人（総人口比4.2%）となり、被保険者数の増加に伴い要介護認定者数も増加する見込みです。

◆第1号被保険者の要支援・要介護認定者の見込数

単位：人

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 第1号被保険者認定者数 (総人口に占める割合) | 4,501 (3.7%) | 4,677 (3.8%) | 4,856 (4.0%) | 5,040 (4.1%) |
| 要支援1 | 440 | 465 | 491 | 516 |
| 要支援2 | 676 | 705 | 736 | 764 |
| 要介護1 | 661 | 683 | 705 | 726 |
| 要介護2 | 778 | 807 | 835 | 863 |
| 要介護3 | 668 | 700 | 736 | 779 |
| 要介護4 | 797 | 831 | 863 | 896 |
| 要介護5 | 481 | 486 | 491 | 496 |
| 要介護認定者率 | 19.8% | 19.6% | 19.5% | 19.6% |

※表中の数値は、小数点以下第1位を四捨五入して算出しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

◆第2号被保険者の要支援・要介護認定者の見込数

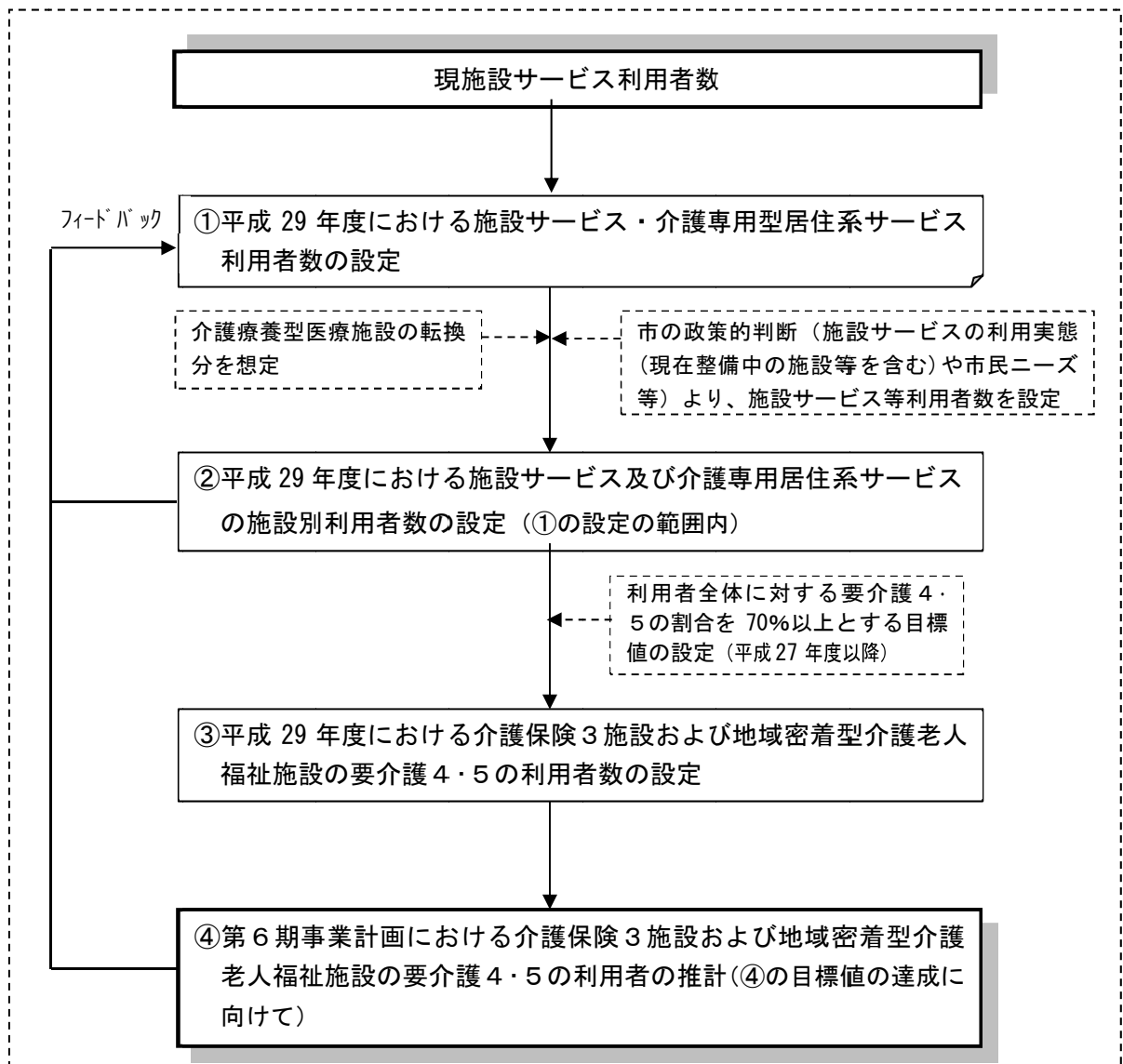
単位：人

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 第2号被保険者認定者数 (総人口に占める割合) | 167 (0.14%) | 173 (0.14%) | 180 (0.15%) | 186 (0.15%) |
| 要支援1 | 9 | 10 | 10 | 11 |
| 要支援2 | 40 | 42 | 44 | 45 |
| 要介護1 | 14 | 14 | 15 | 15 |
| 要介護2 | 34 | 35 | 36 | 38 |
| 要介護3 | 28 | 29 | 31 | 33 |
| 要介護4 | 18 | 19 | 20 | 20 |
| 要介護5 | 24 | 24 | 24 | 25 |
| 要介護認定者率 | 0.41% | 0.43% | 0.44% | 0.45% |

※表中の数値は、小数点以下第1位を四捨五入して算出しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 施設・居住系サービス利用

①施設・居住系サービス利用者数推計の手順



②施設・居住系サービスの整備

施設等利用者数の推計を行う上で、平成 29 年度の 3 施設の利用者のうち、要介護 4 以上が 70%以上、介護療養型医療施設の平成 29 年度末廃止を考慮しつつ、国や県の施設利用率（第 1 号被保険者）と本市の施設利用率（第 1 号被保険者）の割合を比較し、県と同程度の利用率となるよう利用者数を設定しました。

その結果、平成 29 年度の施設利用者数は 802 人、介護専用居住系サービスの利用者が 125 人となっており、施設・居住系サービス利用者の合計は 927 人となる見込みです。

<介護保険施設及び介護専用居住系サービスの利用者数>

単位：人

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 施設利用者数 | 802 | 802 | 802 |
| 介護老人福祉施設 | 456 | 456 | 456 |
| 介護老人保健施設 | 329 | 338 | 342 |
| 介護療養型医療施設 | 17 | 8 | 4 |
| 介護専用居住系サービス利用者 | 116 | 116 | 125 |
| 特定施設入居者生活介護 | 47 | 47 | 47 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 69 | 69 | 78 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | — | — | — |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | — | — | — |
| 施設・介護専用居住系サービス利用者 | 918 | 918 | 927 |

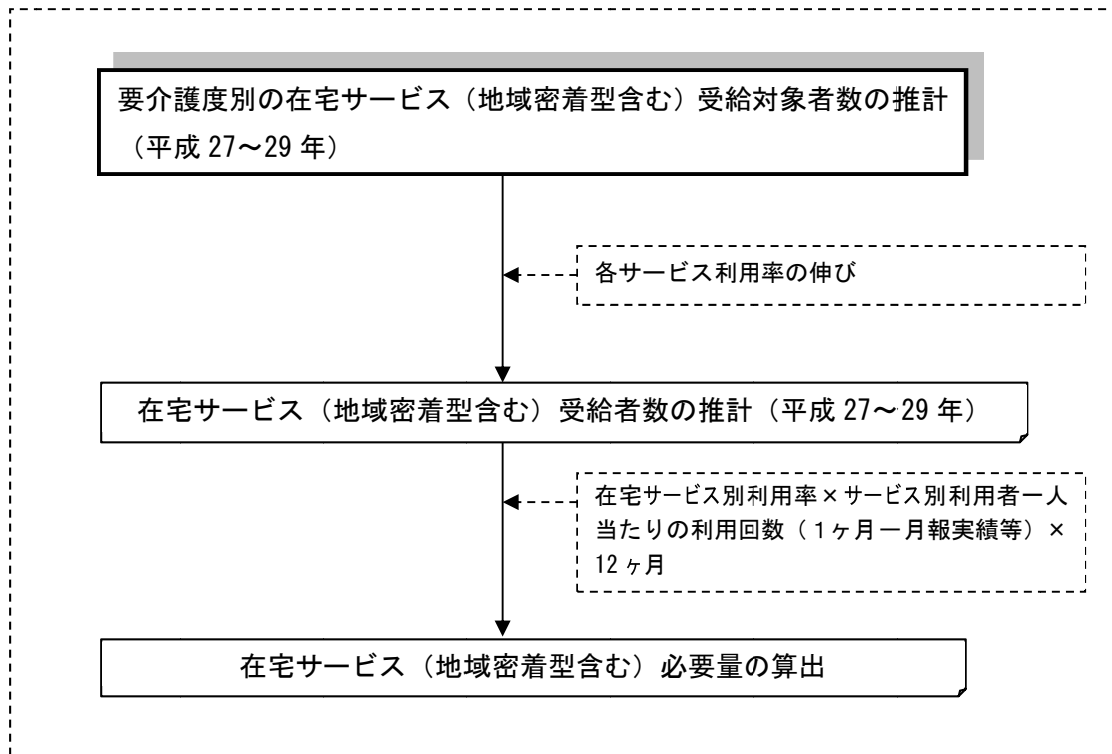
<介護保険施設利用者に占める要介護 4～5 の認定者数>

単位：人

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------------|----------|----------|----------|
| 施設利用者 | 802 | 802 | 802 |
| 要介護 4～5 の施設利用者数 | 547 | 554 | 562 |
| 施設利用者に占める要介護 4～5 の利用者の割合 | 68.2% | 69.1% | 70.1% |

(3) 居宅サービス及び介護予防サービスの利用数等の推計

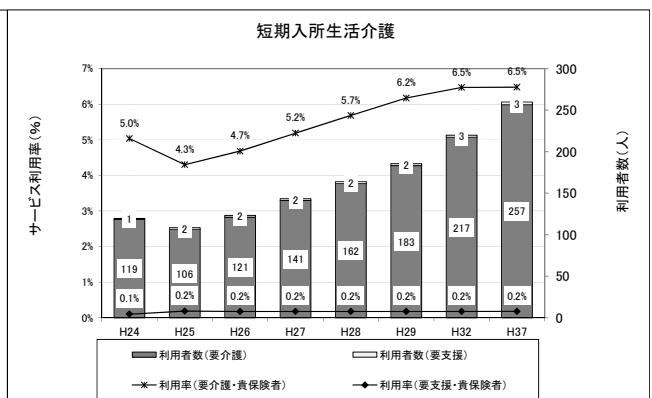
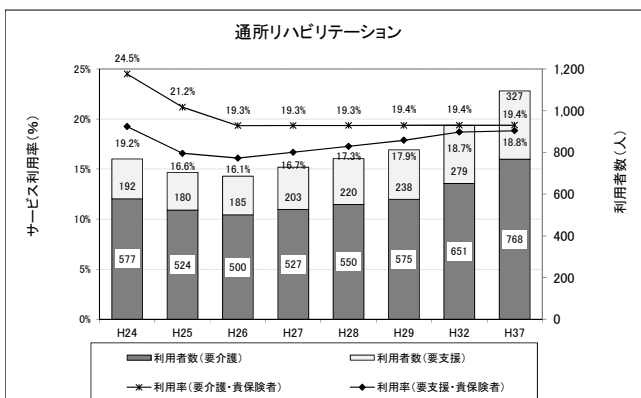
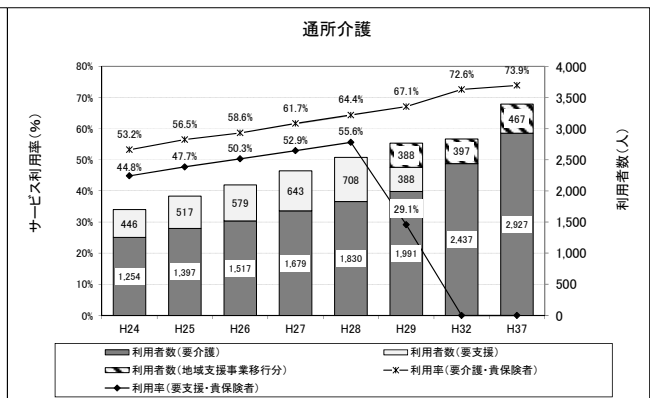
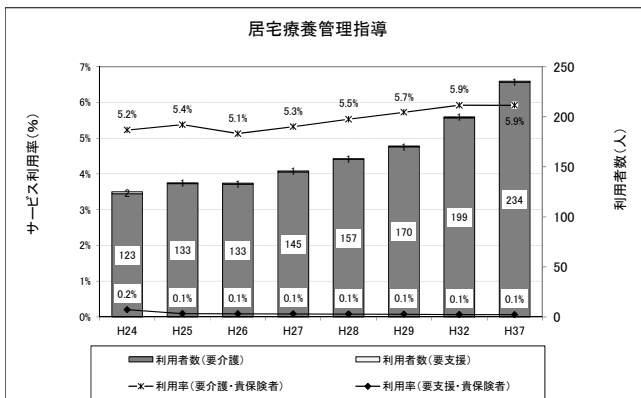
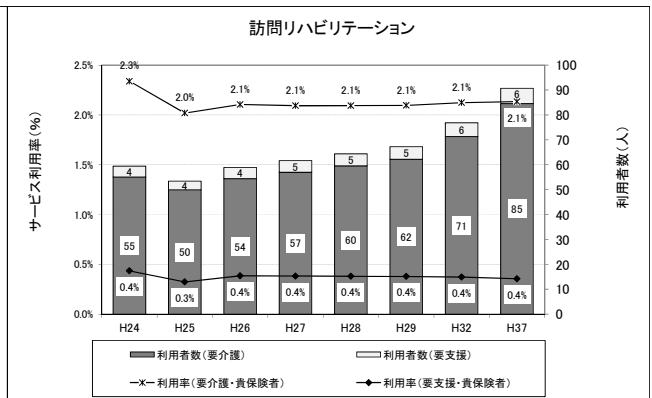
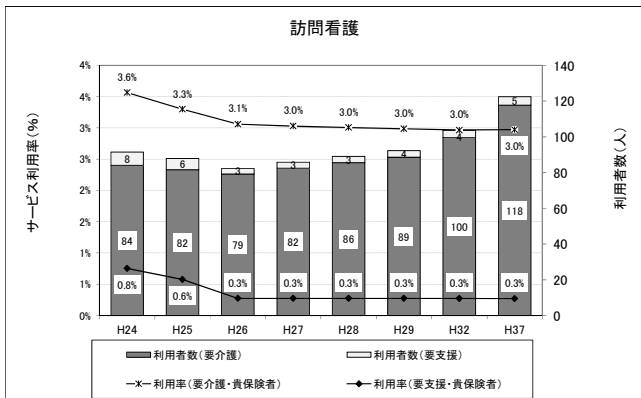
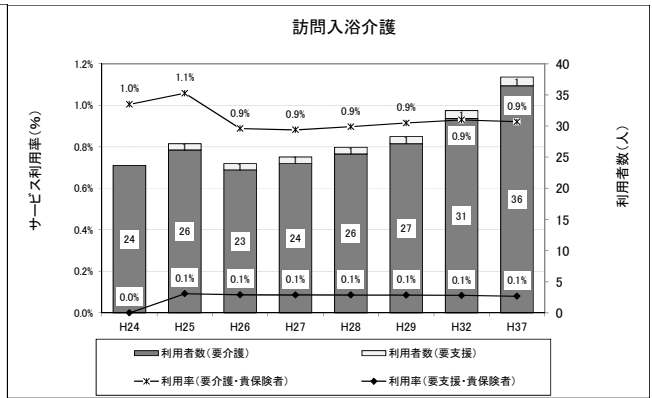
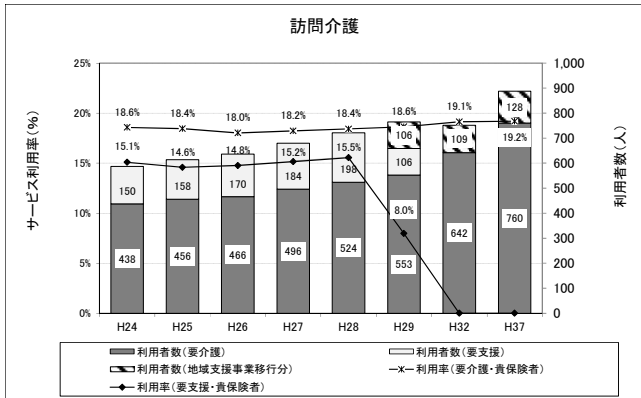
①介護給付等サービス利用者数推計の手順

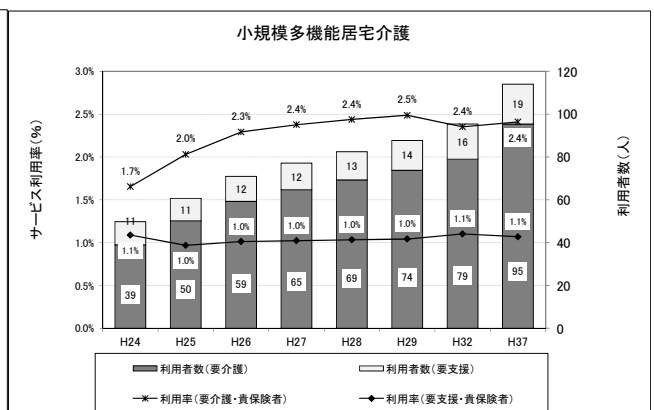
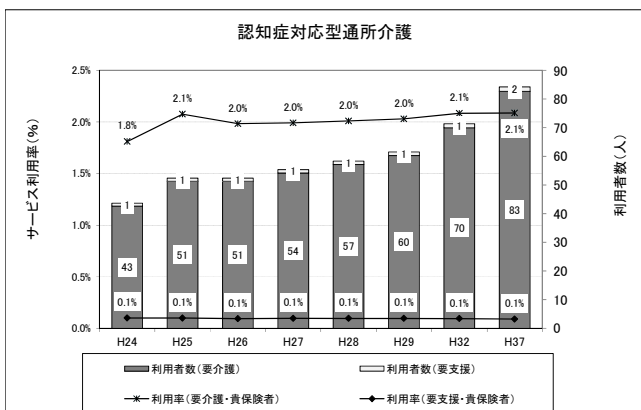
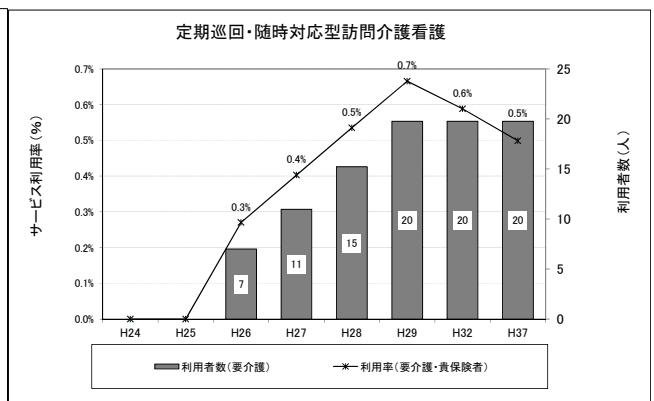
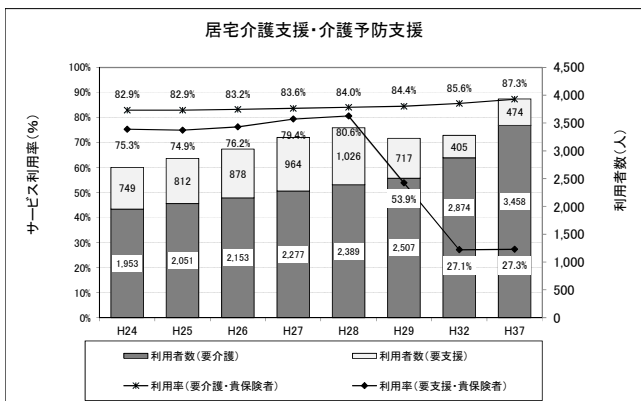
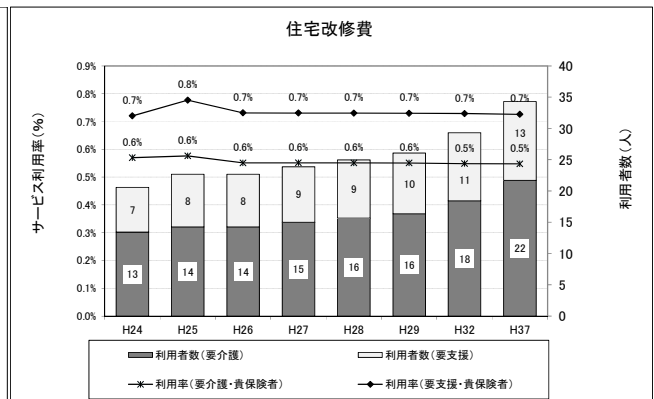
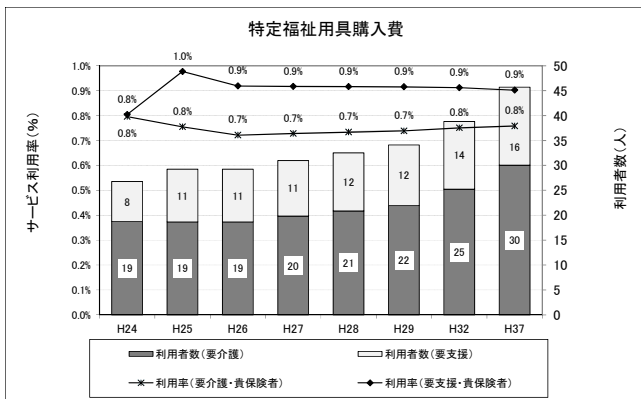
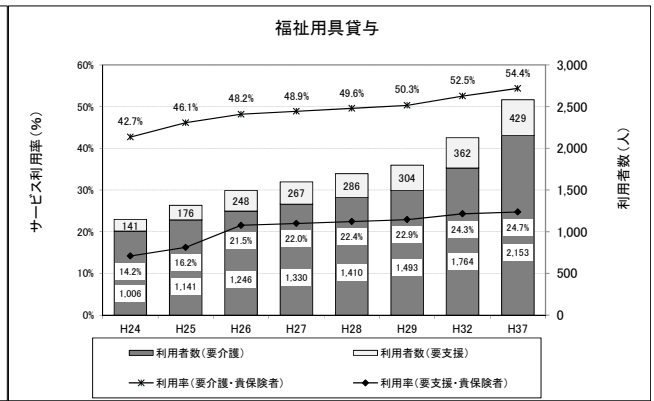
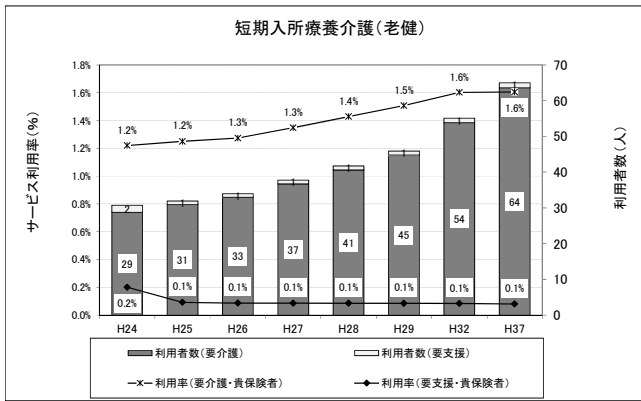


②介護給付・予防給付のサービス必要量等の算出

過去の利用状況や第6期のサービス利用等の見込みを踏まえながら、サービス別の利用者数、利用率等の推計を次の通りとしました。

- ※「短期入所療養介護（病院等）」は過去に利用実績がないこと、平成 29 年度末に介護療養型医療施設が廃止されることを踏まえて新たな利用は見込まない。
- ※「夜間対応型訪問介護」、「看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）」はサービス事業所の参入動向がないことから利用を見込まない。





③介護サービス給付費等の推計

ア. 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費の推計

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 居宅サービス | | | |
| 訪問介護 | 375,119 | 395,715 | 417,193 |
| 訪問入浴介護 | 18,533 | 19,929 | 21,496 |
| 訪問看護 | 37,610 | 38,898 | 40,189 |
| 訪問リハビリテーション | 27,724 | 29,000 | 30,321 |
| 居宅療養管理指導 | 12,472 | 13,553 | 14,657 |
| 通所介護 | 2,500,690 | 2,180,146 | 2,373,271 |
| 通所リハビリテーション | 643,052 | 672,629 | 702,943 |
| 短期入所生活介護 | 123,181 | 136,650 | 150,821 |
| 短期入所療養介護（老健） | 30,549 | 33,641 | 36,883 |
| 短期入所療養介護（病院等） | 0 | 0 | 0 |
| 福祉用具貸与 | 173,441 | 183,591 | 193,764 |
| 特定福祉用具購入費 | 6,705 | 7,082 | 7,465 |
| 特定施設入居者生活介護 | 89,873 | 89,699 | 89,699 |
| 地域密着型サービス | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 16,816 | 23,189 | 29,957 |
| 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 |
| 認知症対応型通所介護 | 89,670 | 94,679 | 99,949 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 147,073 | 156,330 | 164,935 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 202,108 | 201,718 | 227,627 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | 0 | 0 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | | 548,447 | 597,031 |
| 住宅改修 | 19,757 | 20,791 | 21,798 |
| 居宅介護支援 | 363,775 | 382,243 | 411,009 |
| 介護保険施設サービス | | | |
| 介護老人福祉施設 | 1,312,627 | 1,310,092 | 1,310,092 |
| 介護老人保健施設 | 1,021,029 | 1,049,701 | 1,067,163 |
| 介護療養型医療施設 | 72,058 | 33,922 | 17,094 |
| 介護給付費 計 (ア) | 7,283,862 | 7,621,645 | 8,015,561 |

イ. 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の推計

単位：千円

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 介護予防サービス | | | |
| 介護予防訪問介護 | 46,574 | 49,709 | 26,476 |
| 介護予防訪問入浴介護 | 142 | 148 | 153 |
| 介護予防訪問看護 | 904 | 944 | 983 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 2,043 | 2,129 | 2,212 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 54 | 54 | 53 |
| 介護予防通所介護 | 244,034 | 263,785 | 142,200 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 93,055 | 99,483 | 106,127 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 704 | 737 | 770 |
| 介護予防短期入所療養介護（老健） | 580 | 604 | 628 |
| 介護予防短期入所療養介護（病院等） | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 15,079 | 16,136 | 17,190 |
| 介護予防特定福祉用具購入費 | 2,076 | 2,176 | 2,273 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 6,521 | 6,509 | 6,509 |
| 地域密着型介護予防サービス | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 1,308 | 1,363 | 1,416 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 9,495 | 10,251 | 11,020 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防住宅改修 | 13,075 | 13,706 | 14,316 |
| 介護予防支援 | 48,147 | 51,148 | 35,720 |
| 予防給付費 計 (イ) | 483,791 | 518,882 | 368,046 |

ウ. 総給付費の推計

単位：千円

| | | | |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 総給付費 合計 (ウ) = (ア) + (イ) | 7,767,653 | 8,140,527 | 8,383,607 |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|

(4) 第1号被保険者の保険料算定

①標準給付見込額

介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料等を加えた、平成27年度から29年度までの標準給付見込額を以下のように算定しました。

単位：円

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合計 |
|------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 総給付費 | 7,742,774,676 | 8,100,723,496 | 8,342,231,578 | 24,185,729,750 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 225,950,183 | 207,489,319 | 204,572,591 | 638,012,093 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 172,892,000 | 179,807,000 | 187,000,000 | 539,699,000 |
| 高額医療合算介護サービス等給付額 | 11,508,000 | 11,623,000 | 11,739,000 | 34,870,000 |
| 算定対象審査支払手数料 | 9,531,270 | 10,007,854 | 10,508,218 | 30,047,342 |
| 標準給付見込額 | 8,162,656,129 | 8,509,650,669 | 8,756,051,387 | 25,428,358,185 |

②地域支援事業費

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業の事業費を合わせた額となります。

単位：円

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合計 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 48,571,000 | 51,000,000 | 203,550,000 | 303,121,000 |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 85,836,000 | 86,000,000 | 86,000,000 | 257,836,000 |
| 地域支援事業費 | 134,407,000 | 137,000,000 | 289,550,000 | 560,957,000 |

③第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、保険料率（基準額×所得段階別の割合）により算定されます。保険料基準額とは、保険料として収納する必要額と収納率を見込んで調整し、所得段階別の保険料負担割合を反映した被保険者数で平均した額で、次のとおり計算します。

$$\text{保険料基準額} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \div \text{補正後第1号被保険者数}$$

算定した結果、うるま市の第6期保険料基準額は以下のとおりとなります。

単位：円

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合計 |
|----------------------|------------|--------|--------|---------------|
| 保険料収納必要額 | | | | 4,846,487,447 |
| 予定保険料収納率 | | | | 95.70% |
| 所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数 | 21,062 | 21,911 | 22,660 | 65,633 |
| 補正後第1号被保険者数 | 21,260 | 22,118 | 22,874 | 66,252 |
| 保険料の基準額 | 月額 6,430 円 | | | |
| 基準額を弾力化した場合の保険料額 | 月額 6,370 円 | | | |

④第6期保険料

第6期の各負担段階別の保険料（月額・年額）は次の表のとおりです。

負担段階は第5期では10段階でしたが、第6期については、低所得者の保険料上昇を抑制するため13段階に変更しました。

単位：円

| 第5期保険料 | | | 第6期保険料 | | |
|-----------|---|---------------------|--------|--|---------------------|
| 負担段階 | 対象者 | 保険料月額 (年額) | 負担段階 | 対象者 | 保険料月額 (年額) |
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税 | 3,000 (36,000) | 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税かつ公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下 | 3,185 (38,220) |
| 第2段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税かつ公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下 | 3,000 (36,000) | 第2段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税かつ公的年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下 | 4,778 (57,336) |
| 第3段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税で第2段階対象者以外の者 | 4,500 (54,000) | 第3段階 | 本人及び世帯全員が住民税非課税かつ公的年金収入額+合計所得金額が120万円超 | 4,778 (57,336) |
| 第4段階 軽 | 本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税者がいる場合で、公的年金収入と合計所得金額が80万円以下の方（7%軽減） | 5,580 (66,960) | 第4段階 | 本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税者がいる場合で、公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 | 5,733 (68,796) |
| 第4段階 | 本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税者がいる場合 | 5,990 (71,880) | 第5段階 | 本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税者がいる場合 | 6,370 (76,440) |
| 第5段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が150万円未満 | 7,490 (89,880) | 第6段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満 | 7,644 (91,728) |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が150万円以上250万円未満 | 8,990 (107,880) | 第7段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満 | 8,281 (99,372) |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上350万円未満 | 10,490 (125,880) | 第8段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満 | 9,555 (114,660) |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が350万円以上450万円未満 | 11,390 (136,680) | 第9段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満 | 10,829 (129,948) |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が450万円以上550万円未満 | 12,580 (150,960) | 第10段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満 | 12,103 (145,236) |
| 第10段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が550万円以上 | 13,180 (158,160) | 第11段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満 | 12,740 (152,880) |
| | | | 第12段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満 | 13,377 (160,524) |
| | | | 第13段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上 | 14,014 (168,168) |

＜参考＞平成 32 年度、平成 37 年度の第 1 号被保険者の保険料推計

ここでは、第 6 期の介護保険と同様の推移で総給付費等が推移した場合に、平成 32 年度、平成 37 年度それぞれどの程度の介護保険料になるのかを推計しました。

その結果、給付費等はどんどん増加傾向で推移し、介護保険料は平成 32 年度で 7,687 円（月額）、平成 37 年度で 8,735 円（月額）まで上昇する見込みです。このように、介護保険料が高額になると、市民一人ひとりの負担はどんどん重くなり、日常生活にも影響が出てくることが予測されます。

そのような事態を少しでも回避するためには、市民一人ひとりが主体的に健康づくりや介護予防に取り組むとともに、生きがいを持って生活することで、健康寿命を延ばし、医療費や介護給付費等を抑制していくことが、今後ますます重要となってきます。

①標準給付見込額

単位：円

| | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
|------------------|---------------|----------------|
| 総給付費 | 9,204,821,171 | 10,485,049,035 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 204,572,591 | 204,572,591 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 208,162,000 | 243,432,000 |
| 高額医療合算介護サービス等給付額 | 12,085,500 | 12,663,000 |
| 算定対象審査支払手数料 | 11,973,640 | 14,416,010 |
| 標準給付見込額 | 9,641,614,902 | 10,960,132,636 |

②地域支援事業費

単位：円

| | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
|------------------|-------------|-------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 262,582,000 | 342,987,000 |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 87,349,000 | 105,166,000 |
| 地域支援事業費 | 349,931,000 | 448,153,000 |

③第 1 号被保険者の保険料

保険料基準額＝保険料収納必要額÷予定保険料収納率÷補正第 1 号被保険者数

単位：円

| | 平成 32 年度 | 平成 37 年度 |
|------------------------|---------------|---------------|
| 保険料収納必要額 | 2,198,023,418 | 2,784,331,551 |
| 予定保険料収納率 | 95.70% | 95.70% |
| 所得段階別加入割合補正後第 1 号被保険者数 | 24,900 | 27,757 |
| 保険料の基準額 | 月額 7,687 円 | 月額 8,735 円 |

第4章 日常生活圏域での具体施策

1. 日常生活圏域の設定…………… 55
2. うるま市日常生活圏域ニーズ調査結果の概要… 57
3. 住民参加による施策の推進…………… 59
4. 日常生活圏域別の具体施策…………… 60

第4章 日常生活圏域での具体施策

1. 日常生活圏域の設定

うるま市の日常生活圏域*は、「うるま市地域福祉計画―幸せのまちづくりプラン―」で位置づけられた基幹福祉圏域との整合を図るものとし、勝連地区、与那城地区、具志川第1地区、具志川第2地区、石川地区の5つの圏域とします。

※日常生活圏域とは

介護保険の事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定めることとしています。また、その範囲については、地域包括ケアシステムの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けることができるよう体制整備を進める単位であり、国では概ね30分以内にサービスが提供される範囲としています。

■日常生活圏域別人口・世帯・認定者の現状

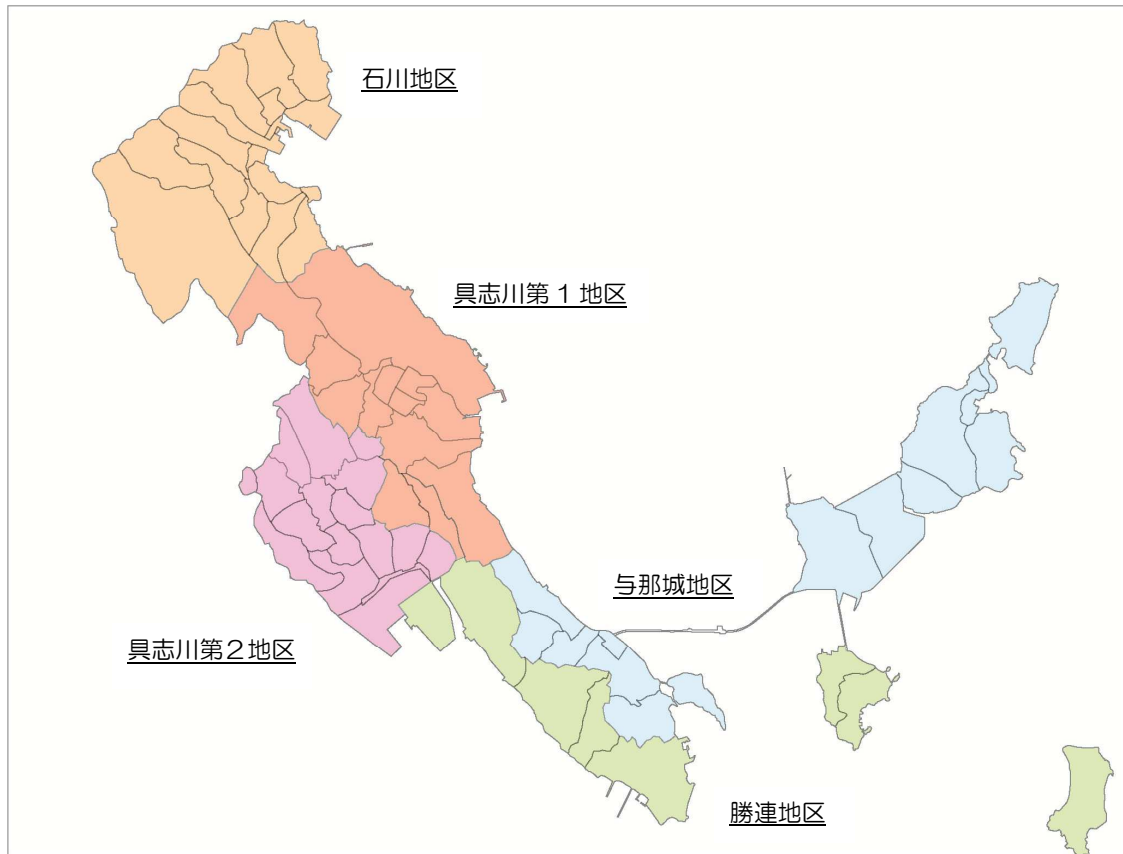
平成26年10月1日現在

| | 勝連地区 | 与那城地区 | 具志川第1地区 | 具志川第2地区 | 石川地区 | 合計 |
|------------------------------------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|
| 地区総人口 | 13,921 | 12,217 | 36,531 | 34,899 | 23,761 | 121,329 |
| 年少人口 (0～14歳) | 2,209 | 1,710 | 6,718 | 6,586 | 4,071 | 21,294 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 8,778 | 7,516 | 23,287 | 22,566 | 15,142 | 77,289 |
| 老年人口 (65歳以上) | 2,934 | 2,991 | 6,526 | 5,747 | 4,548 | 22,746 |
| 前期高齢者 (65～74歳) | 1,340 | 1,298 | 3,133 | 2,952 | 2,224 | 10,947 |
| 後期高齢者 (75歳以上) | 1,594 | 1,693 | 3,393 | 2,795 | 2,324 | 11,799 |
| 65歳以上人口の伸び | 10.7% | 5.4% | 15.9% | 13.8% | 12.2% | 12.5% |
| 65歳以上に占める 前期高齢者の割合 | 45.7% | 43.4% | 48.0% | 51.4% | 48.9% | 48.1% |
| 65歳以上に占める 後期高齢者の割合 | 54.3% | 56.6% | 52.0% | 48.6% | 51.1% | 51.9% |
| 高齢化率 | 21.1% | 24.5% | 17.9% | 16.5% | 19.1% | 18.7% |
| 世帯数 | 5,457 | 4,880 | 14,181 | 13,771 | 9,989 | 48,278 |
| 要介護認定者数 [※] | 641 | 751 | 1,374 | 1,069 | 840 | 4,675 |
| 地区の65歳以上人口 に対する認定率 [※] | 21.8% | 25.1% | 21.1% | 18.6% | 18.5% | 20.6% |

※認定者数は平成27年1月現在

資料：住民基本台帳

■ うるま市日常生活圏域



□各地区の行政区名

| 勝連地区 | 与那城地区 | 具志川第1地区 | 具志川第2地区 | 石川地区 |
|------------------------|--|---|---|---|
| 南風原、平安名、内間、平敷屋、津堅、浜、比嘉 | 照間、与那城西原、与那城、饒辺、屋慶名、平安座、桃原、上原、宮城、池味、伊計 | 具志川、田場、赤野、宇堅、天願、昆布、栄野比、川崎、西原、安慶名、上江洲、大田、みどり町1・2丁目、みどり町3・4丁目、みどり町5・6丁目 | 上平良川、兼箇段、米原、赤道、江洲、宮里、喜仲、平良川、川田、塩屋、豊原、高江洲、前原、志林川、新赤道 | 曙、南栄、城北、中央、松島、宮前、東山、旭、港、伊波、嘉手苅、山城、石川前原、東恩納、美原 |
| ◇7行政区 | ◇11行政区 | ◇15行政区 | ◇15行政区 | ◇15行政区 |

2. うるま市日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

- ・『回答者の属性』について、その特徴を地区別にみると、「与那城地区」、「勝連地区」は後期高齢者率が高いほか、二次予防事業対象者率・認定者率ともに他地区と比べて高い。
- ・一方、「石川地区」と「具志川第1地区」は前期、後期高齢者率がほぼ同率で、二次予防事業対象者率が比較的低く、認定者率については平均的もしくは比較的低くなっている。「具志川第2地区」では前期高齢者率が高く、二次予防事業対象者率、認定者率ともに平均的な割合となっている。

| 地域 | 前期、後期高齢者率 | 高齢者のみ世帯の割合 | 二次予防事業対象者率 | 認定者率 |
|---------|------------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 勝連地区 | 後期高齢者率がやや高い (前期 44.2%、後期 55.8%) | 比較的低い (14.4%) | 比較的高い (28.2%) | 比較的高い (18.5%) |
| 与那城地区 | 後期高齢者率が高い (前期 41.3%、後期 58.7%) | 比較的高い (19.7%) | 比較的高い (27.3%) | 比較的高い (19.7%) |
| 具志川第1地区 | 前期、後期ほぼ同率 (前期 48.0%、後期 52.0%) | 比較的低い (15.5%) | 比較的低い (22.6%) | 平均的 (16.4%) |
| 具志川第2地区 | 前期高齢者率が高い (前期 56.5%、後期 43.5%) | 比較的高い (18.7%) | 平均的 (24.4%) | 平均的 (16.5%) |
| 石川地区 | 前期、後期ほぼ同率 (前期 50.6%、後期 49.4%) | 比較的高い (18.5%) | 比較的低い (22.6%) | 比較的低い (15.7%) |

※上記で記述している「比較的」は地域間比較によるものである。

- ・『評価項目別の結果』について、心身機能の状況をみると、二次予防事業対象者率の高い勝連地区および与那城地区でリスク者の割合が高い傾向にあった。具体的な内容でみると、「運動器」、「認知症リスク」の項目で2割弱となっており、他の項目と比べてリスク者の割合が高い。一方、石川地区においては、ほとんどの項目でリスク者の割合が平均より低くなっているが、前回調査時と比べて多くの項目でリスク者の割合が増加している状況にある。
- ・また、日常生活、社会参加の分野では、二次予防事業対象者率の高い勝連地区および与那城地区でリスク者の割合が高い傾向がみられる。
- ・『疾病』については、各地区とも「高血圧」の有病率が4～5割と高くなっている。また、具志川第2地区では「脳卒中」、「心臓病」が、石川地区で「糖尿病」が他地区と比べやや高く、与那城地区では「筋骨格系疾患」が高い。
- ・『介護』について、既往症の割合をみると、具志川第1地区、具志川第2地区で、脳卒中、認知症の割合が他地区に比べて高くなっている。介護の必要性をみると、二次予防事業対象者率・認定者率の高い与那城地区で、介護を必要とする人の割合が比較的高い。

以上を踏まえ、地区別に概観すると、以下の通りとなる。

- ・『与那城地区』は、高齢者像として「後期高齢者率が高い」、「高齢者のみ世帯の割合が比較的高い」、「二次予防事業対象者率が比較的高い」、「認定者率が比較的高い」など、市内でも高齢化が進み、心身機能や社会性の低下、認定者等支援を必要とする高齢者の割合が多くなっている。島しょ地域を含め、運動器の維持や認知症予防等介護予防への取り組みを強化していくとともに、介護保険サービスの充実を図っていくことが求められよう。さらに、従来からの地域の結びつきを基本とした適切な地域支援を進めていく必要がある。
- ・『勝連地区』は、高齢者像として「二次予防事業対象者率が比較的高い」、「認定者率が比較的高い」といった特徴がみられる。与那城地区と同様に、心身機能や社会性の低下等により二次予防事業対象者が増えているものと推察され、運動器や認知症予防等の介護予防への取り組みを強化し、要介護状態への移行の抑制を図っていく必要がある。
- ・『具志川第1地区』、『具志川第2地区』および『石川地区』は、高齢者像として「二次予防事業対象者率が平均的あるいは比較的低い」、「認定者率が平均的、あるいは比較的低い」といった類似点がみられる。そうしたなか、『具志川第2地区』、『石川地区』では「高齢者のみ世帯の割合が比較的高い」ことや、「生活習慣病の有病率がやや高い」傾向がみられる。したがって、これらの地区では、生活機能の維持・向上に向けた取り組みとともに、社会参加・生きがづくり支援等を進め、要介護状態への移行の抑制・二次予防事業対象者の発生抑制等を図ることが求められる。

3. 住民参加による施策の推進

本計画に位置づけられた各種施策や事業の推進にあたっては、住民自らの積極的な取り組みや、住民同士の支え合いが重要となります。

したがって、日常生活圏域毎の施策は、「第2章 高齢者福祉計画等の具体施策」の内容を、市民自らが自身のために行う「自助」と、地域住民が互いに支え合う「互助」の視点で整理することとし、以下にその内容を示します。

(1) 健康づくり・生きがいくりの充実

◆ 自助

- ・日ごろの健康づくり活動や疾病等の早期発見・対応が介護予防や介護給付費、医療費抑制につながることを理解し、自分自身のために健康づくりに励みましょう。
- ・特定健診やがん検診など、各種健（検）診を毎年受診し、自身の健康状態の把握に努めましょう。また、受診の際には地域の方や友人と誘い合って受診しましょう。
- ・健診等で有所見となった場合には、きちんと保健指導を受け、適切な医療等を受診しましょう。
- ・地区公民館等で開催される生涯学習講座を受講しましょう。
- ・生涯学習講座や介護予防教室等の修了後にも継続して活動できるよう、自主サークル活動に積極的に参加しましょう。

◆ 互助

- ・住民同士で互いに支え合える地域づくりのため、社会福祉協議会が開催するボランティア養成講座や老人クラブ活動、公民館ミニデイ等地域のボランティア活動に参加しましょう。

(2) 介護予防・介護保険サービス等の充実

◆ 自助

- ・地域で開催されている介護予防教室や介護予防活動に参加しましょう。また、参加の際には地域の方や友人と誘い合って参加しましょう。
- ・住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょう。

(3) 支え合いの仕組みづくり

◆ 自助

- ・自身や身近な人の介護や医療について相談、支援が必要な場合は、地域包括支援センターや身近な地域の高齢者相談センター等へ相談しましょう。

◆ 互助

- ・日ごろから近隣の人や地域の高齢者を気にかけて、必要に応じて声をかけたり、地域の民生委員等に相談しましょう。
- ・地域見守り隊等の活動に参加しましょう。

(4) 安心・安全なまちづくり

◆ 自助

- ・災害時に自分ひとりで避難することが難しい方は、家族や周囲の方と相談して「災害時要援護者名簿」に登録しましょう。
- ・地域の自主防災組織や自治会等が行う避難訓練等に参加しましょう。

◆ 互助

- ・災害時要援護者支援の取り組みを理解し、災害時に自力での避難が困難な家族や地域の高齢者がいたら、「災害時要援護者名簿」への登録を促しましょう。

4. 日常生活圏域別の具体施策

「第2章 高齢者福祉計画等の具体施策」と上記に位置づけた施策について、日常生活圏域及び日常生活の基礎単位となる行政区単位で展開していく施策を日常生活圏域ごとに次頁以降に整理します。圏域別施策の整理は、各地区の65歳以上人口、地域社会基盤や社会資源の現状、地区の将来人口、地区レベルの具体施策等の内容で行うこととします。

地区名：勝連地区

<地区の現状> (平成 26 年 10 月 1 日現在)

| | |
|-----------------------|-----------------|
| ○人口 | 13,921 人 |
| ○世帯総数 | 5,457 世帯 |
| ○65 歳以上人口 (対人口比) | 2,934 人 (21.1%) |
| ・ 65～74 歳人口 | 1,340 人 |
| ・ 75 歳以上人口 | 1,594 人 |
| ○高齢者世帯 ^{※1} | |
| ・ 高齢単身世帯 | 740 世帯 |
| ・ 高齢者のみの世帯 | 392 世帯 |
| ・ 高齢者のいる世帯 | 998 世帯 |
| ○二次予防事業対象者 | 227 人 |
| ○要介護認定者 ^{※2} | 641 人 |

<地域社会基盤等の現状>

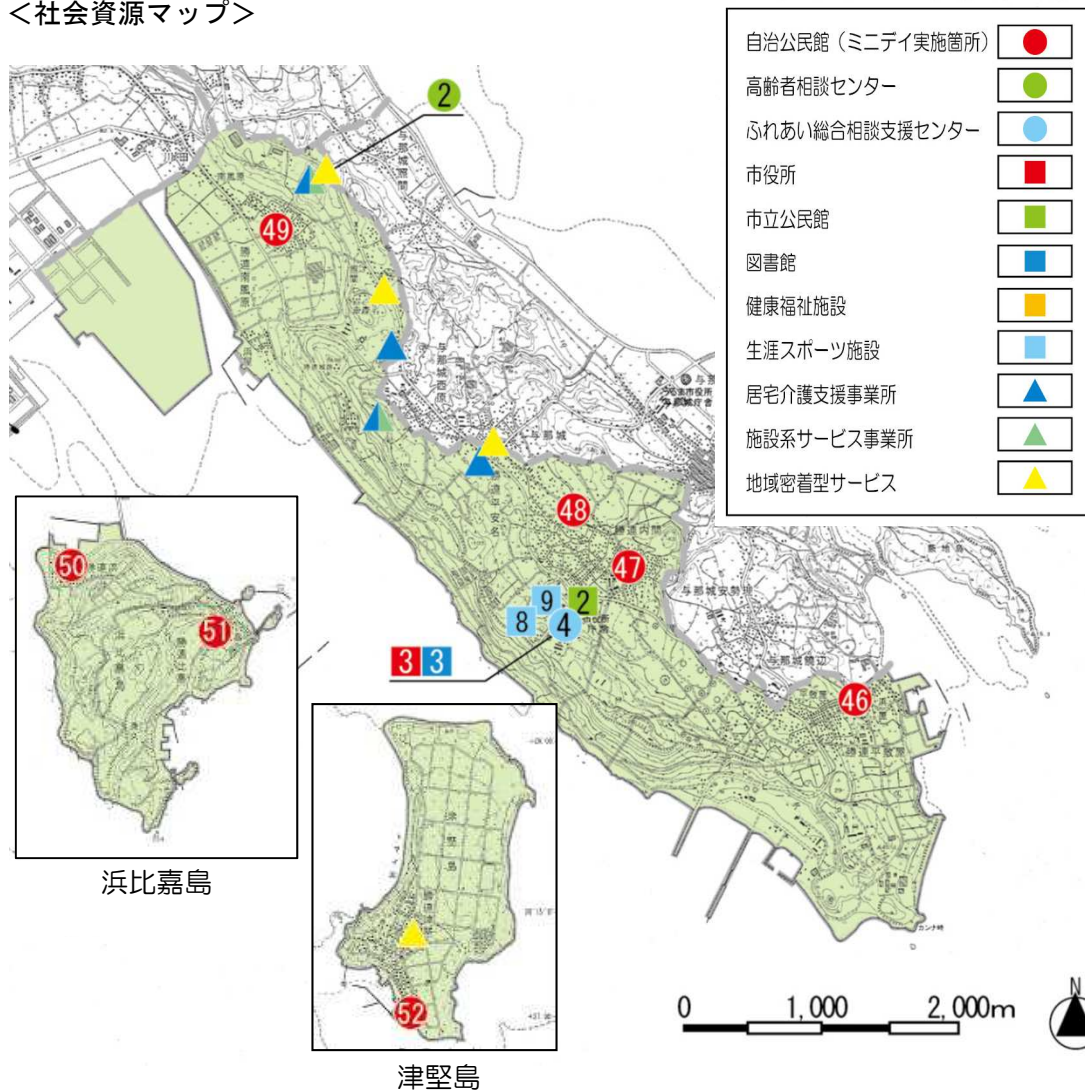
| | |
|--------------------------|---------------------------------|
| ○自治会数 | 7 自治会 |
| ○自治会加入率 | 61.1% |
| ○民生委員児童委員数 ^{※3} | 27 人 (定員 27 人) |
| ○老人クラブ会員数 ^{※3} | 971 人 (65 歳以上人口に占める割合 33.1%) |
| ○公民館ミニデイ実施自治会 | 6 自治会 |
| ○地区公民館活動サークル | 22 サークル |

※1：平成 26 年 10 月末現在

※2：平成 27 年 1 月現在

※3：平成 26 年 12 月現在

<社会資源マップ>



地区名：勝連地区

<社会資源一覧>

①地域活動拠点

■自治公民館（公民館ミニデイ実施箇所）

| 番号 | 行政区 | 電話番号 | 推進会名 | 実施日 | 備考 |
|----|-----|----------|----------------|------------------|------------|
| 46 | 平敷屋 | 978-2231 | 平敷屋友愛会 | 第2火曜日14:00~16:00 | 自主活動で第4火曜日 |
| 47 | 内間 | 978-2238 | 内間みやらび会 | 第3木曜日14:00~16:00 | |
| 48 | 平安名 | 978-2237 | 平安名区福祉会がじゅまるの会 | 第3土曜日14:00~16:00 | |
| 49 | 南風原 | 978-2235 | 南風原らんの会 | 第4木曜日14:00~16:00 | |
| 50 | 浜 | 977-8450 | 浜遊会 | 第1木曜日10:00~12:00 | |
| 51 | 比嘉 | 977-7227 | 比嘉区福祉推進会一心会 | 第1木曜日14:00~16:00 | |
| 52 | 津堅 | 978-7510 | - | - | ミニデイ未実施 |

■高齢者相談センター

| 番号 | 事業所名称 | 事業所所在地 | 電話番号 |
|----|----------------|-----------|----------|
| 2 | 高齢者相談センター かつれん | 勝連南風原4902 | 978-1551 |

■いれあい総合相談支援センター

| 番号 | 事業所名称 | 事業所所在地 | 電話番号 |
|----|-------------------|-----------|----------|
| 4 | うるま市社会福祉協議会（勝連支所） | 勝連平安名3043 | 978-5914 |

②公的施設

■市役所

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|------------|---------------|--------------------|
| 3 | うるま市役所勝連庁舎 | うるま市勝連平安名3032 | 974-3111 (総合案内) |

■市立公民館

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|--------------|-----------|----------|
| 2 | うるま市立勝連地区公民館 | 勝連平安名3047 | 978-7194 |

■図書館

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|------------|-----------|----------|
| 3 | うるま市立勝連図書館 | 勝連平安名3047 | 978-4321 |

■生涯スポーツ施設

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|------------------------|-----------|----------|
| 8 | うるま市勝連B&G海洋センター体育館・プール | 勝連平安名2805 | 978-6040 |
| 9 | うるま市勝連総合グラウンド | 勝連平安名2713 | 978-6040 |

地区名：勝連地区

| <地区の将来人口等> | (現状) | | (将来推計) | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H26 | H27 | H28 | H29 | H32 | H37 |
| ・人口 | 13,921 | 14,026 | 14,098 | 14,163 | 14,318 | 14,467 |
| ・65歳以上人口 | 2,934 | 3,078 | 3,200 | 3,308 | 3,623 | 4,049 |
| ・65～74歳人口 | 1,340 | 1,436 | 1,517 | 1,581 | 1,853 | 1,966 |
| ・75歳以上人口 | 1,594 | 1,642 | 1,683 | 1,728 | 1,770 | 2,084 |
| ・要介護認定者 | 641 | 668 | 697 | 727 | 807 | 926 |

※将来推計は、平成26年現在の各地区の市全体に対する割合で算出。

※表中の数値は、小数点以下第1位を四捨五入して算出しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

<地区レベルの施策（住民参加による施策の推進）>

1. 健康づくり・生きがいくりの充実

- 自治公民館等で実施される特定健診・各種がん検診を受診しましょう。
- 勝連地区公民館等での生涯学習講座を受講しましょう。
- 勝連地区公民館等を利用し自主サークルの活動を進めましょう。
- 勝連総合グラウンド等社会体育施設を活用し、生涯スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。
- 公民館ミニデイ等地域のボランティア活動に参加しましょう。

2. 介護予防・介護保険サービス等の充実

- 自治公民館や勝連地区公民館等で実施される介護予防教室や介護予防活動に地域の方や友人と誘い合って参加しましょう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょう。

<圏域内の地域密着型サービス>

- ・小規模多機能型居宅介護 1箇所（既設）
- ・認知症対応型通所介護 3箇所（既設）
- ・認知症対応型共同生活介護 2箇所（既設）

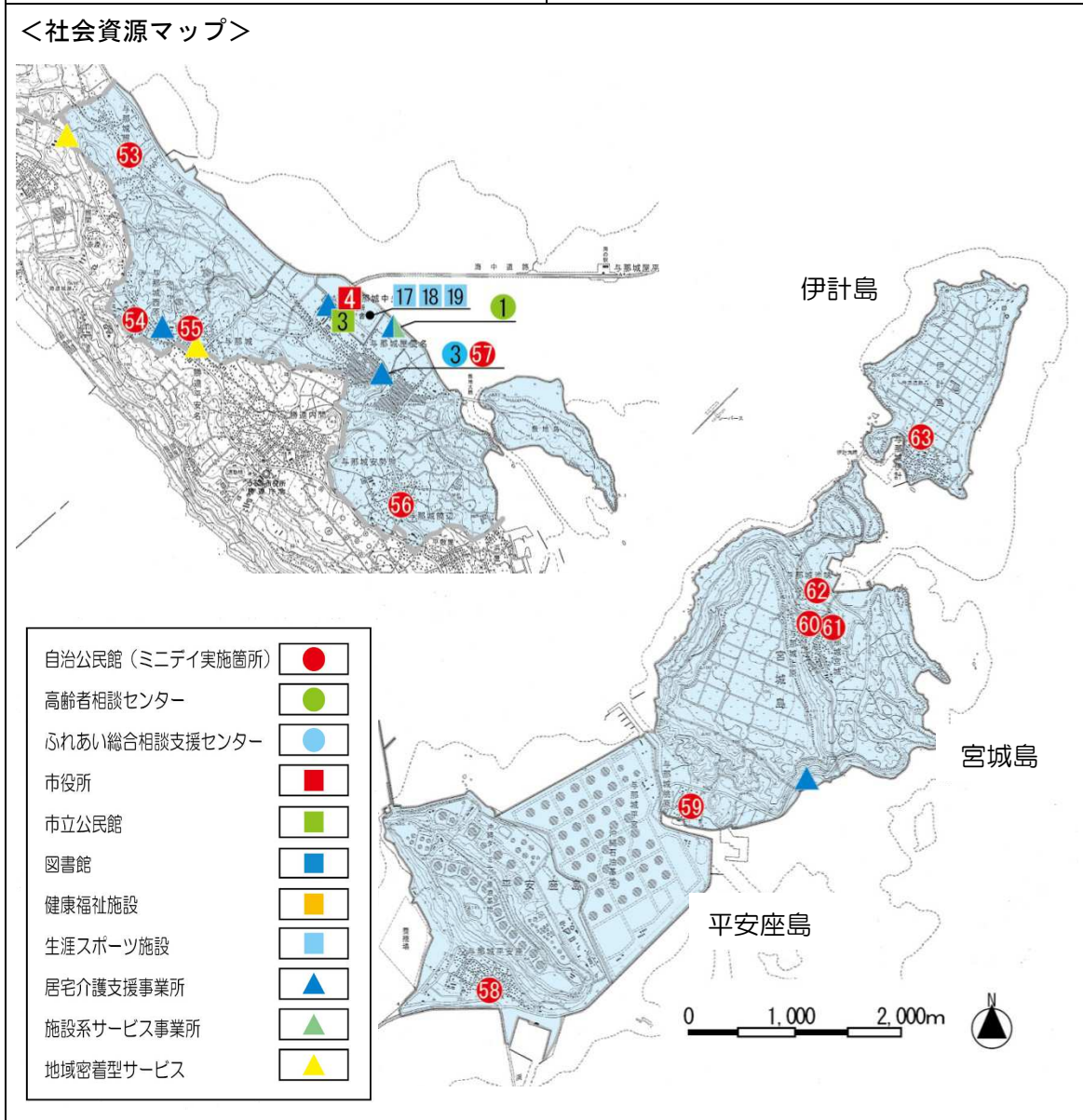
3. 支え合いの仕組みづくり

- 相談、支援が必要な場合には、「高齢者相談センターかつれん」等を利用しましょう。
- 日頃から隣り近所の高齢者を気に掛け、必要に応じて声かけをしましょう。
- 社会福祉協議会が自治公民館で実施する小地域ネットワークづくり出前講座に参加しましょう。
- 地域見守り隊等住民主体の支え合い活動に参加しましょう。

4. 安心・安全なまちづくり

- 災害時要援護者支援の取り組みを理解し、災害時に自力での避難が困難な家族や地域の高齢者がいたら、「災害時要援護者名簿」への登録を促しましょう。

| 地区名：与那城地区 | |
|--|------------------------------|
| <p><地区の現状>（平成26年10月1日現在）</p> | |
| ○人口 | 12,217人 |
| ○世帯総数 | 4,880世帯 |
| ○65歳以上人口（対人口比） | 2,991人（24.5%） |
| ・65～74歳人口 | 1,298人 |
| ・75歳以上人口 | 1,693人 |
| ○高齢者世帯 ^{※1} | |
| ・高齢単身世帯 | 772世帯 |
| ・高齢者のみの世帯 | 367世帯 |
| ・高齢者のいる世帯 | 1,075世帯 |
| ○二次予防事業対象者 | 185人 |
| ○要介護認定者 ^{※2} | 751人 |
| <p><地域社会基盤等の現状></p> | |
| ○自治会数 | 11自治会 |
| ○自治会加入率 | 62.7% |
| ○民生委員児童委員数 ^{※3} | 25人（定員25人） |
| ○老人クラブ会員数 ^{※3} | 381人 （65歳以上人口に占める割合12.7%） |
| ○公民館ミニデイ実施自治会 | 11自治会 |
| ○地区公民館活動サークル | 21サークル |
| <p>※1：平成26年10月末現在 ※2：平成27年1月現在 ※3：平成26年12月現在</p> | |



地区名：与那城地区

＜社会資源一覧＞

①地域活動拠点

■自治公民館（公民館ミニデイ実施箇所）

| 番号 | 行政区 | 電話番号 | 推進会名 | 実施日 | 備考 |
|----|-------|----------|----------------|------------------|----|
| 53 | 照間 | 978-2233 | 照間あじさい会 | 第1火曜日10:00~14:00 | |
| 54 | 与那城西原 | 978-2236 | 与那城西原ふれあい友の会 | 第2木曜日10:00~14:00 | |
| 55 | 与那城 | 978-2230 | 与那城なかよクラブ | 第3火曜日9:00~13:00 | |
| 56 | 饒辺 | 978-2232 | シーブントー会 | 第4水曜日9:30~12:00 | |
| 57 | 屋慶名 | 978-2228 | 屋慶名クワティーサーの会 | 第2月曜日10:00~13:00 | |
| 58 | 平安座 | 977-8127 | ゆうな会 | 第2水曜日10:00~13:00 | |
| 59 | 桃原 | 977-8182 | ミニデイサービスていーだの会 | 第4月曜日10:00~14:00 | |
| 60 | 上原 | 977-8166 | 上原ゆんたく会 | 第4金曜日10:00~14:00 | |
| 61 | 宮城 | 977-7924 | な〜くすくスチナーグループ | 第1水曜日10:00~14:00 | |
| 62 | 池味 | 977-8256 | 池味ふるばんた会 | 第4火曜日10:00~14:00 | |
| 63 | 伊計 | 977-7373 | イツクマ会 | 第1火曜日10:00~14:00 | |

■高齢者相談センター

| 番号 | 事業所名称 | 事業所所在地 | 電話番号 |
|----|----------------|------------|----------|
| 1 | 高齢者相談センター よなしろ | 与那城屋慶名1410 | 983-0088 |

■ふれあい総合相談支援センター

| 番号 | 事業所名称 | 事業所所在地 | 電話番号 |
|----|--------------------|------------|----------|
| 3 | うるま市社会福祉協議会（与那城支所） | 与那城屋慶名1098 | 978-0011 |

②公的施設

■市役所

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|-------------|------------|--------------------|
| 4 | うるま市役所与那城庁舎 | うるま市与那城中央1 | 974-3111 (総合案内) |

■市立公民館

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|---------------|-------------|----------|
| 3 | うるま市立与那城地区公民館 | 与那城屋慶名467-4 | 978-6836 |

■生涯スポーツ施設

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|------------------|--------|----------|
| 17 | うるま市与那城総合公園陸上競技場 | 与那城中央5 | 978-1047 |
| 18 | うるま市与那城多種目球技場 | 与那城中央5 | 978-1047 |
| 19 | うるま市与那城庭球場 | 屋慶名446 | 978-1047 |

地区名：与那城地区

| ＜地区の将来人口等＞ | （現状） | | （将来推計） | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H26 | H27 | H28 | H29 | H32 | H37 |
| ・人口 | 12,217 | 12,309 | 12,372 | 12,429 | 12,565 | 12,696 |
| ・65歳以上人口 | 2,991 | 3,135 | 3,257 | 3,366 | 3,675 | 4,117 |
| ・65～74歳人口 | 1,298 | 1,391 | 1,470 | 1,531 | 1,795 | 1,904 |
| ・75歳以上人口 | 1,693 | 1,744 | 1,788 | 1,835 | 1,880 | 2,213 |
| ・要介護認定者 | 751 | 783 | 817 | 851 | 945 | 1,085 |

※将来推計は、平成26年現在の各地区の市全体に対する割合で算出。

※表中の数値は、小数点以下第1位を四捨五入して算出しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

＜地区レベルの施策（住民参加による施策の推進）＞

1. 健康づくり・生きがいくりの充実

- 自治公民館等で実施される特定健診・各種がん検診を受診しましょう。
- 与那城地区公民館等での生涯学習講座を受講しましょう。
- 与那城地区公民館等を利用し自主サークルの活動を進めましょう。
- 与那城総合公園陸上競技場等社会体育施設を活用し、生涯スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。
- 公民館ミニデイ等地域のボランティア活動に参加しましょう。

2. 介護予防・介護保険サービス等の充実

- 自治公民館や与那城地区公民館等で実施される介護予防教室や介護予防活動に地域の方や友人と誘い合って参加しましょう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょう。

＜圏域内の地域密着型サービス＞

- ・小規模多機能型居宅介護 1箇所（新規）
- ・認知症対応型通所介護 1箇所（新規）
- ・認知症対応型共同生活介護 1箇所（既設）、1箇所（新規）

3. 支え合いの仕組みづくり

- 相談、支援が必要な場合には、「高齢者相談センターよなしろ」等を利用しましょう。
- 日頃から隣り近所の高齢者を気に掛け、必要に応じて声かけをしましょう。
- 社会福祉協議会が自治公民館で実施する小地域ネットワークづくり出前講座に参加しましょう。
- 地域見守り隊等住民主体の支え合い活動に参加しましょう。

4. 安心・安全なまちづくり

- 災害時要援護者支援の取り組みを理解し、災害時に自力での避難が困難な家族や地域の高齢者がいたら、「災害時要援護者名簿」への登録を促しましょう。

地区名：具志川第1地区

<地区の現状> (平成26年10月1日現在)

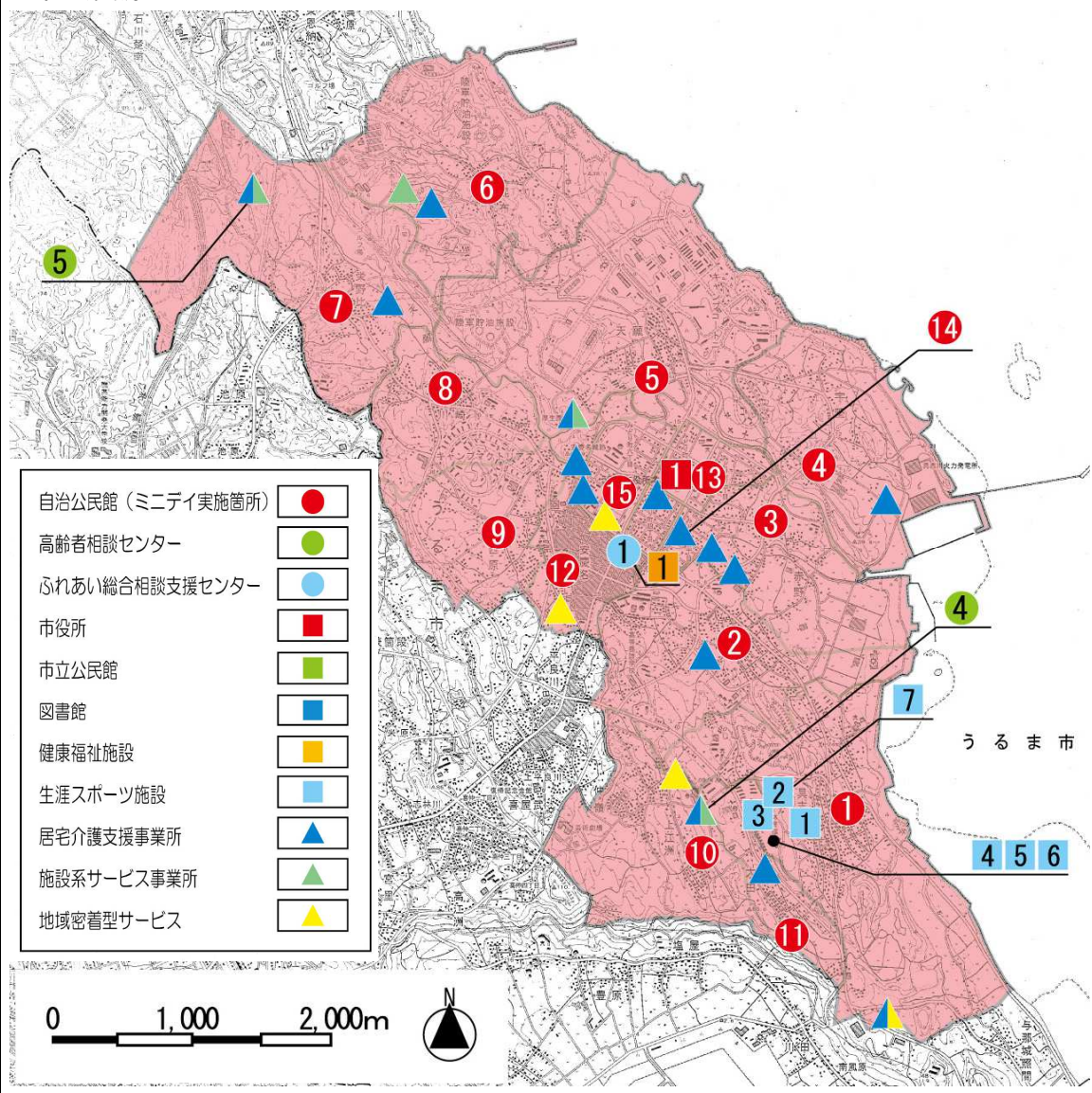
- 人口 36,531人
- 世帯総数 14,181世帯
- 65歳以上人口(対人口比) 6,526人(18.1%)
 - ・65～74歳人口 3,133人
 - ・75歳以上人口 3,393人
- 高齢者世帯^{※1}
 - ・高齢単身世帯 1,714世帯
 - ・高齢者のみの世帯 927世帯
 - ・高齢者のいる世帯 2,149世帯
- 二次予防事業対象者 494人
- 要介護認定者^{※2} 1,374人

<地域社会基盤等の現状>

- 自治会数 15自治会
- 自治会加入率 53.0%
- 民生委員児童委員数^{※3} 42人(定員45人)
- 老人クラブ会員数^{※3} 2,733人
(65歳以上人口に占める割合41.6%)
- 公民館ミニデイ実施自治会 15自治会

※1：平成26年10月末現在
 ※2：平成27年1月現在
 ※3：平成26年12月現在

<社会資源マップ>



地区名：具志川第1地区

<社会資源一覧>

①地域活動拠点

■自治公民館（公民館ミニデイ実施箇所）

| 番号 | 行政区 | 電話番号 | 推進会名 | 実施日 | 備考 |
|----|---------|----------|----------------|------------------|------------|
| 1 | 具志川 | 973-3407 | 具志川福祉推進会 | 第4水曜日14:00~16:00 | 自主活動で第2水曜日 |
| 2 | 田場 | 973-6069 | 田場区福祉推進会 | 第4火曜日13:30~16:00 | |
| 3 | 赤野 | 973-9212 | 赤野区福祉推進会 | 第3木曜日14:00~16:00 | |
| 4 | 宇堅 | 973-3558 | 宇堅福祉推進会 | 第3火曜日14:00~16:00 | |
| 5 | 天願 | 972-3573 | 天願福祉推進会 | 第1水曜日9:00~13:00 | |
| 6 | 昆布 | 972-3574 | 昆布ミニデーつばき会 | 第2水曜日9:00~12:00 | |
| 7 | 栄野比 | 972-3551 | 栄野比なんくる会 | 第2火曜日9:00~12:00 | |
| 8 | 川崎 | 972-3471 | 一升わくの会 | 第1木曜日14:00~16:00 | |
| 9 | 西原 | 973-3427 | 西原福祉若竹会 | 第2水曜日14:00~16:00 | |
| 10 | 上江洲 | 973-3502 | 上江洲福祉推進会 | 第2木曜日9:00~12:00 | |
| 11 | 大田 | 973-3555 | ウフタバタ会 | 第4火曜日14:00~16:00 | |
| 12 | 安慶名 | 972-6052 | 安慶名ふれあい長寿 | 第2木曜日13:30~16:00 | |
| 13 | みどり町1・2 | 974-5480 | みどり町1・2丁目福祉推進会 | 第2金曜日14:00~16:00 | |
| 14 | みどり町3・4 | 974-5839 | みどり町かりゆし会 | 第3火曜日14:00~16:00 | |
| 15 | みどり町5・6 | 972-5606 | みどり町5・6丁目福祉推進会 | 第4金曜日9:30~12:00 | |

■高齢者相談センター

| 番号 | 事業所名称 | 事業所所在地 | 電話番号 |
|----|-------------------|----------|----------|
| 4 | 高齢者相談センター 具志川 ひがし | 字上江洲661 | 974-4001 |
| 5 | 高齢者相談センター 具志川 きた | 字栄野比1150 | 972-7124 |

■ふれあい総合相談支援センター

| 番号 | 事業所名称 | 事業所所在地 | 電話番号 |
|----|-----------------|---------------------------|----------|
| 1 | うるま市社会福祉協議会（本所） | 安慶名488 うるま市健康福祉センターうるみん2階 | 973-5459 |

②公的施設

■市役所

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|------------|---------------|--------------------|
| 1 | うるま市役所（本庁） | うるましみどり町1-1-1 | 974-3111 （総合案内） |

■健康福祉施設

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|--------------------|---------|----------|
| 1 | うるま市健康福祉センター「うるみん」 | 字安慶名488 | 973-4007 |

■生涯スポーツ施設

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|-----------------|----------|----------|
| 1 | うるま市具志川庭球場 | 字具志川2249 | 973-0230 |
| 2 | うるま市具志川野球場 | 字具志川3500 | 973-0230 |
| 3 | うるま市具志川総合グラウンド | 字大田421 | 973-0230 |
| 4 | うるま市具志川ゲートボール場 | 字大田421 | 973-0230 |
| 5 | うるま市具志川総合体育館 | 字大田427 | 973-0230 |
| 6 | うるま市具志川グランドゴルフ場 | 字大田427 | 973-0230 |
| 7 | うるま市具志川ドーム | 字具志川2336 | 973-0230 |

地区名：具志川第1地区

| <地区の将来人口等> | (現状) | | (将来推計) | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H26 | H27 | H28 | H29 | H32 | H37 |
| ・人口 | 36,531 | 36,806 | 36,995 | 37,166 | 37,573 | 37,963 |
| ・65歳以上人口 | 6,526 | 6,854 | 7,130 | 7,373 | 7,868 | 8,785 |
| ・65～74歳人口 | 3,133 | 3,359 | 3,547 | 3,696 | 4,100 | 4,350 |
| ・75歳以上人口 | 3,393 | 3,495 | 3,583 | 3,678 | 3,768 | 4,435 |
| ・要介護認定者 | 1,374 | 1,432 | 1,494 | 1,558 | 1,730 | 1,986 |

※将来推計は、平成26年現在の各地区の市全体に対する割合で算出。

※表中の数値は、小数点以下第1位を四捨五入して算出しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

<地区レベルの施策（住民参加による施策の推進）>

1. 健康づくり・生きがいくりの充実

- 自治公民館等で実施される特定健診・各種がん検診を受診しましょう。
- (仮称)生涯学習センター等での生涯学習講座を受講しましょう。
- (仮称)生涯学習センター等を利用し自主サークルの活動を進めましょう。
- 具志川総合体育館等社会体育施設を活用し、生涯スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。
- 公民館ミニデイ等地域のボランティア活動に参加しましょう。

2. 介護予防・介護保険サービス等の充実

- 自治公民館等で実施される介護予防教室や介護予防活動に地域の方や友人と誘い合っ
て参加しましょう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療
サービス等を利用しましょう。

<圏域内の地域密着型サービス>

- ・認知症対応型通所介護 1箇所（既設）
- ・認知症対応型共同生活介護 2箇所（既設）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1箇所（既設）

3. 支え合いの仕組みづくり

- 相談、支援が必要な場合には、「高齢者相談センター具志川きた」等を利用しましょう。
- 日頃から隣り近所の高齢者を気に掛け、必要に応じて声かけをしましょう。
- 社会福祉協議会が自治公民館で実施する小地域ネットワークづくり出前講座に参加し
ましょう。
- 地域見守り隊等住民主体の支え合い活動に参加しましょう。

4. 安心・安全なまちづくり

- 災害時要援護者支援の取り組みを理解し、災害時に自力での避難が困難な家族や地域
の高齢者がいたら、「災害時要援護者名簿」への登録を促しましょう。

地区名：具志川第2地区

<地区の現状> (平成26年10月1日現在)

| | |
|-----------------------|---------------|
| ○人口 | 34,889人 |
| ○世帯総数 | 13,771世帯 |
| ○65歳以上人口(対人口比) | 5,747人(16.3%) |
| ・65～74歳人口 | 2,952人 |
| ・75歳以上人口 | 2,795人 |
| ○高齢者世帯 ^{※1} | |
| ・高齢単身世帯 | 1,346世帯 |
| ・高齢者のみの世帯 | 860世帯 |
| ・高齢者のいる世帯 | 1,965世帯 |
| ○二次予防事業対象者 | 446人 |
| ○要介護認定者 ^{※2} | 1,069人 |

<地域社会基盤等の現状>

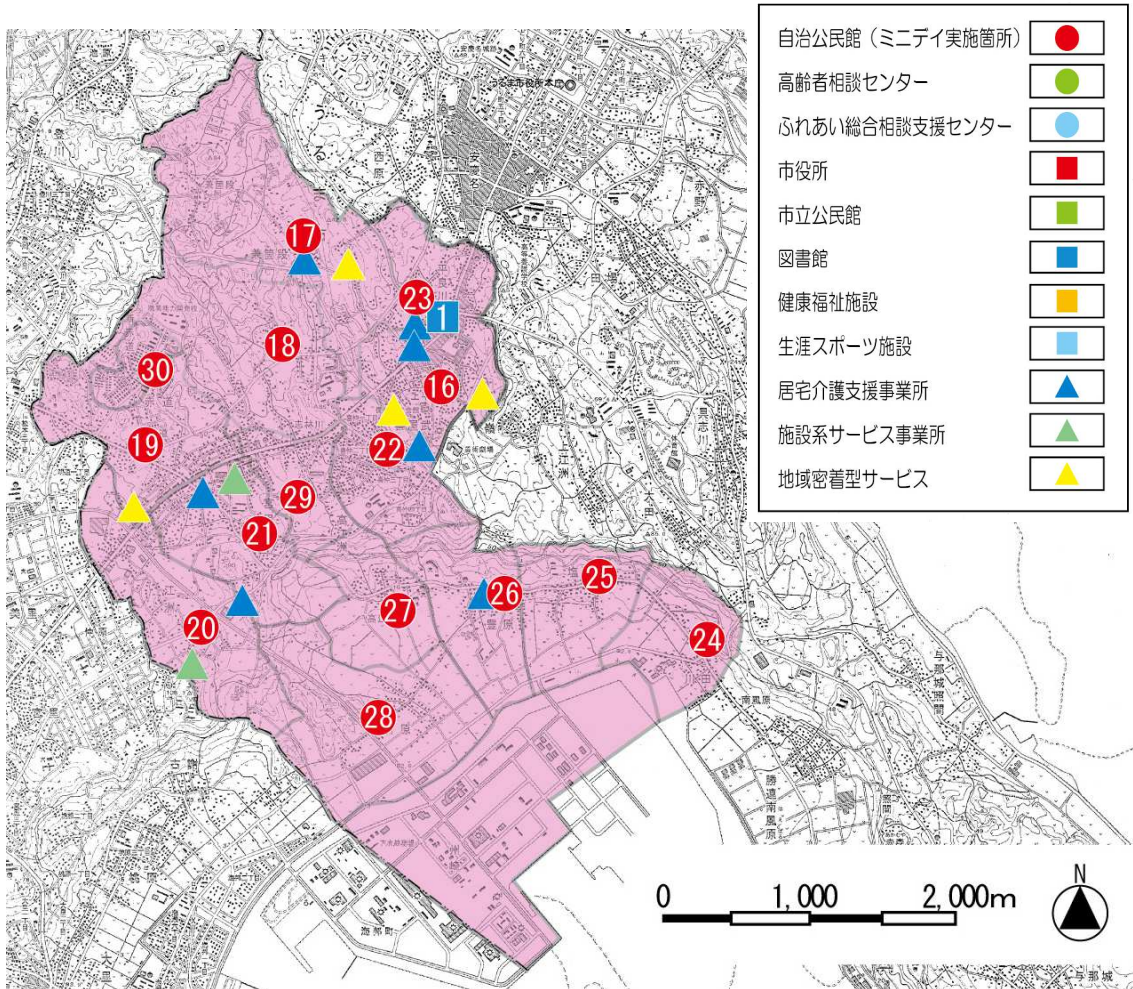
| | |
|--------------------------|--------------------------------|
| ○自治会数 | 15自治会 |
| ○自治会加入率 | 52.9% |
| ○民生委員児童委員数 ^{※3} | 31人(定員38人) |
| ○老人クラブ会員数 ^{※3} | 2,614人 (65歳以上人口に占める割合45.1%) |
| ○公民館ミニデイ実施自治会 | 15自治会 |

※1：平成26年10月末現在

※2：平成27年1月現在

※3：平成26年12月現在

<社会資源マップ>



地区名：具志川第2地区

<社会資源一覧>

①地域活動拠点

■自治公民館（公民館ミニデイ実施箇所）

| 番号 | 行政区 | 電話番号 | 推進会名 | 実施日 | 備考 |
|----|------|----------|--------------|------------------|------------|
| 16 | 上平良川 | 973-3493 | 上平良川睦の会 | 第3木曜日9:00~12:00 | |
| 17 | 兼筒段 | 973-3552 | 兼筒段和の会 | 第4水曜日9:00~12:00 | |
| 18 | 米原 | 973-3431 | 米原ゆんたく会 | 第1火曜日14:00~16:00 | |
| 19 | 赤道 | 973-3432 | 赤道区福祉推進会 | 第3水曜日13:00~16:00 | |
| 20 | 江洲 | 973-3001 | 江洲福祉推進会 | 第3火曜日13:30~16:00 | |
| 21 | 宮里 | 973-9013 | みやざと友の会 | 第2木曜日9:30~13:00 | |
| 22 | 喜仲 | 979-0503 | 喜仲マープ会 | 第2火曜日13:30~15:30 | |
| 23 | 平良川 | 973-6059 | 平良川福祉推進会 | 第3木曜日14:00~16:00 | |
| 24 | 川田 | 973-3556 | 川田春風会 | 第3金曜日9:00~13:00 | |
| 25 | 塩屋 | 973-1936 | 塩屋福祉推進会 | 第3水曜日14:00~16:00 | |
| 26 | 豊原 | 973-1312 | 豊原福祉推進会 | 第3水曜日9:00~13:00 | |
| 27 | 高江洲 | 973-3571 | あしばな福祉推進会 | 第4月曜日13:30~16:00 | |
| 28 | 前原 | 973-4635 | 前原ゆいま〜る会 | 第4水曜日14:00~16:00 | |
| 29 | 志林川 | 973-9009 | 志林川「イビ」事業推進会 | 第4木曜日13:00~16:00 | |
| 30 | 新赤道 | 973-6076 | 新赤道あすなる会 | 第3火曜日9:00~14:00 | 自主活動で第1火曜日 |

②公的施設

■図書館

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|------------|---------|----------|
| 1 | うるま市立中央図書館 | 字平良川128 | 974-1112 |

地区名：具志川第2地区

| ＜地区の将来人口等＞ | （現状） | | （将来推計） | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H26 | H27 | H28 | H29 | H32 | H37 |
| ・人口 | 34,899 | 35,162 | 35,342 | 35,506 | 35,894 | 36,267 |
| ・65歳以上人口 | 5,747 | 6,044 | 6,294 | 6,512 | 7,186 | 7,984 |
| ・65～74歳人口 | 2,952 | 3,164 | 3,342 | 3,482 | 4,082 | 4,331 |
| ・75歳以上人口 | 2,795 | 2,879 | 2,951 | 3,030 | 3,104 | 3,653 |
| ・要介護認定者 | 1,069 | 1,114 | 1,163 | 1,212 | 1,346 | 1,545 |

※将来推計は、平成26年現在の各地区の市全体に対する割合で算出。

※表中の数値は、小数点以下第1位を四捨五入して算出しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

＜地区レベルの施策（住民参加による施策の推進）＞

1. 健康づくり・生きがいくりの充実

- 自治公民館等で実施される特定健診・各種がん検診を受診しましょう。
- (仮称)生涯学習センター等での生涯学習講座を受講しましょう。
- (仮称)生涯学習センター等を利用し自主サークルの活動を進めましょう。
- 具志川総合体育館等社会体育施設を活用し、生涯スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。
- 公民館ミニデイ等地域のボランティア活動に参加しましょう。

2. 介護予防・介護保険サービス等の充実

- 自治公民館等で実施される介護予防教室や介護予防活動に地域の方や友人と誘い合っ
て参加しましょう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医
療サービス等を利用しましょう。

＜圏域内の地域密着型サービス＞

- ・小規模多機能型居宅介護 2箇所（既設）
- ・認知症対応型共同生活介護 2箇所（既設）

3. 支え合いの仕組みづくり

- 相談、支援が必要な場合には、「高齢者相談センター具志川ひがし」等を利用しまし
ょう。
- 日頃から隣り近所の高齢者を気に掛け、必要に応じて声かけをしましょう。
- 社会福祉協議会が自治公民館で実施する小地域ネットワークづくり出前講座に参加
しましょう。
- 地域見守り隊等住民主体の支え合い活動に参加しましょう。

4. 安心・安全なまちづくり

- 災害時要援護者支援の取り組みを理解し、災害時に自力での避難が困難な家族や地域
の高齢者がいたら、「災害時要援護者名簿」への登録を促しましょう。

地区名：石川地区

<地区の現状> (平成 26 年 10 月 1 日現在)

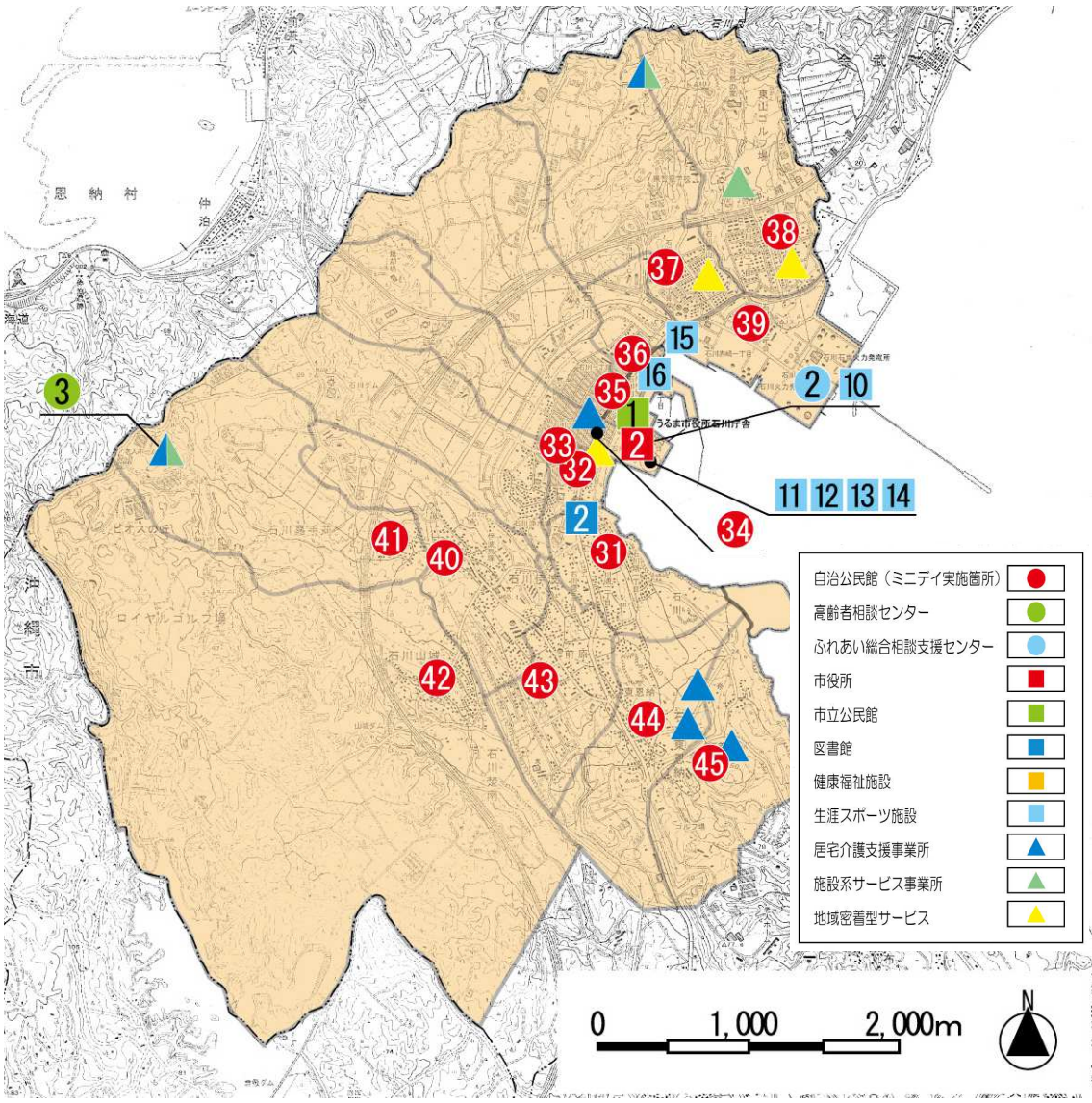
| | |
|-----------------------|-----------------|
| ○人口 | 23,761 人 |
| ○世帯総数 | 9,989 世帯 |
| ○65 歳以上人口 (対人口比) | 4,548 人 (17.3%) |
| ・65～74 歳人口 | 2,224 人 |
| ・75 歳以上人口 | 2,324 人 |
| ○高齢者世帯 ^{※1} | |
| ・高齢単身世帯 | 1,328 世帯 |
| ・高齢者のみの世帯 | 665 世帯 |
| ・高齢者のいる世帯 | 1,397 世帯 |
| ○二次予防事業対象者 | 312 人 |
| ○要介護認定者 ^{※2} | 840 人 |

<地域社会基盤等の現状>

| | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| ○自治会数 | 15 自治会 |
| ○自治会加入率 | 46.4% |
| ○民生委員児童委員数 ^{※3} | 31 人 (定員 34 人) |
| ○老人クラブ会員数 ^{※3} | 1,486 人 (65 歳以上人口に占める割合 32.5%) |
| ○公民館ミニデイ実施自治会 | 15 自治会 |
| ○地区公民館活動サークル | 45 サークル |

※1：平成 26 年 10 月末現在
 ※2：平成 27 年 1 月現在
 ※3：平成 26 年 12 月現在

<社会資源マップ>



地区名：石川地区

＜社会資源一覧＞

①地域活動拠点

■自治公民館（公民館ミニデイ実施箇所）

| 番号 | 行政区 | 電話番号 | 推進会名 | 実施日 | 備考 |
|----|---------|----------|------------------|------------------|------------|
| 31 | 曙 | 965-4780 | 石川曙福祉推進会「めだかの学校」 | 第2金曜日10:00~13:00 | 自主活動で第4金曜日 |
| 32 | 南 栄 | 964-4263 | 南栄区セミナー | 第4月曜日14:00~16:00 | 自主活動で第2月曜日 |
| 33 | 城 北 | 964-5022 | 城北區うまんちゅセミナー | 第2月曜日9:30~12:30 | 自主活動で第4月曜日 |
| 34 | 中 央 | 964-3630 | 中央区若水会 | 第4火曜日10:00~12:00 | |
| 35 | 松 島 | 964-2325 | 松島区ドリームセミナー | 第3月曜日9:30~12:00 | |
| 36 | 宮 前 | 965-1113 | 宮前区願寿セミナー | 第2火曜日14:00~16:00 | 自主活動で第4火曜日 |
| 37 | 東 山 | 965-4297 | 東山区かりゆし会 | 第1木曜日9:30~13:00 | 自主活動で第3木曜日 |
| 38 | 旭 | 964-3428 | 旭区ホルト通り会 | 第3木曜日9:30~12:00 | |
| 39 | 港 | 965-4964 | ミニデー港区もーあしび会 | 第1金曜日9:00~11:00 | 自主活動で第3金曜日 |
| 40 | 伊 波 | 965-1807 | 伊波健福寿セミナー | 第4金曜日9:00~12:00 | 自主活動で第2金曜日 |
| 41 | 嘉 手 苅 | 964-4350 | 嘉手苅区ほがらか会ティサービス | 第1水曜日9:00~11:30 | 自主活動で第3水曜日 |
| 42 | 山 城 | 965-4233 | 揃てい遊ばな山城区 | 第2月曜日14:00~16:00 | 自主活動で第4金曜日 |
| 43 | 石 川 前 原 | 965-7021 | 石川前原区いきいきうまんちゅ会 | 第4木曜日9:00~11:30 | 自主活動で第2木曜日 |
| 44 | 東 恩 納 | 964-3255 | 東恩納ふれあいセミナー | 第3金曜日9:00~13:00 | |
| 45 | 美 原 | 965-4713 | 美原かりゆし会 | 第4水曜日9:00~12:00 | |

■高齢者相談センター

| 番号 | 事業所名称 | 事業所所在地 | 電話番号 |
|----|----------------|-------------|----------|
| 3 | 高齢者相談センター いしかわ | 石川嘉手苅961-17 | 965-6121 |

■ふれあい総合相談支援センター

| 番号 | 事業所名称 | 事業所所在地 | 電話番号 |
|----|-------------------|---------|----------|
| 2 | うるま市社会福祉協議会（石川支所） | 石川石崎1-1 | 964-2494 |

②公的施設

■市役所

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|----|------------|-------------|--------------------|
| 2 | うるま市役所石川庁舎 | うるま市石川石崎1-1 | 974-3111 (総合案内) |

■市立公民館

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|----|--------------|-----------|----------|
| 1 | うるま市立石川地区公民館 | 石川曙2-1-52 | 964-3433 |

■図書館

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|----|------------|-----------|----------|
| 2 | うるま市立石川図書館 | 石川曙2-1-55 | 964-5166 |

■生涯スポーツ施設

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|----|-----------------|-----------|----------|
| 10 | うるま市石川体育館 | 石川石崎1-2 | 965-5121 |
| 11 | うるま市石川運動場 | 石川石崎1-6 | 965-5121 |
| 12 | うるま市石川屋内運動場 | 石川石崎1-6 | 965-5121 |
| 13 | うるま市石川野球場 | 石川石崎1-6 | 965-5121 |
| 14 | うるま市石川庭球場 | 石川石崎1-6 | 965-5121 |
| 15 | うるま市石川赤崎ゲートボール場 | 石川赤崎1-3-2 | 973-3208 |
| 16 | うるま市石川プール | 石川石崎2-7 | 965-3939 |

地区名：石川地区

| ＜地区の将来人口等＞ | （現状） | | （将来推計） | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H26 | H27 | H28 | H29 | H32 | H37 |
| ・人口 | 23,761 | 23,940 | 24,063 | 24,174 | 24,439 | 24,692 |
| ・65歳以上人口 | 4,548 | 4,778 | 4,972 | 5,142 | 5,656 | 6,300 |
| ・65～74歳人口 | 2,224 | 2,384 | 2,518 | 2,623 | 3,076 | 3,263 |
| ・75歳以上人口 | 2,324 | 2,394 | 2,454 | 2,519 | 2,581 | 3,038 |
| ・要介護認定者 | 840 | 876 | 914 | 952 | 1,057 | 1,214 |

※将来推計は、平成26年現在の各地区の市全体に対する割合で算出。

※表中の数値は、小数点以下第1位を四捨五入して算出しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

＜地区レベルの施策（住民参加による施策の推進）＞

1. 健康づくり・生きがいくりの充実

- 自治公民館等で実施される特定健診・各種がん検診を受診しましょう。
- 石川地区公民館等での生涯学習講座を受講しましょう。
- 石川地区公民館等を利用し自主サークルの活動を進めましょう。
- 石川体育館等社会体育施設を活用し、生涯スポーツを楽しみましょう。
- 地域の老人クラブ活動に参加しましょう。
- 公民館ミニデイ等地域のボランティア活動に参加しましょう。

2. 介護予防・介護保険サービス等の充実

- 自治公民館や石川地区公民館等で実施される介護予防教室や介護予防活動に地域の方や友人と誘い合って参加しましょう。
- 住み慣れた地域で暮らし続けていくために、身近な地域にある介護保険サービスや医療サービス等を利用しましょう。

＜圏域内の地域密着型サービス＞

- ・小規模多機能型居宅介護 1箇所（既設）
- ・認知症対応型通所介護 1箇所（既設）
- ・認知症対応型共同生活介護 1箇所（既設）

3. 支え合いの仕組みづくり

- 相談、支援が必要な場合には、「高齢者相談センターいしかわ」等を利用しましょう。
- 日頃から隣り近所の高齢者を気に掛け、必要に応じて声かけをしましょう。
- 社会福祉協議会が自治公民館で実施する小地域ネットワークづくり出前講座に参加しましょう。
- 地域見守り隊等住民主体の支え合い活動に参加しましょう。

4. 安心・安全なまちづくり

- 災害時要援護者支援の取り組みを理解し、災害時に自力での避難が困難な家族や地域の高齢者がいたら、「災害時要援護者名簿」への登録を促しましょう。

第5章 計画推進に向けて

1. 2025（平成37）年を見据えた計画の推進…………… 77
2. 高齢者をはじめ市民への計画等の周知徹底…………… 77
3. 行政及び保健・医療・福祉の関係機関等の連携推進・ 79
4. 計画の進行管理の仕組みづくり…………… 79

第5章 計画推進に向けて

1. 2025（平成37）年を見据えた計画の推進

本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年を見据え、「第1章 計画の基本的な方向」において本市の2025（平成37）年のまちの姿を『いきいき暮らし 地域で支え合う ゆいま～るのまち・うるま』と位置づけました。

この間、介護給付費は常に増加傾向で推移し、それに伴い介護保険料も伸びを見せています。この傾向は今後とも続くとみられ、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年に向けてますます増加していくことが予測されます。

今後、このような介護給付費や介護保険料の増加をできる限り抑制するために、高齢者をはじめとする市民や、行政内部及び関係機関・団体とともに、将来を見据えた取り組みの視点を持って計画の推進を図っていくこととします。

2. 高齢者をはじめ市民への計画等の周知徹底

本計画は、地域で支え合いながら高齢者本人が地域でいきいきと暮らし続けていくことと、本市の高齢社会を市民全体で支えていくことを大きな目標としています。そうした目標を実現していくためには、本計画について高齢者をはじめ、全ての市民が一定理解を示し、市民一人ひとりが自分にできる行動に取り組んでいただくことが重要です。

例えば、高齢者自身はいつまでもいきいきと元気に暮らしていくために介護予防活動等に積極的に取り組む、例えば児童、生徒や壮中年の市民は、交流等を通じて高齢者への理解を深めるとともに、健やかな高齢期を迎えるための健康づくりに取り組むなど、それぞれの立場で必要な行動がなされるよう、本計画の周知を徹底的に図っていくことが肝要です。

そうすることで、介護保険料の増加の抑制にも結び付くものと考えます。したがって、計画等に関する勉強会の開催を支援するなど、計画の周知に向けた取り組みを自治会等と連携しつつ進めていくこととします。

3. 行政及び保健・医療・福祉の関係機関等の連携推進

本計画に位置づける施策は、多様な分野にわたっています。各施策の円滑な推進に向けて、庁内の関係部署はもちろん、自治会をはじめとする地域や保健・医療・福祉の関係機関・団体への情報発信・共有を行うとともに、連携を深め、一体的に取り組めるよう努めていきます。

4. 計画の進行管理の仕組みづくり

本計画の施策に関しては計画期間（平成27年度～平成29年度）内において、定期的な施策の進捗確認を行い、必要に応じて取り組みの強化や見直し等を進め、市民ニーズへの対応や課題解決につなげていく必要があります。施策の点検等は介護長寿課が中心となって行政内部の関係部署と連携し行うとともに、本計画策定委員会へ施策の進捗状況等の報告を行い、計画の進行管理に努めます。

これらの施策の点検や評価を次期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に引き継ぎ、本計画が目指す目標達成に向けて取り組んでいきます。

参考資料

1. 計画策定の経緯…………… 79
2. 計画策定の体制…………… 80
3. うるま市高齢者福祉計画策定に関する規程…………… 81
4. うるま市高齢者福祉計画策定委員会規則…………… 84
5. 用語集…………… 86

参考資料

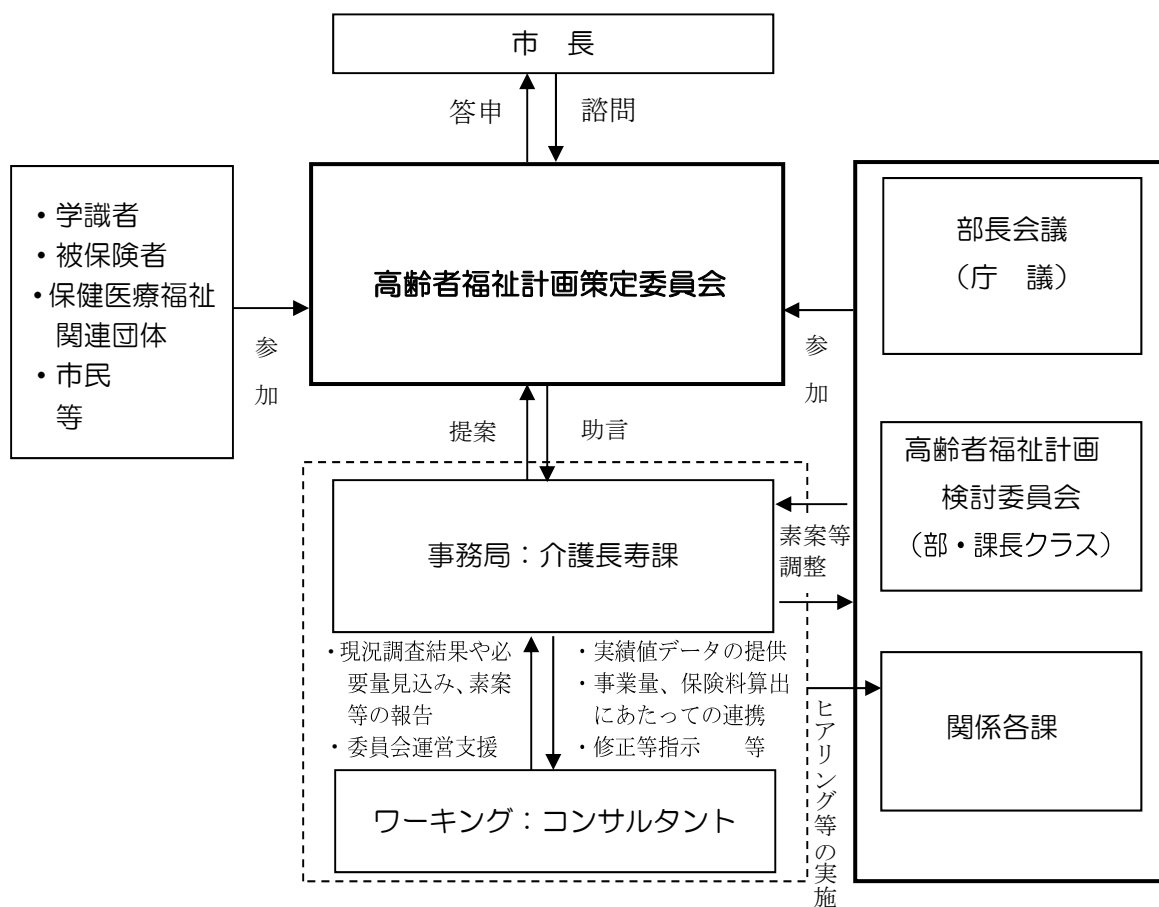
1. 計画策定の経緯

| 年月日 | 内容等 |
|------------|--|
| 平成26年6月16日 | 施策点検ヒアリングシート配布 |
| 7月24日 | ○第1回 うるま市高齢者福祉計画策定委員会 ＜議事＞ ・介護保険制度改正案等の概要 ・計画策定の概要（背景と目的、作業の進め方、スケジュール等） ・うるま市の高齢者の現状と介護保険サービスの利用実態等 |
| 8月5日～9月8日 | 日常生活圏域ニーズ調査 実施期間 |
| 8月22日～9月3日 | 施策点検ヒアリング実施 |
| 11月5日 | ○第2回 うるま市高齢者福祉計画策定委員会 ＜議事＞ ・うるま市介護保険サービスの利用実態（補足） ・高齢者施策の現状と課題 ・第6期介護保険事業計画の検討（暫定） |
| 11月10日 | ■第1回 うるま市高齢者福祉計画検討委員会 ＜議事＞ ・計画策定の概要（背景と目的、作業の進め方、スケジュール等） ・高齢者を取り巻く現状と課題等 ・第6期介護保険事業計画の検討（暫定） |
| 12月18日 | ■第2回 うるま市高齢者福祉計画検討委員会 ＜議事＞ ・前回の振り返り ・日常生活圏域ニーズ調査について ・うるま市高齢者福祉計画等（素案）の一部について |
| 12月24日 | ○第3回 うるま市高齢者福祉計画策定委員会 ＜議事＞ ・前回の議事内容確認とその対応について ・日常生活圏域ニーズ調査 ・うるま市高齢者福祉計画等（素案）の一部について |
| 平成27年1月19日 | ■第3回 うるま市高齢者福祉計画検討委員会 ＜議事＞ ・前回の振り返り ・うるま市高齢者福祉計画等（素案）について ・介護保険料について |
| 2月4日 | ○第4回 うるま市高齢者福祉計画策定委員会 ＜議事＞ ・前回の議事内容確認とその対応について ・うるま市高齢者福祉計画等（素案）について ・介護保険料について |
| 2月5日～2月18日 | パブリックコメント実施 |
| 2月23日 | 答申 |

■ 答申の様子（平成 27 年 2 月 23 日）



2. 計画策定の体制



3. うるま市高齢者福祉計画策定に関する規程

平成17年8月11日

訓令第80号

改正 平成20年5月30日訓令第31号

平成23年11月1日訓令第33号

(設置)

第1条 うるま市高齢者福祉計画の策定に必要な検討を行うため、うるま市高齢者福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画の案の策定に関すること。

(2) その他検討委員会が必要と認める事項

2 委員長は、検討委員会で検討した事項について、市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員の任命は、別に辞令を用いることなくその職に命じられた者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に福祉部長、副委員長に介護長寿課長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員長は、検討委員会で検討した事項について、策定委員会に報告しなければならない。

(作業部会)

第6条 検討委員会の下にうるま市高齢者福祉計画作業部会(以下「作業部会」という。)を置き、委員長の指示により次の業務を行う。

(1) 第2条の所掌事務に関すること。

(2) 検討委員会に提出する原案の作成に関すること。

(3) 計画案に係る具体的事項に関すること。

2 作業部会員は、検討委員会において選任する。

3 作業部会における検討の経過及び結果を検討委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 検討委員会、作業部会の庶務は、福祉部介護長寿課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成17年8月1日から適用する。

附 則(平成20年5月30日訓令第31号)

この訓令は、平成20年6月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成23年11月1日訓令第33号)

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

別表(第3条関係)

検討委員会

| 所属 | 職名 |
|------------|-----|
| 福祉部 | 部長 |
| 企画部 | 部長 |
| 総務部 | 部長 |
| 市民部 | 部長 |
| 消防本部 | 消防長 |
| 福祉部介護長寿課 | 課長 |
| 福祉部生活福祉課 | 課長 |
| 福祉部障がい福祉課 | 課長 |
| 市民部健康支援課 | 課長 |
| 市民部国民健康保険課 | 課長 |
| 企画部企画課 | 課長 |
| 企画部財政課 | 課長 |
| 教育部生涯学習振興課 | 課長 |
| 教育部生涯スポーツ課 | 課長 |

■ 検討委員会構成メンバー表

◇ 策定委員会

| | 氏名 | 所属 | 備考 |
|----|--------|-------------|------|
| 1 | 山城 弘 | 福祉部長 | 委員長 |
| 2 | 喜納 修 | 企画部長 | |
| 3 | 天願 雅也 | 総務部長 | |
| 4 | 島袋 義則 | 市民部長 | |
| 5 | 照屋 賢正 | 消防長 | |
| 6 | 上門 はるみ | 福祉部介護長寿課長 | 副委員長 |
| 7 | 牧志 正樹 | 福祉部生活福祉課長 | |
| 8 | 神谷 幸彦 | 福祉部障がい福祉課長 | |
| 9 | 大城 順子 | 市民部健康支援課長 | |
| 10 | 当間 重俊 | 市民部国民健康保険課長 | |
| 11 | 宮城 為治 | 企画部企画課長 | |
| 12 | 大田 義浩 | 企画部財政課長 | |
| 13 | 吉浜 斉 | 教育部生涯学習振興課長 | |
| 14 | 真栄城 玄俊 | 教育部生涯スポーツ課長 | |

4. うるま市高齢者福祉計画策定委員会規則

平成 17 年 8 月 11 日

規則第 190 号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成17年うるま市条例第19号)第3条の規定に基づき、うるま市高齢者福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じて、うるま市高齢者福祉計画の策定に必要な事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 保健、医療、福祉等を代表する者
- (3) 市職員
- (4) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 策定委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 策定委員会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、策定委員会の議を経て、会長が任命する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、部会で調査審議した事項について、策定委員会に報告しなければならない。
- 7 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において「策定委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉部介護長寿課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年8月1日から適用する。

附 則(平成20年6月30日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

■ 策定委員会

| | 氏 名 | 所 属 | 備 考 |
|----|--------|----------------------|-----|
| 1 | 豊里 竹彦 | 琉球大学 医学部 保健学科 講師 | 会長 |
| 2 | 渡嘉敷 唯仁 | 沖縄県中部福祉保健所 | |
| 3 | 長谷川 名沖 | 社会福祉法人 中陽福祉会 副施設長 | |
| 4 | 桃原 幸二 | (有)美和コーポレーション 代表取締役 | 副会長 |
| 5 | 前泊 忍 | 合同会社ゆい グループホームかえで 代表 | |
| 6 | 外間 勝 | うるま市社会福祉協議会 在宅福祉課長 | |
| 7 | 前田 清貴 | みどり町クリニック理事長 | |
| 8 | 金城 喜代子 | 具志川在宅介護者ふれあいの会代表 理事 | |
| 9 | 平良 和子 | 石川在宅介護者ひまわりの会 会長 | |
| 10 | 玉城 大輔 | うるま市介護支援専門員連絡会 会長 | |
| 11 | 山城 しのぶ | うるま市訪問介護員連絡会 | |
| 12 | 又吉 賢守 | うるま市民生委員・児童委員協議会 副会長 | |
| 13 | 安慶名恵美子 | うるま市女性団体連絡協議会 副会長 | |
| 14 | 大里 亀榮 | うるま市老人クラブ連合会 副会長 | |
| 15 | 石川 善隆 | 一般公募(第1号保険者) | |
| 16 | 宮里 清子 | うるま市自治会長会連絡協議会 理事 | |
| 17 | 山城 弘 | うるま市福祉部長 | |

5. 用語集

あ行

一般高齢者・一次予防事業

- ・要介護認定を受けていない方、また介護予防上の支援が必要と認められる虚弱な高齢者でない65歳以上の元気な高齢者を一般高齢者といい、その方達を対象に実施する介護予防事業（介護予防健康教室・総合介護予防教室等）を一次予防事業という。なお、一次予防事業は平成27～平成29年度の間介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、二次予防事業と区別なく展開される。

か行

介護給付

- ・要介護認定において、介護が必要と認められた被保険者（要介護1～要介護5）に対する保険給付のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

- ・要介護者及び要支援者などからの依頼を受け、心身の状況にあった適切なサービスが利用できるよう、市町村や居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整を行い、介護サービス計画（ケアプラン）の作成などを行う専門職。

介護報酬

- ・介護保険制度において、事業所や施設が利用者に介護サービスを提供した場合、対価として支払われる報酬のこと。介護報酬はサービスの種類ごとに平均的な費用等を勘案して設定されており、原則として9割が介護保険から支払われ、残り1割が利用者の自己負担となる。

介護予防

- ・可能な限り要支援・要介護状態になることを防ぐこと。また、要支援・要介護と認定された場合でも、状態がさらに進行しないように支援すること。

介護予防給付

- ・要介護認定において、支援が必要と認められた被保険者（要支援1・要支援2）に対する保険給付のこと。

介護予防支援

- ・居宅の要支援者に対し、心身の状況にあった適切なサービスが利用できるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整を行うこと。

介護予防・日常生活支援総合事業

- ・地域支援事業の中に新たに創設された事業。市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業。

介護療養型医療施設（介護療養病床）

- ・急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入院する施設。医療、看護、医学的管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行う。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所する施設。食事、入浴、排泄などの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行う。

介護老人保健施設（老人保健施設）

- ・病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所する施設。医学的な管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行う。

居住系サービス

- ・地域における居住の場として提供されている施設サービス。特定施設入居者生活介護（介護保険の指定を受けた有料老人ホーム）やケアハウスなどがある。

居宅サービス

- ・居宅の要介護者が、指定居宅サービス事業者から受ける事ができるサービス。サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与等がある。

居宅療養管理指導

- ・医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な要介護者の居宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握し療養上の管理・指導を行う居宅サービス。

ケアプラン（介護サービス計画）

- ・要介護者などの心身の状況や本人及び家族の希望などを勘案し、サービス提供者間の調整を行いつつ、利用する介護サービスの種類、内容など具体的なサービス計画を定めたもの。

後期高齢者

- ・75歳以上の高齢者。

高額介護サービス

- ・要介護者が、居宅サービスや施設サービスを利用して支払った自己負担額が一定額を超えた場合に超過分が払い戻される介護給付。超過分が払い戻されることにより負担が一定額を上回らないよう自己負担額の軽減が図られる。

さ行

在宅療養支援診療所

- ・通院による医療サービスの利用が困難な高齢者等に対し、自宅を訪問して診療を行う医療機関。平成 18 年度厚生労働省が在宅医療の充実を図るために制度化。原則的に 24 時間体制の往診や急変時の入院先の確保などの基準を満たすことが必要。

サービス付高齢者向け住宅

- ・一定の広さやバリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する高齢者向けの住宅。平成 23 年度、国土交通省と厚生労働省が高齢者の居住の安定を確保する目的で制度化したもので、住宅等の建設に対して、国が建設費を助成するなど、各種の支援を行う。

住宅改修

- ・住む人の生活の利便性や安全性を考え、住宅の段差の解消や手すりの取り付け等を行うサービス。

小規模多機能型居宅介護

- ・居宅の要介護者を対象とした地域密着型サービスのひとつ。これまでの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるように、1つの事業所で「通い」サービスを中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせることができるサービス。平成 17 年の介護保険制度の改正により創設されたサービス。

成年後見制度

- ・不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面で、適切な判断をすることが難しくなった方を支援する制度。

前期高齢者

- ・65歳～74歳までの高齢者。

た行

第三者後見人

- ・成年後見制度（前頁参照）において、定められる後見人のうち、親族以外の社会福祉協議会などの福祉機関あるいは弁護士、司法書士などの法律職種等、第三者の後見人のこと。

短期入所生活介護

- ・居宅の要介護者が、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、入浴や食事などの介護や機能訓練などを受けるサービス。

短期入所療養介護

- ・居宅の要介護者が、介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、治療や看護、機能訓練などを受けるサービス。

地域包括ケア

- ・高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していくこと。

地域包括支援センター

- ・介護予防サービスや介護予防事業などのケアプランを作成したり、高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待防止等の権利擁護などを行う地域介護の中核拠点。

地域密着型サービス

- ・介護状態になった後も住みなれた地域で生活を継続できるよう、平成18年度の介護保険制度の改正時に創設されたサービスで、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護などがあり、保険者が事業者の指定・指導監督を行う。

通所リハビリテーション

- ・介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を支援するため、理学療法士や作業療法士などによる必要な機能訓練などを受けるサービス。

通所介護

- ・心身機能の維持や社会的孤立感の解消を図る事を目的に、施設などに通い入浴や食事、機能訓練、レクリエーションなどを受けるサービス。なお、予防給付の通所介護は平成27～平成29年度の間介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。地域密着型サービスの一類型として、平成24年度に創設予定。

特定健診

- ・生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリック症候群に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を抽出するために行う健診。

特定施設入所者生活介護

- ・有料老人ホームやケアハウスなどで特定施設の指定を受けた事業所に入居している要介護者について、計画に基づいて提供される入浴、排せつ、食事等の介護等を行うサービス。

特定入所者介護サービス費

- ・平成 18 年 10 月からの居住費・医療費の保険給付外措置への制度改正において、低所得者への対策として創設された保険給付。

特定福祉用具販売

- ・居宅の要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況や希望、置かれている環境を踏まえ、入浴又や排せつに使用する福祉用具の選定の援助、取付け、調整、販売を行うサービス。

特定保健指導

- ・特定健診で把握されたメタボリック症候群予備軍及び該当者に対し、保健師や管理栄養士の指導のもと食事や運動などの生活習慣改善に向けた取り組み。

| |
|----|
| な行 |
|----|

二次予防事業

- ・要介護状態となるおそれのある高齢者に対し、要介護状態にならないように積極的に介護予防を行う事業。なお、二次予防事業は平成 27～平成 29 年度の間に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、一次予防事業と区別なく展開される。

日常生活自立支援事業

- ・認知症や知的障害等で判断能力が不十分のため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な方に代わって、その権利やニーズ表明を行ったり、人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにする事業。

認知症サポーター

- ・認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のこと。認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- ・認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられる。

認知症対応型通所介護

- ・認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護。

| |
|----|
| は行 |
|----|

福祉用具貸与

- ・心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るため、車イスや歩行器、特殊寝台等の用具を貸し出すサービス。

訪問リハビリテーション

- ・介護老人保健施設や医療機関等の理学療法士や作業療法士などが家庭へ訪問し、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を支援するために、必要な機能訓練などを受けるサービス。

訪問介護

- ・訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴や排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助などを行うサービス。なお、予防給付の訪問介護は平成27～平成29年度の間に関護予防・日常生活支援総合事業へ移行する。

訪問看護

- ・看護師、保健師などが家庭へ訪問し、病状などの観察や看護、終末期のケアなど、療養生活に必要な支援を行うサービス。

訪問入浴介護

- ・自宅の浴槽では入浴が困難な居宅の要介護者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス。

| |
|----|
| や行 |
|----|

有料老人ホーム

- ・高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な支援を行う施設。（老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居等は除く）

うるま市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画

平成27年3月 発行

発行：うるま市 福祉部 介護長寿課

〒904-2292

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL：098-974-3111（代表）